

右の内第一號は最初「郡判任官」であつたが大正一五年に郡役所廢止の爲大正一五年勅令第二四四號（同年七月一日より施行）を以て之を削り現在の府縣判任官を代へた次第で右勅令附則に「郡判任官ハ仍之ヲ第六條第一號ニ掲クル文官ト看做ス」と規定した。又第四號の朝鮮道立醫院の官吏たる職員は大正一四年勅令第八六號朝鮮道立醫院官制に依り設置せられたもので其の俸給は道地方費を以て支辨せらるるも其の道地方費は國庫より衛生費の補助として給する金額より支出せられてゐる。

(3) 之は即(6)の準文官となる。

(4)(5) 司法官試補及左記明治四三年勅令第二七五號文官試補及見習ニ關スル件第一條に規定する者を指す。

第一條 文官任用令第五條ノ規定ニ依リ奏任文官ニ任用セララルヘキ資格ヲ有スル者ハ試補、同令第六條ノ規定ニ依リ判任文官ニ任用セララルヘキ資格ヲ有スル者ハ見習トシテ各官廳ニ屬セシメ其ノ廳又ハ他ノ官廳ニ於テ事務ヲ練習セシムルコトヲ得

而して大正九年勅令第五六九號司法官試補及朝鮮總督府司法官試補ニ關スル件第二條に「司法官試補又ハ朝鮮總督府司法官試補ニハ千百圓以内の年俸ヲ給スルコトヲ得」、前記明治四三年勅令第二七五號第四條に「試補ニハ一年千百圓以内、見習ニハ一月四十圓以内ノ俸給ヲ給スルコトヲ得」とあるが無給の試補、見習の期間は公務員に在つてさへ無給期間は恩給の基礎を缺くものとして在職を認めぬことに解されてゐるから同様に在職の價値を認めぬ。

(6) 三等郵便局長、三等電信局長、警部補（之は第二三條第一號に依り警察監獄職員としての資格をも有する）、榮養研究所無給技手、傳染病研究所無給技手、體育研究所無給技手。法文に國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官とあるから國庫以外の經濟から俸給を給する官（警部補）、國庫及國庫以外の經濟より俸給（第四四條の俸給である、手當等を含まぬ）を給せざる

官（其の他）を含む譯である。

準文官中有給の者（試補、見習の有給のもの）に付ては一定條件の下に在職を認め（第四二條第一項第三號、第二五條、第二六條及第二七條第一項）（無給の試補見習の期間は認めぬこと前述の如し）（警部補は有給であるが準文官としては實益がないから警察監獄職員として在職を認められる）無給の者に付ては在職を認めぬことに解せられただ公務傷病の場合（第四七條、第四八條第三項）に増加恩給（第六五條第二項）又は傷病年金（第六五條ノ二第二項）の給與を認められる。

従前の規定 にして文官に適用せられた主たる規定は官吏恩給法、官吏遺族扶助法であつて、恩給法第八五條第一項又は第九〇條第一項本文に依り恩給法施行後と雖恩給法に對し不可分の關係を有するが故に説明を加へて左に掲げる。

官吏恩給法（明治三十三年法律第四三號）

第一條 文官判任以上ノ者退官シタルトキハ此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 在官滿十五年以上ノ者左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ終身恩給ヲ給ス

一 年齢六十歳ヲ超エ退官ヲ許シタルトキ

一 傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘス退官ヲ許シタルトキ

三 廢官廢職若クハ官廳事務ノ伸縮又ハ非職滿期（一）ニ依リ退官シタルトキ

第三條 左ニ掲クル事項ノ一ニ當ル者ハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身恩給ヲ給シ尙其最下金額十分ノ七マテノ増加恩給ヲ給ス



一 公務ニ因リ傷疾ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ  
 二 公務ニ因リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ従事シ爲メニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

第四條 滿五年以上國務大臣ノ職ニ在ル者退官シタルトキハ第二條ノ制限ニ拘ハラズ恩給ヲ給ス

第五條 恩給ノ年額ハ退官現時ノ俸給ト在官年數トニ依リ之ヲ定ム即チ在官滿十五年以上十六年未滿ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ俸給年額ノ二百四十分ノ六十トシ十五年以後滿一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額又十五年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額トス  
 非職滿期<sup>(1)</sup>ニ由テ退官シタル者ノ恩給ハ其在職最終ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス  
 實際官及領事貿易事務官等ノ恩給ハ其官等ニ對スル普通文官ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス  
 兼官ニ依テ受クル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘレ  
 恩給年額滿位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

第六條 恩給ヲ受ケ又ハ恩給ヲ受ケスシテ退官シタル者在官中ノ公務ニ起因スル傷疾疾病引續キ重症ニ趨キタルトキ其事由ヲ詳悉シ左ノ期限内ニ申出レハ査覈ノ上相當ノ恩給ヲ給ス  
 一 一肢ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後二個年  
 二 一肢ヲ亡シ或ハ二肢ノ用ヲ失ヒ又ハ兩眼ヲ盲シ若クハ二肢ヲ亡シ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後三個年

第七條 在官年數ハ判任官以上初任ノ月ヨリ起算シ退官ノ月ヲ以テ終リトス

明治四年八月以前ヨリ任官セラレタル者ハ同年同月ヨリ起算ス但本項ニ掲クル者退官スルトキハ明治四年七月以前ノ勤務ニ對シテハ同年同月ノ現官等ニ相當スル月俸ノ半額ヲ以テ在官年數ノ一個年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス

第八條 左ニ掲クル月數及日數ハ在官年數中ニ算入スヘシ

- 一 判任以上出仕官ニ在ルノ月數
- 二 武官ヨリ文官ニ轉シタル者又ハ軍人恩給ヲ受ケスシテ現役ヲ退キタル後文官ニ任シタル者ハ其現役中ノ日數<sup>(2)</sup>
- 三 從軍年加算ノ年數
- 四 非職及休職中ノ月數
- 五 退官ノ後再ヒ任官シタル者ハ前在官ノ月數
- 六 宮内官ヨリ文官ニ轉シタル者又ハ恩給ヲ受ケスシテ宮内官ヲ退キタル後文官ニ任シタル者ハ宮内判任官以上在官中ノ月數

第九條 左ニ掲クル月數及日數ハ在官年數中ヨリ除算スヘシ

- 一 年齡二十歲未滿者ノ在官月數<sup>(3)</sup>
- 二 高等官試補及判任官見習中ノ月數
- 三 郡區判任官及臺灣總督府地方廳稅務吏ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官職ニ在ル月數及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職<sup>(4)</sup>ニ在ル月數
- 四 御用掛履等外出仕勤仕ノ月數
- 五 第八條第二ニ掲クル者在テハ軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數
- 六 自己ノ便宜ニ依リ退官<sup>(5)</sup>シタル後又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル後再ヒ任官シタル者ニ在テハ其前官<sup>(6)</sup>ノ月數

第十條 文官ニシテ從軍シタル者ハ軍人恩給法ノ算則ニ照シテ其從軍年ヲ加算ス<sup>(7)</sup>

第十一條 恩給<sup>(8)</sup>ヲ受クル者再ヒ官ニ就キ滿一年以上在官シタル後退官シタルトキハ左ノ區別ニ依リ恩給ヲ給ス



一 退官現時ノ俸給前後相同シカラサルトキハ前官年數(9)ヲ後官ノ年數ニ通算シ後官ニ對スル恩給額ト前ノ恩給額トヲ比較シ其多キ方(10)ヲ給ス

二 退官現時ノ俸給前後相同シキトキハ在官年數ニ依リ恩給ヲ増加ス但前官十五年未滿ニシテ恩給ヲ受ケタル者ニ在テハ前後通算シテ十六年以上ニ至ラサレハ増加セズ

第十二條 恩給ヲ受クル者重罪ノ刑(11)ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ恩給ヲ剝奪ス左ニ掲ケル事項ノ一ニ當ルトキハ其間恩給ヲ停止ス

一 判任以上ノ官ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキ但商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ルトキハ此限ニアラス

二 公權ヲ停止(12)セラレタルトキ

第十三條 年齢未タ六十歳ニ至ラスシテ(13)自己ノ便宜ニ依リ退官(14)シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

法令ヲ以テ設立シタル議會ノ議員並市町村長助役收入役名譽職參事會員東京市京都市大阪市北海道ノ區長沖繩縣區制ニ依ル區長及居留民團ノ民長助役會計役ト爲リタルノ故ヲ以テ退官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ハス

第十四條 郡區判任官及臺灣總督府地方廳稅務吏ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並高等官試補判任官見習ハ恩給ヲ受クルノ權ナキモノトス

商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並高等官試補判任官見習ニシテ公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ此法律第三條ニ該當スル者ニ限リ退官又ハ罷免現時ノ俸給四分ノ一ヲ終身支給スルコトヲ得(15)

第十五條 恩給支給ノ期ハ退官ノ翌月ヨリ始マリ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

第十六條 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後七個年(16)ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十七條 恩給ノ支給ハ本局長官ノ證明ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス

行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ障礙セラレタリトスル者ハ六個月以内ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得其裁決ニ服セサル者ハ一個年以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但左ノ事件ニ關シテハ恩給局ノ裁決ハ終審確定ノモノトス

一 傷疾疾病ノ原因及其輕重

二 職務ニ堪ユルト否ラサルト

第十八條 恩給ハ實買讓與買入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

第十九條 明治十七年達官吏恩給令ニ依リ恩給ヲ受ケタル者ハ總テ其恩給令ニ依ルヘシ但其權利消滅及停止ハ此法律ニ依ル

第二十條 此法律施行前ニ退官シタル者ノ恩給ハ明治十七年達官吏恩給令ニ依ルヘシ但此法律施行ノ日ヨリ三個年內ニ請求セサレハ之ヲ受クヘキ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第二十一條 此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

從前ノ命令ニシテ此法律ニ抵觸スルモノハ總テ廢止ス

(1) 非職即後の休職の期間は次の如く變遷があつた(抄)。

(4) 官吏非職條例(明治一七年一月四日)

第四條 非職ハ三年ヲ一期トス期滿レハ其官ヲ免ス

第五條 非職中ノ俸給ハ現俸三分ノ一ヲ支給ス

(ロ) 技術官ノ休職ニ關スル件(明治三三年勅令第二八六號)

第一條 技術官ノ休職ハ一年ヲ一期トス期滿レハ其官ヲ免ス



第二條 技術官ノ休職ニ關シ特別ノ規定ナキモノハ總テ官吏非職ノ例ニ依ル

第三條 本令ハ明治二十四年二月一日ヨリ施行ス現ニ休職中ノ者ノ休職期間モ亦同日ヨリ起算ス

(ハ) 文官分限令(明治三十二年勅令第六二號)

第十一條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四 官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

前項休職ノ期間ハ第一號及第二號ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ第三號第四號ノ場合ニ在テハ滿三年トス

第十三條 第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス

附則

第十五條 本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

官吏非職條例、明治二十三年勅令第二百八十六號其ノ他從前ノ命令ニシテ本令ノ規定ニ抵觸スルモノハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十六條 本令施行前官吏非職條例又ハ明治二十三年勅令第二百八十六號ニ依リ非職又ハ休職ヲ命セラレ未タ滿期ニ至ラサル者

ハ本令第十一條第一項第四號ノ休職者ニ關スル規定ヲ適用ス但シ本令第十三條ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 本令中休職トアルハ他ノ法令ニ於テ規定スル非職ト看做ス

(ニ) 明治三十六年一月五日勅令第一五六號は右の文官分限令第一一條第二項を左の如く改正した。

第十一條(第二項) 前項休職ノ期間ハ第一號及第二號ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ繫屬中トシ第三號及

第四號ノ場合ニ在テハ高等官ニ付テハ滿二年判任官ニ付テハ滿一年トス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ノ休職期間ハ仍其ノ規定ニ依ル但シ本令施行ノ日ヨリ起算シ本令規定ノ年限以上ノ殘期

間アルモノニ付テハ其ノ日ヨリ起算シテ本令ノ規定ヲ適用ス

(2) 轉シといふのは軍人恩給法第七條の「任シ」といふのと同義で大正三年勅令第六七號陸軍將校分限令第六條第一項第二號、同

第八條第一項第四號の如く武官から文官に轉任し又は現役を退いて後文官に任じた場合であるが何れにしても武官として年金たる恩

給を受けぬ場合でなければならぬ、蓋し本條は第一次に給與すべき恩給に關する規定であつて第二次に給與すべき恩給に付ては第一

一條に規定してゐる。

(3) 本號は第一一條、軍人恩給法第一八條第四號、第一九條第三號、第七條と共に文武兩在職年の相互的通算性

あることを示す規定である。

(4) 例之明治二十三年一月一〇日生れの者は明治四三年一月九日に成年に達し一月九日から在職年を計算する。

(5) 三等郵便局長三等電信局長の如きものである。

(6) 前官といふのは自己便宜で退官したる在職年と通算せらるべき恩給資格を構成する總ての在職年(但し既に年金

恩給權の基礎となつたものは法上の地位が確定してゐるから別である)を包含する意である、其の判例に關し第八五

條參照。但し之は文官恩給計算上のことで軍人恩給計算上の文官在職に付ては軍人恩給法第一九條第三號參照。

(7) 本條に依り從來文官にして從軍した者に對し從軍年を加算した文官、從軍の範圍は左の如くである。



一、外國戰に當り出征軍（平時鎮戍軍を含む）に隸屬し内國港灣を出發し軍隊、艦船又は軍衛に在りて服務したとき

三、戰地又は臨戰合圍地境内に在つて軍隊又は軍衛に附屬し服務したとき

而して文官にして男子たると女子たるとを問はぬから臨時南洋群島防備隊は鎮戍軍にして海軍軍衛なる以上は該防備隊勤務の女子たる海軍教員に對し從軍年を加算し得べきものとせられてゐる。

(8)〔判例〕行政裁判所大正一三年第一六四號事件で原告が第一一條の「恩給」は軍人恩給法による年金たる恩給を含み従て軍人恩給法の退職恩給を有する者文官に任じ在職一五年以上にして退職したる場合には文武兩恩給を併給せらるべきであると主張したに對し「案スルニ官吏恩給法第十一條ニハ恩給ヲ受クル者再ヒ官ニ就キ滿一年以上在官シタル後退官シタル場合ニ於テ退官現時ノ俸給相同シカラサルトキハ前官年數ヲ後官年數ニ通算シ後官ニ對スル恩給額ト前ノ恩給額トヲ比較シテ其ノ多キ方ヲ給スル旨ノ規定アリ而シテ同法第八條第二號ニハ武官ヨリ文官ニ轉シタル者ニ付テハ武官ノ現役中ノ日數ヲ在官年數ニ通算スル旨ノ規定軍人恩給法第七條ニハ軍人現役十一年以上ニシテ文官ニ任シタル者十五年以上ニシテ退職シタル者ニ付テハ文武官ヲ比較シ恩給年額ノ多キ方ヲ給スル旨ノ規定アリ是ニ由テ之ヲ觀レハ武官現役十一年以上ニシテ現役ヲ退キ軍人恩給法ニ依リ恩給ヲ受クル者更ニ文官ニ任セラレ官吏恩給法ニ依リ恩給ヲ受クル資格ヲ生シタル場合ニ於テモ文武官ノ恩給ヲ併給スルハ官吏恩給法及軍人恩給法ノ法意ニ非ス此ノ如キ場合ニ於テハ官吏恩給法第十一條ノ趣旨ニ依リ軍人恩給ノ基礎ト爲リタル年數ヲ文官ノ在職年數ニ通算シテ計算シタル文官恩給額ト武官恩給額トヲ比較シ恩給年額ノ多キ方ヲ給スルノ法意ナリト解ス

ルヲ相當トス當裁判所ノ大正十二年第一〇八號事件ノ判決ハ之ヲ變更スヘキモノトス」と判決した。

(9) 「恩給」が軍人恩給を包含すること前段述ぶる所の如くであるから「前官年數」は軍人在官年數である場合もある、從て

(10) 前官が軍人在官年の場合に之に對する恩給の方が多い場合には軍人恩給を給するのである、恩給法（第五六條）では前恩給が多い場合でも之を後の公務員の種類の恩給に改定し（即金額は同じでも恩給の種類を變へて）て給するのと異る、從て又恩給法では前の恩給が多くても時効期間内に改定請求をせねば後の在職年が更に改定する場合に除算されるに對し舊法では前官に對する恩給額が多ければそのまま其の恩給を受ければよいのであつて之が爲後の在職年が後に除算されるやうなことはなかつた。

(11) 重罪とは死刑又は無期若は六年以上の懲役若は禁錮の刑で第一項は恩給法第九條第二號に相當する。

(12) 公權停止に關し恩給法第四一條(2)参照。

(13) 年齢六〇歳未滿なら在官年數の一五年未滿なると否とを問はず適用される。

(14) 第一三條第一項の結果を第九條第六號に規定してゐる、從て資格ヲ失フといふのと右第六號の「前官」の月數を除算するといふのと同じことである。自己便宜退官の効果に關する判決として第八五條(1)頁参照。

退職が自己便宜に依るか否かは辭表で判別するを通常とするが場合に依ては辭表の表面だけでは必ずしも判明せぬことがあるのであつて斯かる場合には辭職に至つた事情を其の當時の信憑力ある文書に就て調査して決定せねばならぬ。履歴書の上では均しく依願退職であつても論旨に依る退職の場合もあり自己便宜に依る退職の場合もあるのであつて必ずしも常に同一内容ではない、論旨退職は形式上は退職者の自由な退職の意思に因るが如くであるが實際は本屬長官から退職を強要せられ退職を願出であつて實は自己の便宜に依るのでないから論旨退職に係る在職は除算されぬのである。



〔例説〕 舊法時代に「私儀一家經濟上の都合により某郡某町に轉住仕度隨て現職（小學校訓導）を辭任仕度候間御聽許被成下度云云」の辭表を縣知事宛提出した者が後に恩給法施行後恩給裁定の際之を自己便宜退職なりとして其の退職前の在職を除算されたに對して具申し、實は右辭任は右某郡某町の中學校の教諭心得に轉ずる爲であつて判任官待遇の訓導から雇員たる中學校教諭心得に轉ずる爲には身分取扱上轉任となすは不穩當であるから前職辭任の要あることを縣當局から教示されたので已むを得ず退職を願出でたに依るのであると辯明したことがあるが其の退職は何等本屬長官の強要に出でたのではないのであつて本人が教諭心得たることを斷念したなら退職するの要なきに拘らず教諭心得たらんが爲に退職したものであつて之は自己便宜退職と認めるの外なしと思はれる。

尙兵役の義務に服するが爲に退職するのは自己便宜退職に非ざることに早くから閣議決定があつて明治三十九年一月三十一日附を以て内閣書記官長の通牒が發せられてゐる、曰く「文官ニシテ陸海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ應スルカ爲退職スル者ハ官吏恩給法第九條及第十三條ノ適用上自己ノ便宜ニ依リ退職スル者ニ非サルモノトシ同法第二條ノ各號ニ準シ恩給ヲ受クルノ資格ヲ有スルモノトス」（退官賜金に關しても同旨の通牒がある二〇條—二三頁參照）。

- (15) 恩給法第四七條に類する規定である。
- (16) 以前は三箇年であつたのを明治四三年法律第六〇號を以て七箇年に改正し公布の日（四月一日）から施行された。

官吏遺族扶助法（明治二十三年法律第四四號）

第一條 文官判任以上ノ者左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス但第二條ノ納金ヲ納ムル者ハ其遺族ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セ

一 在官十五年以上ノ者在官中死去シタルトキ

二 在官十五年未満ノ者公務ノ爲メ死去シタルトキ

三 恩給ヲ受クル者死去シタルトキ

第二條 文官判任以上ノ者ハ其俸給百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第三條 交際官及領事貿易事務官等其俸給普通文官ヨリ多額ナルトキハ普通文官ノ俸給ニ依リ少額ナルトキハ現ニ受クル所ノ俸給ニ依リ第二條ノ納金ヲ爲スヘシ

郡判任官及臺灣總督府地方廳稅務吏ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セ

第四條 寡婦扶助料年額ハ亡夫ノ受ケタル若クハ受クヘキ恩給年額三分ノ一トス

公務ノ爲メ受ケタル傷損ニ原因シテ死去シ又ハ非常ノ勞働及困苦ヲ忍ビ勤務ニ從事シ爲メニ發病死去シ又ハ公務ニ依リ傳染病者ニ接シ該病ニ感染シテ死去シ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ俸給ニ對シ官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

扶助料年額四位未滿ノ數ハ四位ニ滿タシム

第五條 寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス

第六條 孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼承者ニ給シ戸主ニ非サル者ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼承者及長子死去シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ轉給スルモノトス但家名繼承者ヲ除クノ外男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第七條 恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受ケルコトヲ得ス



第八條 此法律ニ於テ孤兒トハ年齢二十歳未滿ノ男女子ニシテ未ダ結婚セサル者ヲ云フ但養男女子ハ家名繼承者ニ限ル

第九條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第十條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戸籍ヲ去リ若クハ死去シ若クハ權利消滅シタルトキ父母又ハ祖父母アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得

其扶助料ハ先ツ父ニ給シ其父存在セサルトキ若クハ權利消滅シタルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第十一條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戸籍内ニ在ル二十歳未滿又ハ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキトキハ寡婦ニ相當スル扶助料一個年分ヨリ少カラス五個年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラス一時限リ其兄弟姉妹ニ給スルコトヲ得<sup>(2)</sup>

第十二條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三個年内ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十三條 扶助料ハ賣買讓與質入書入スルコトヲ得ヌ又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ヌ

第十四條 扶助料ヲ受クルノ權利ハ左ノ時ヨリ消滅ス

- 一 寡婦死去又ハ婚嫁シ若クハ戸籍ヲ去リタル月ノ翌月
- 二 孤兒死去又ハ婚嫁シ又ハ他家ノ養子女トナリ又ハ年齢二十歳ニ滿チタル月ノ翌月
- 三 父母祖父母死去シ又ハ戸籍ヲ去リタル月ノ翌月

第十五條 孤兒二十歳ニ滿ツルモ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハス他ニ給養スル者ナキトキハ寡婦扶助料ノ三分ノ一ヲ其孤兒ニ各終身給スルコトヲ得但一戸籍内ニ寡婦ト同額ノ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其間之ヲ給セス

第十六條 扶助料ヲ受クル者日本臣民タルノ分限ヲ失ヒ若クハ重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ扶助料ノ支給ヲ廢ス

公權ヲ停止セラレタルトキハ其間支給ヲ停止ス

扶助料ヲ受クル者公權停止中ハ其轉給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ給ス

第十七條 在官十五年未滿ノ者在官中公務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族ニ一時扶助金を給ス

前項ノ扶助金ハ在職最終ノ俸給年額百分ノ一ヲ在官年數ニ乘シタル額トス但一年未滿ノ在官月數ハ計算セス

第十八條 扶助料ノ支給ハ地方長官ノ申請ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス

行政上ノ處分ニ因リ扶助料ニ關スル權利ヲ障害セラレタル者ハ六個月以内ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得其裁決ニ服セサル者ハ一個年以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十九條 明治十七年達官吏恩給令ニ依リ扶助料ヲ受ケタル者及恩給ヲ受ケタル者ノ遺族扶助料ハ總テ其恩給令ニ依ルヘシ但其權利消滅及停止ハ此法律ニ依ル

第二十條 此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

(1) 本條及第八條ヨリ推究するに疑義なきに非ざるも實際の扱は公務員が非戸主の場合には其の養子には扶助料を給しなかつたのである。恩給法第七四條第三項は此の點を改め公務員が非戸主であつても家督相續人であつて之を戸主と看做すときは其の死亡の時に於て其の家督相續人たるべき養子には扶助料を給することにした。

(2) 恩給法第八一條の一時扶助料と同じものである。同條の説明を見よ。

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則 (明治二十九年三月三〇日) (改正明治三十三年法律第一二號) (舊大臣)

第一條 地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケタル郡區長ノ在官月數ハ官吏ノ恩給及遺族扶助ニ關スル在官年數中ニ算入ス

第二條 明治二十三年七月一日以後ニ退官シタル文官判任以上ノ者ニシテ地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケタル郡區長在官中ノ月數ヲ除算シ



恩給ヲ受ケ若ハ之カ爲恩給ヲ受ケサリシ者ニハ其ノ月數ヲ算入シ恩給ヲ増加シ又ハ新ニ之ヲ給スルコトヲ得

第三條 第二條ニ相當スル者在官中又ハ退官ノ後死去シ其ノ遺族ニシテ扶助料若ハ一時扶助金ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケサリシ者ニハ第一條ニ依リ算定シタル恩給年額若ハ在官年數ニ依リ其ノ扶助料若ハ一時扶助金ヲ増加シ又ハ新ニ之ヲ給スルコトヲ得

第四條 第二條、第三條ニ依リ新ニ恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ハ左ノ方法ニ依リ最後ニ受ケタル退官賜金又ハ一時扶助金ノ一部ヲ返納セシム

新ニ受クヘキ恩給又ハ扶助料年額ニ其ノ退官又ハ死去以後新ニ恩給又ハ扶助料ヲ受クル日ニ至ルマテノ年數ヲ乘シ月數ハ其ノ月割額ヲ加ヘ退官賜金一時扶助金ヲ其ノ總額ニ對照シ若超過アルトキハ其ノ超過額ヲ新ニ受クヘキ恩給又ハ扶助料中ヨリ控除ス

第五條 恩給ヲ受クル者郡判任官及臺灣總督府地方廳稅務吏ニ任用セラレタルトキハ其ノ恩給ヲ停止ス

第六條 第二條、第三條ニ依リ給スル恩給及扶助料ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給ス

第七條 第二條、第三條ニ依リ受クヘキ恩給、扶助料又ハ一時扶助金ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年內ニ請求セサレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第八條 此ノ法律ニ於テ特別ノ規定ヲ設ケサルモノハ總テ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第九條 此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

臺灣總督在職官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律

(明治三十三年三月) (抄)

第一條 臺灣、又ハ樺太ニ在勤シタル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル者ニハ官吏恩給法並官吏遺族扶助法ノ在官年數計算ニ於テ其ノ在職一箇月(ニ對シ半箇月)ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス(3)

前項ニ依リ加算シタル年月數ハ軍人恩給法ニ於テ文官服務中ノ日數中ニ算入ス  
第一項ノ加算ハ臺灣又ハ樺太ニ到著シタル日ニ始マル

第二條 臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ三箇年以上引續キ在職シタル者臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リ官吏恩給法第三條第二號ニ準スヘキ者ニハ恩給及增加恩給ヲ給ス

前項ノ疾病ニ罹リ之カ爲退官シタル後重症ニ趨キタルトキハ官吏恩給法第六條ノ規定ニ準シ相當ノ恩給ヲ給ス  
第四條 前二條ノ風土病及流行病ノ種類ハ勅令(4)ヲ以テ之ヲ指定ス

第五條 本法ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ臺灣ニ在勤スル者ニ關シテハ本法施行前ヨリ、在職年月數、ニモ之ヲ適用ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(1) 本法に在勤といふのは臺灣又は樺太在勤命令があれば足る(休職中は在勤命令ありといへぬ)ので必ずしも實際に現地に在ることを要せぬのである(故に休暇や出張で臨時に内地に來ても差支なし)、恩給法では九〇日以上在勤地域を離れると全然其の地域にゐなかつた月には加算せぬ規定(恩給法施行令第三二條及第一六條)があつて此の點新舊法に依り異なるのである。又本法は朝鮮、關東州の在勤加算(後述明治四〇年法律第四八號)と異り被加算者は内地人たるを要せぬ。

〔例〕 明治三十三年法律第七五號第一條は「臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者」と謂ふから現に臺灣に於て職務を執行する者にのみ同法に規定する在勤加算年を附すべき如くであるが同法第二條及第三條は「臺灣ニ在勤」なる條件と同時に「臺灣ニ於テ」風土病又は流行病に罹つたことを條件として規定するに鑑みれば風土病又は流行病に罹つたときは臺灣に在つたことを要するが其の以外の時には勤務命令の繼續する限り必ずしも臺灣に在つたことを要せぬと解するを相當とする。故に大正一〇年五月に臺灣總督府在外研究



員を命ぜられ臺灣を離れても職務執行の必要上海外に在つた者であるから猶臺灣に在勤スル文官であつて在外の期間を通じて恩給法施行に至る迄の期間に對して在勤加算を爲すべきである。

(2) 恩給法では在職年の計算は總て月計算で加算に關しても同法施行令第一二條第一三條第一六條の如く「地域ヲ離レタル月ヨリ加算ス」「内國ヲ離レタル月ヨリ加算シ」「内國歸著ノ月迄加算ス」「在勤地に到着シタル月ヨリ」「在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル」等と規定してゐるが本條は第三項に「到達シタル日ニ始マル」と日を單位としてゐる。それで「在職一箇月」といふのも民法第四百十三條の日計算で月を數へた曆に依る一箇月を意味するものと解されて來たのである、故に曆法に依る一箇月未滿には加算せぬのである。又本條の法文から觀て年金たる恩給の基礎たる在職年に付てのみ加算するのであつて退官賜金退職給與金等に付ては加算せぬのである、此の點恩給法(第九一條)が一時恩給の基礎在職年にも加算するのと異なる。

(3) 従軍加算の方が加算年が多いから之でカバーすることとし一般の原則に従ひ従軍加算と在勤加算とを二重に加算せぬ爲である。

(4) 明治三十三年四月二七日勅令第一七三號(明治三十三年法律第七十五號及同年法律第七十六號ニ依ル風土病及流行病ノ種類指定ノ件)である、同令は麻刺利亞、脚氣、ペスト、痘瘡、麻疹、猩紅熱、發疹瘰癧私、回歸熱、實布垣利亞、腸管扶私、虎列刺、霍亂、赤痢、流行性腦脊髄膜炎、流行性感冒の一五種を指定した。

右明治三十三年法律第七五號は左記の如く朝鮮總督府及關東都督府等在勤官吏、朝鮮在勤陸海軍文官に準用せられた尙是等の規定に類するもの又は之を準用するもので學校職員に關するものは明治四五年法律第一一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律)第五條(二二條一四〇頁)、

明治三十三年法律第七七號(臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律)第三條(二二條一四二頁)及明治四一年法律第三五號(樺太廳立小學校教員樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律)第五條(二二條一四四頁)であり巡查看守に關するものは明治三五年法律第二九號(臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍監獄看守陸軍警査女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律)(二三條一四頁)明治四〇年法律第四九號(朝鮮總督府關東都督府及樺太在勤巡查看守及女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律)(二三條一五頁)及明治四四年法律第六一號(臺灣在勤巡查看守等ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮在勤陸軍監獄看守及陸軍警査ニ準用スルノ法律)(二三條一七頁)であり軍人に關するものは明治三三年法律第七六號(朝鮮臺灣又ハ樺太ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律)(二一條一三四頁)である。

明治四十年五月十五日法律第四十八號

明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ別ニ勅令(イ)ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督府及關東都督府並其ノ所屬官署ニ在勤スル内地人タル判任以上ノ官吏ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ規定ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ在勤スル者ニ關シテハ明治三十九年二月(イ)以降、關東都督府及其ノ所屬官署ニ在勤スル者ニ關シテハ明治三十九年九月(イ)以降ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

附則(三)

第二十條——一九



本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前退官シタル者ニモ之ヲ適用ス

統監府及其ノ所屬官署並鐵道院韓國鐵道管理局及朝鮮鐵道管理局ニ於ケル在職ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ於ケル在職ト看做ス

- (1) 此の月に統監府が設置された。
- (2) 此の月に關東都督府が設置された。
- (3) 明治四四年四月一日法律第六五號の附則である、同法本文に曰く「明治四〇年法律第四十八號中「統監府」ヲ「朝鮮總督府」ニ「判任」ヲ「内地人タル判任」ニ改ム

(4) 明治四十年法律第四十八號ヲ適用セサル官吏ニ關スル件 (明治四〇年五月一日勅令第一八八號)

明治四十年法律第四十八號ハ政府ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル官吏(a)ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- (a) 明治四三年八月二十九日韓併合前の俸給の支給を停止せられ韓國政府より手當を支給された時代の統監府巡查等。明治四三年六月三〇日勅令第二九九號(同年七月一日ヨリ施行)に曰く「統監府警察官署職員ノ俸給ハ其ノ支給ヲ停止シ其ノ他ノ給與ハ之ヲ支給セス」。

明治四十四年四月一日法律第六十一號

明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸海軍所屬ノ文官判任以上ノ者ニ之ヲ準用ス

明治三十五年法律第二十九號第一條ノ規定ハ朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸軍監獄看守及陸軍警守ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

文官判任以上ノ者退官賜金(i)ノ件 (明治二三年六月二日勅令第九八號)

文官判任以上ノ者在官滿一年以上ニシテ退官シタル者ニハ退官現時ノ俸給半箇月分ヲ以テ在官年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金額(i)ヲ一時支給ス但非職滿期ニ由リ退官シタル者ハ其在職最終ノ俸給額ニ依リ之ヲ給ス

文官ヨリ退職給與金ヲ受クヘキ官職ニ轉任シタル者退官退職シタルトキハ文官ノ在官年數ニ應シ前項ノ賜金ヲ給ス(3)但シ退職給與金ヲ受クヘキ文官ノ在官年數(i)ニ付テハ此限ニ在ラス

本令施行前ニ滿年賜金若クハ一時賜金ヲ受ケタル者又ハ第一項ノ賜金ヲ受ケタル者再ヒ任官シ自後退官退職シタルトキハ第一項ニ掲クル在官年數ヲ其再任ノ日ヨリ起算ス

恩給(i)又ハ退職料ヲ受クル者並自己ノ便宜ニ由リ退官退職(i)シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ由リ免官免職シタル者ニハ本令ノ賜金ヲ給セス

本令ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

- (1) 教育職員ノ退職給與金に當るもので恩給法ノ一時恩給に相當するもの、文官に付てのみ官吏恩給法に規定せず別の勅令とした

第二十條—二一



ものである。

(2) 品位未滿切上げの規定がないから錢位差算出する。

(3) 非教育文官 教育文官又ハ、  
教育職員

右の場合には非教育文官に退官賜金を給するといふのである、教育文官又は教育職員<sup>(3)</sup>の在職に對しては學校職員<sup>(4)</sup>の恩給規定で退職給與金が給される。

(4) 教育文官 教育職員

右の場合には教育文官と教育職員とを通算した<sup>(3)</sup>在職年に對し明治三十二年法律第七七號(二二條—四二頁)第四條又は明治四十五年法律第一一號(二二條—四〇頁)第五條に依り退職給與金を給するから退官賜金を給せぬといふのである。

尙 教育職員 教育文官又ハ、  
待遇文官

右の場合には教育職員<sup>(4)</sup>に對して明治二十三年法律第九〇號第八條第二項又は明治二十三年法律第九一號第一〇條第二項に依り退職給與金を給し教育文官の在職に對しては本令第一項に依り退官賜金を給する。

教育職員 非教育文官

右の場合には非教育文官の代りに待遇文官である場合と同様に扱ふべきである。

(5) 退官賜金は年金を受けた者には通算性の如何に拘らず給せぬとの意である。從て武官一一年にして恩給を受けて後文官として一年在職しても文官在職には退官賜金を給せられず空廻りとなる。

(6) 明治三十三年一月二十九日内閣書記官長より文部總務長官への通牒に曰く「兵役ノ義務ニ由リ陸海軍ノ現役ニ服スル爲退官スルトキハ明治二十三年勅令第九十八號ニ依ル退官賜金ノ給與ニ關シテハ自己ノ便宜ニ依リ退官スル者ニ非サルモノトス」。

朝鮮人官吏ノ恩給、遺孀料及遺族扶助料等ニ關スル法律 (大正七年四月二日) (法律第三〇號)

第一條 朝鮮人ノ舊韓國政府、統監府又ハ其ノ所屬官署ニ在官又ハ在職シタル月數及明治四十三年勅令三百十九號第五項(2)ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル在職月數ハ本法ノ定ムル所ニ依リ官吏恩給法、官吏遺族扶助法、明治四十五年法律第十一號(3)ノ在官年數又ハ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ノ勤続年數(4)ニ通算ス

第二條 左ニ掲クル月數ハ之ヲ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ在官年數ニ通算ス但シ年齡二十歳ニ滿タサル者ノ在官在職月數ハ此ノ限ニ在ラス

一 舊韓國政府、統監府又ハ其ノ所屬官署ノ文官判任以上ノ者ノ明治三十九年二月一日(5)以後ノ在官月數  
二 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル者ノ其ノ待遇ヲ受ケタル在職月數

第三條 左ニ掲クル月數ハ之ヲ明治四十五年法律第十一號(3)ノ學校職員ノ在官年數ニ通算ス但シ退職給與金ニ關シテハ明治四十四年十一月一日前ヨリ勤続シタル者ノ勤続月數ニ限リ之ヲ通算ス

一 舊韓國政府ノ文官判任以上ノ教育又ハ教育事務ニ従事スル者ノ明治三十九年二月一日以後ノ在官月數



二 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル者ニシテ教育又ハ教育事務ニ従事シタルモノノ其ノ待遇ヲ受ケタル在職月數

第四條 左ニ掲クル月數ハ之ヲ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ノ巡查ノ勤続年數ニ通算ス但シ一時金ニ關シテハ明治四十三年八月二十九日前ヨリ勤続シタル者ノ勤続月數ニ限リ之ヲ通算ス

一 舊韓國政府ノ權任又ハ巡檢ノ明治三十九年二月一日以後ノ在職月數

二 舊韓國政府又ハ統監府ノ巡查ノ在職月數

第五條 舊韓國政府又ハ統監府ノ看守ノ在職月數ハ之ヲ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ノ看守ノ勤続年數ニ通算ス但シ一時金ニ關シテハ前條但書ノ規定ヲ準用ス

第六條 前四條ノ規定ニ依リ在官在職月數ヲ通算スヘキ官職ニ在リタル者其ノ通算スヘキ在官又ハ在職中懲戒處分ニ依リ免官免職セラレ又ハ刑事裁判ニ依リ失官失職シタルトキハ其ノ免官免職又ハ失官失職前ノ在官在職月數ニ付本法ヲ適用セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行後退官又ハ退職シタル者及在官又ハ在職中死亡シタル者ノ遺族ニ限リ之ヲ適用ス

(1) 朝鮮軍人に付ては別に規定あり朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令(二一條—六頁)等參照。

(2) 明治四三年八月二十九日(同日施行)勅令第三一九號朝鮮總督府設置ニ關スル件

(第四項) 從來韓國政府ニ屬シタル官廳ハ内閣及表勳院ヲ除クノ外朝鮮總督府所屬官署ト看做シ當分ノ内之ヲ存置ス

(第五項) 前項ノ官署ニ在勤スル官吏ニ關シテハ舊韓國政府ニ在勤中ト同一ノ取扱ヲ爲ス但シ舊韓國法規ニ依ル親任官ハ親任官ノ

待遇、勅任官ハ勅任官ノ待遇、奏任官ハ奏任官ノ待遇、判任官ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモノトシ尙在官ノ僱聘用ヲ許可セラレタル者ニ在リテハ明治三十七年勅令第九十五號ノ適用ヲ受クルモノト看做ス

(3) 明治四五年法律第一一號朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(後田二二條—四〇頁)

(4) 勤続年數とは茲では在職年數位の輕い意味である。

(5) 統監府の設置された日である。



第二十一條 (軍人、準軍人)

軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者<sup>(イ)</sup>
  - 二 國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者<sup>(ロ)</sup>
- 準軍人トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ
- 一 陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生<sup>(イ)</sup>
  - 二 勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒<sup>(ロ)</sup>

(1) 是等の者が其の儘軍人としての在職を認められる譯ではない、在職として認められるには第二八條第一項に公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ルとあり第二五條第二號及第二六條第二號に軍人の就職及退職に付て規定してゐるから豫備役、後備兵役、補充兵役に在る者は召集から召集解除又は死亡迄の間、現役に在る者は任官又は入營若ハ入團から離現役迄の間(從て歸休、除隊しても、離現役迄ハ在職である、但し半減されることあり第四〇條ノ二、附則第五條、第六條參照)を在職として認められるのである。

(イ) 陸軍

現役 二年(従前は三年であつたが昭和二年二月一日より施行の兵役法で二年となつた)、但し實際は月上旬から翌年一月末

日迄の一年一〇月二〇日(恩給法の計算法に依る一年一二月)が通常(近衛師團、第十九、二十兩師團、臺灣軍、獨立守備隊入營の歩兵は二期入營)である。輜重特務兵(五期又は四期入營)は一月二五日、看護卒及磨工卒一年六月、補助看護卒三月。青年訓練所の訓練又は同等以上の訓練を受け入營後試験合格の歩兵(タンク兵を除く)は六月だけ入營期間を短縮する、但成績不良者、滿洲駐劄師團及獨立守備隊所屬兵は短縮せぬ。

中等學校以上の學校を卒業し、學校軍事訓練に合格入營せる幹部、候補生は中等學校卒業者一年、專門學校大學卒業者一〇月(二月一日、一二月一日入營)。短期現役兵(二五歳迄に師範學校卒業者)は學校教練終了者五月、不修了者七月(四月一日入營)。

豫備役 五年四月

後備兵役 一〇年

第一補充兵役 一二年四月(現役に適する者にして其の年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服する)

第二補充兵役 一二年四月(現役に適する者の中現役又は第一補充兵役に徵集せられざる者之に服する)

第一國民兵役 滿四〇歳迄(後備兵役を終りたる者及軍隊に於て教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者之に服する)

第二國民兵役 滿四〇歳迄(常備兵役、後備兵役、第一國民兵役に在らざる滿一七歳より四〇歳迄の者及短期現役兵の現役終了者之に服する)

(ロ) 海軍

現役 志願兵五年(従前は六年であつたが昭和二年勅令第三三四號海軍志願兵令第七條で五年に改めた、同令は同年一月一日より施行され同令施行前志願兵に採用せられた者の服役の種類及期間は仍従前の例に依ると規定した)

徵兵三年。短期現役兵(二五歳迄に師範學校卒業者)は五月

豫備役 志願兵四年、徵兵も四年

第二十一條——



後備兵役 志願兵五年、徴兵も五年

第一補充兵役 一年（現役に適する者にして其の年所要の現役兵員に超過する者の中所要の人員之に服する）

第二補充兵役 一二年四月（現役に適する者の中現役又は第一補充兵役に徴集せられざる者之に服する）、又は一二年四月（第一補充兵役を終りたる者之に服する）

第一國民兵役 陸軍に同じ

第二國民兵役 陸軍に同じ

(2) 前段に述べたる恩給法第二五條第二號及第二六條第二號に依り非現役軍人の在職期間は召集に依る部隊編入又は志願に依り軍人たる勤務に就いた時より召集解除又は解職の時迄であるから國民兵役に在る者にして召集せられたるもの及志願に依り國民軍に編入せられたる者を軍人として掲げて差支ないものである、而して志願に依り國民軍に編入せられたる者とは、後備兵役の將校准士官は服役期間満了に依り別に辭令を用ひずして退役とし、後備兵下士官は服役期間満了に依り第一國民兵役に入り同時に其の官を免ぜられたものとせらるるが（陸軍軍人服役令第一一條）明治三十七年勅令第二三三號國民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及國民軍編入志願者ニ關スル件第二條は退役陸軍將校、同相當官、准士官にして國民兵役に在らざる者及元陸軍下士、上等兵及之と同等階級の者にして國民兵役に在らざる者は志願に依り國民軍に編入することを旨規定してゐるのであつて之を指すのである。尙明治二八年法律第二二號補充兵役國民兵役ニ在ル者及國民軍編入志願者ニ關スル法律は補充兵役國民兵役ニ在ル者ニシテ召集中ノ者及志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノ者ニハ豫備、後備ノ軍籍ニ在リテ召集中ノ者ニ適用スヘキ法律ノ規定ヲ適用スと規定してゐるのである。

(3) 大正一〇年勅令第一〇號海軍武官階級に依れば將校同相當官たる各科少尉は(1)海軍少尉(2)海軍機關少尉(3)海軍主計少尉(4)海軍造船少尉(5)海軍造機少尉(6)海軍造兵少尉(7)海軍軍醫少尉(8)海軍藥劑少尉(9)海軍水路少尉の九種があるが候補生は(1)から(6)迄の各科の少尉に付て存し（海軍武官任用令第一條）、(1)少尉候補生は海軍兵學校卒業生(2)機關少尉候補生は海軍機關學校卒業生(3)主計少尉候補生は

海軍經理學校卒業生から其の他の各科の候補生は専門學校又は大學を卒業した者より採用する。

(4) 勅令とは恩給法施行令第七條である。

第七條 恩給法第二十一條第二項第二號ノ陸軍又ハ海軍ノ學生生徒トハ陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校ノ生徒、陸軍ノ士官候補生(一)、海軍航空豫備學生、

海軍豫備生徒並海軍豫備練習生ニシテ軍人ニ非サルモノヲ謂フ  
(一) 士官候補生は陸軍士官學校の本科生徒である、幹部候補生を之と間違ひ易いが幹部候補生は生徒でなく公務員である。

○大正八年八月二〇日（公布の日より施行）陸軍省令第二六號憲兵補規程に依て憲兵補が置かれた。之は朝鮮人たる憲兵補志願者中より採用し身分は軍屬であり軍人恩給法や恩給法上の軍人でないのであるが大正一〇年に法律第三三號憲兵補ノ恩給ニ關スル法律が公布せられ恩給に關しては之を陸軍軍人と看做し「軍人恩給法ニ依ル」と規定し今も尙廢止せられず現行規定として存してゐる、從て恩給法施行後は軍人恩給法の代りに「恩給法ニ依ル」べきものと解し恩給法の軍人に關する規定を適用せねばならぬ。

憲兵補ノ恩給ニ關スル法律（大正一〇年四月一日）  
法律第三三號

第一條 憲兵補及其ノ遺族ニ關シテハ恩給ヲ給ス

第二條 前條ノ恩給ニ關シテハ憲兵補ヲ陸軍軍人と看做シ其ノ該當スヘキ軍人ノ等級ハ勅令(一)ヲ以テ之ヲ定メ軍人恩給法ニ依ル(二)

第三條 憲兵補助員ノ明治四十三年九月十二日ヨリ大正八年八月十九日迄ノ勤務日數ハ憲兵補ノ勤務年數ニ之ヲ通算ス(三)

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



本法ハ大正八年八月二十日以來本法施行前ニ於テ軍人恩給法第五條又ハ第九條ニ規定スル所ニ該當シタル憲兵補又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際現ニ生存スルモノニ付及憲兵補ニシテ同法第二十七條第一號又ハ第二號ニ規定スル所ニ該當シタルモノノ遺族ニシテ本法施行ノ際現ニ生存スルモノニ付テモ亦之ヲ適用シ其ノ本法施行ノ際恩給ヲ受クル資格アル者ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ恩給ヲ給ス前項ニ規定スル本法施行ノ際恩給ヲ受クル資格アル者ハ本法施行ノ日ヨリ起算シ七年以内ニ恩給ヲ請求セサルトキハ其ノ資格ヲ失フ

(h) 憲兵補ノ等級ニ關スル件 (大正一〇年四月一日)

大正十年法律第三十三號第二條ニ規定スル憲兵補ノ該當スヘキ軍人ノ等級ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

軍人恩給法ノ官等	判 任 官				卒			
	二 等	三 等	四 等	等	陸軍上等兵	陸軍一等卒	陸軍二等卒	
憲兵補ノ等級	監督憲兵補	上等憲兵補	一等憲兵補	二等憲兵補	三等憲兵補	四等憲兵補		

(b) 軍人や文官の在職年と通算せぬ。  
(c) 補助員が補にならねば通算せぬ、補になつても補助員、補の年月数を軍人や文官の在職と通算せぬ。

○朝鮮軍人。朝鮮軍人に付ては大正七年法律第三〇號朝鮮人官吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律(二〇條—二二頁)中に規定せず軍人恩給法や恩給法の適用がなく、又是等の法に依る在職年との間に一般的の通算關係も認めず別に規定したのである、即

(イ) 隆熙三年(明治四二年)七月三一日勅令第六八號は韓國の從來の軍部を廢し同勅令施行の時(同令は頒布の日より施行した)に現役を離れたる將校及同相當官に離現役の翌月より死亡の月迄終身恩給を給することにした(支給は親衛府長官定める)。恩給額は副將四八〇圓、參將四二〇圓、正領三六〇圓、副領三〇〇圓、參領二四〇圓、正尉一八〇圓、副尉一四四圓、參尉一二〇圓(詳細は同年同月同日布達第九號武官恩給ニ關スル件参照)。而して此の恩給額は大正一〇年勅令第四三號に依り大正九年七月一日以後の分より増額せられた、其の増加部分は副將五四四圓、參將四七六圓、正領二八〇圓、副領二二二圓、參領一四四圓、正尉七六圓、副尉四八圓、參尉四〇圓である。此の恩給は更に大正一五年勅令第二八號で大正一四年一月一日以後の分より増額せられた、其の増加部分は副將三六三圓、參將二九九圓、正領三四二圓、副領三三一圓、參領三一〇圓、正尉二四六圓、副尉一七一圓、參尉一三九圓。

(ロ) 前記隆熙三年勅令第六八號施行の際休職と爲つた舊韓國將校同相當官にして休職期間の滿了に因り現役を退き大正一四年一月一日現に生存した者には前述大正一五年勅令第二八號に依り年金たる扶助金を給することにした其の扶助金額は正尉五〇二圓、副尉三六三圓、參尉二九九圓。

(ハ) 其の他の軍人(將校及下士兵)に付ては大正七年に至り同年七月二九日勅令第二九九號朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令が公布(公布の日より施行)せられ服役年金、傷病年金、賑恤金、葬祭料の四種の扶助金が制定せられ明治四三年八月二九日以後同令施行前に於て葬祭料以外の三種の扶助金を受くべき事由の生じた朝鮮軍人又は其の遺族にして同令施行の際現に生存する者に對しても適用し同令施行の日より扶助金を給することとした。扶助金の内服役年金(現役一年以上の者に給す)は大正一五年勅令第二七號を以て大正一四年一月一日以後の分より増額せられ服



役年金額は次の如くなつた、副將一、七三四圓、參將一、四九四圓、正領一、二二八圓、副領一、〇五四圓、參領八六八圓、正尉六二八圓、副尉四五四圓、參尉三七四圓、特務正校三〇〇圓、正校二〇〇圓、副校一七九圓、參校一五八圓、上等兵一二六圓、一等卒一一六圓、二等卒一〇五圓（手續に付ては大正七年八月二日朝鮮總督府令第七八號朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則がある）（扶助金の支給は朝鮮總督府令第七八號朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則がある）（扶助金の支給は朝鮮總督府令第七八號朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令施行規則がある）

以上は何れも軍人恩給法、恩給法と關涉を有せず現行規定である。

尙朝鮮軍人の將校同相當官が帝國陸軍の將校同相當官に任用せられた場合には最早朝鮮軍人でなく軍人恩給法又は恩給法の適用を受くべきもので大正九年四月二七日勅令第一一八號朝鮮軍人ヲ陸軍將校同相當官ニ任用ニ關スル件は其の任用せられたる日を以て朝鮮軍人の現役を離れたるものと看做し朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令を適用する旨規定した、同勅令は尙其の任用せられた陸軍將校同相當官が軍人恩給法第四條の退職恩給を受くる資格を得ずして現役を離るる場合には其の服役年數を特に朝鮮軍人の服役年數に通算し朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助令に依り服役年金を給する旨規定した。

從前の規定にして軍人に適用せられた主なる規定は、軍人恩給法であつて恩給法第八五條第一項又は第九〇條第一項本文に依り恩給法施行後と雖恩給法に對し不可分の關係を有するが故に左に抄録する（註を加へた）。

軍人恩給法（明治三十三年法律第四五號）

第一條 陸海軍軍人ニシテ現役ヲ離レタル者ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 陸海軍軍人恩給ハ左ノ六種トス

- 一 退職恩給
- 二 免除恩給
- 三 増加恩給
- 四 賑恤金
- 五 給助金
- 六 扶助料

第三條 退職恩給、免除恩給、増加恩給及寡婦ノ扶助料ハ終身、孤兒ノ扶助料ハ年齡滿二十歳ニ至ルマテ賑恤金、給助金ハ一時限リ之ヲ給ス

第四條 退職恩給ハ准士官以上左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキ之ヲ給ス

- 一 現役十一年以上ニシテ年限ノ年齡ニ達シ又ハ年限ノ年齡ニ達セサルモ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘス退職シタルトキ
- 二 戦闘及戰時平時ニ拘ハラス公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ退職シタルトキ
- 三 戰地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ戰時平時ニ拘ハラス公務ノ爲メ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲メニ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ退職シタルトキ
- 四 現役十一年以上ニシテ未ダ年限ノ年齡ニ達セスト雖休職、停職滿期若クハ諭旨ニ依テ退職シタルトキ

第五條 免除恩給ハ下士以下左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキ之ヲ給ス

- 一 現役十一年以上ニシテ年限ノ年齡ニ達シ又ハ年限ノ年齡ニ達セサルモ服役滿期トナリ或ハ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘス免官若クハ現役ヲ免除シタルトキ



二 第四條第二又ハ第三ニ由リ免官若クハ現役ヲ免除シタルトキ

第六條 退職恩給、免除恩給、年額ハ軍人恩給ヲ受ケヘキ事故ノ生シタルトキノ現官階<sup>(1)</sup>ト其服役年數トニ從ヒ第一號表若クハ第二號表ニ依テ之ヲ給ス但現役五十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ五十年ノ額又十一年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十一年ノ額トシ陸軍一等樂長及海軍兵曹長同相當官ニシテ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官六等ノ額其他ノ海軍兵曹長同相當官ニハ高等官七等ノ額、陸海軍准士官ニシテ其官ニ對スル最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第七條 軍人現役十一年以上ニシテ文官ニ任シタル者又ハ文官ヲ兼任スル者十五年未滿ニシテ退官退職スルトキハ軍人ノ服役年數ニ對スル恩給ヲ給ス其十五年ニシテ退官退職スルトキハ文武官ヲ比較シ恩給年額ノ多キ方ヲ給ス<sup>(2)</sup>

第八條 退職恩給、免除恩給ヲ受ケタル後再ヒ現役ニ就キ滿一年以上服役シタル者退職又ハ免官若クハ現役ヲ免除シタルトキハ左ノ區別ニ依リ恩給ヲ給ス

一 再ヒ現役ヲ離ルトキノ現官階當初恩給ヲ受ケタルトキノ官階ト同等ナラサルトキハ前役年數ニ再役年數ヲ通算シ再役ノ官階ニ對スル恩給ト既得ノ恩給トヲ比較シ其多キ方ヲ給ス

二 前後ノ官階同等ナルトキハ再役ノ年數ニ依リ恩給ヲ增加ス但前役十一年未滿ニシテ恩給ヲ受ケタル者ニ在テハ前後通算シテ十二年以上ニ至ラサレハ增加セズ

第九條 增加恩給ハ戦闘及戰時平時ニ拘ハラズ公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ左ニ掲クル事項ノ一ニ當ル者ニ退職恩給、免除恩給ノ外特ニ給スルモノトス

一 兩眼ヲ盲シ若クハ二肢ヲ亡シタルトキ

二 前項ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ

三 一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ

四 前項ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ

五 一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ

六 前項ニ準スヘキ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ

第十條 (增加恩給の年額) (略す)

第十一條 戦闘及戰時平時ニ拘ハラズ公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ恩給ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケスシテ現役ヲ離レタル後重症ニ趨キタル者左ノ期限内ニ検査ヲ願出ルトキハ策定ノ上相當ノ恩給ヲ給ス

一 一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失フニ至リタル者若クハ之ニ準スヘキ者ハ現役ヲ離レタル日ヨリ二個年

二 一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒ若クハ兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡スルニ至リタル者若クハ之ニ準スヘキ者ハ現役ヲ離レタル日ヨリ三個年

第十二條 (傷病起因の恩給を請求する際添附すべき證明書類) (略す)

第十三條 退職恩給、免除恩給、增加恩給ノ支給ハ現役ヲ離レタル日ノ翌日ヨリ始マリ死亡ノ月ヲ以テ終リタルモノトス<sup>(3)</sup>

第十四條 恩給金ハ下士以下ニ掲クル事項ノ一ニ當リ第九條第六ヨリ輕症ナル者ニ之ヲ給ス

一 戦闘又ハ戦闘ニ準スヘキ公務ニ因リ傷疾ヲ受ケ現役ヲ離レタルトキ(註、——ハ大正六年法律第六號に依る改正前は戦闘ノ爲メとあつた)

二 公務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ又ハ第四條第三ニ原由スル疾病ニ罹リ現役ヲ離レタルトキ

第十五條 (恩給金額) (略す)

第十六條 給助金ハ下士以上現役中死歿シ若クハ現役四年以上十一年未滿<sup>(4)</sup>ニシテ現役ヲ離レ退職恩給、免除恩給ヲ受ケサル者ニ之ヲ給ス其額ハ第四號表ニ依ル但陸軍一等樂長、海軍兵曹長同相當官及陸海軍准士官ニ給スル額ハ第六條但書ノ例ニ依ル



第十七條 服役年ノ始期終期ハ左ノ各項ニ依ル

- 第一 退職恩給、免除恩給ニ係ル服役年ノ始期
  - 一 下士以上ハ初任ノ日。陸軍兵卒ヨリ出身ノ下士以上ハ入營ノ日。海軍卒ヨリ出身ノ下士以上ハ五等卒トナリタル日。但第二十四條第六ニ當リタル者ハ其刑期滿限ノ翌日。
  - 二 陸軍兵卒ハ入營ノ日。海軍卒ハ五等卒トナリタル日。但第二十四條第七ニ當リタル者ハ其刑期滿期ノ翌日。
  - 三 北海道ニ移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ヨリ出身ノ准士官以上ハ其准士官ニ任シタル日。
  - 四 陸軍軍人及海軍准士官以上ニシテ明治四年八月以前ヨリ勤仕ノ者ハ同月一日。
  - 五 海軍下士以下ニシテ明治二年五月一日以前ヨリ勤仕ノ者ハ同月一日。

第二 給助金ニ係ル服役年ノ始期

- 一 下士以上初任ノ日。但シ給助金ヲ受ケタル後再ヒ現役ニ就キタルトキハ其服役ノ日。

第三 服役年ノ終期

- 一 現役ヲ離シタルノ日。

第十八條 左ニ掲クル日數ハ服役年ニ通算ス

- 一 前條ニ掲クル服役年ノ始期ヨリ終期ニ至ルマテノ日數
- 二 豫備後備ニ在ル者戰時若クハ事變ニ際シ召集シタルトキハ其召集中ノ日數
- 三 海軍軍人轉シテ陸軍軍人トナリタルトキハ海軍服務ノ日數。陸軍軍人轉シテ海軍軍人トナリタルトキハ陸軍服務ノ日數
- 四 文官ヨリ轉シテ陸海軍軍人トナリタル者ニ在テハ恩給ヲ受クヘキ最下限ノ期ニ至ルマテハ文官服務中ノ日數ノ四分ノ三
- 五 現役ノ者陸軍見習士官、海軍候補生若クハ陸海軍諸生徒トナリ再ヒ現役ニ就キタルトキハ前後ノ日數

六 現役ヲ離レタル後再ヒ現役ニ就キタルトキハ前後ノ日數

七 陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒及水雷大ニシテ從軍シタルトキハ其日數

八 北海道ニ移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ニシテ從軍シ又ハ屯田兵村監視若クハ屯田兵部隊附トナリ軍隊ノ常務ニ服シタルトキハ其日數<sup>(10)</sup>

第十九條 左ニ掲クル日數ハ服役年ヨリ除算ス

- 一 刑期中及逃走中ノ日數
- 二 陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒中ノ日數。但從軍中ノ日數ハ此限ニアラス
- 三 文官奉職中ノ日數ニシテ官吏恩給法ニ依リ除算スヘキ月數<sup>(11)</sup>
- 四 年齢十七歳未満ノ日數

第二十條 從軍年ハ現役外ノ年月ト爲シ之ヲ其服役年數ニ加算スルモノトス

第二十一條 從軍年ノ加算ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

- 一 外國戰ニ當リ出征軍ニ編入セラレ内國港灣ヲ出發シタルトキハ二個年
- 二 内國戰ニ當リ出征軍ニ編入セラレ戰地ニ臨ミタルトキハ一個年
- 三 臨戰合圍地境内ニ於テ服役シタルトキ外國ニ在テハ二個年内國ニ在テハ一個年<sup>(12)</sup>
- 四 日本國外ノ鐵道ニ在リタルトキハ一個年
- 五 出征事件ニ關シ功績アル者及一時ノ出兵ヲ出征軍ト見做シ從軍年ニ加算スヘキ場合ハ勅裁<sup>(13)</sup>ニ依ル

第二十二條 海軍軍人ノ外國航海ハ從軍年ニ準シ内國港灣出發ノ日ヨリ一航海ヲ半個年ニ加算ス其航海十二個月ニ超ユルトキハ更ニ半個年ヲ加算ス<sup>(14)</sup>



前項ノ規定ハ前條ニ當ルトキ及韓國沿岸ノ航海ニハ之ヲ適用セス

第二十三條 從軍年ノ加算ハ十二個月間數回ノ戰役ニ從ヒ若クハ航海ヲ爲スト雖モ重複シテ之ヲ算セス但其一年以上ニ互リ十二個月ニ餘ル所ノ分數ハ更ニ一役若クハ一航海ト爲ス<sup>(15)</sup>

第二十四條 軍人左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ退職恩給、免除恩給、增加恩給、賑恤金、給助金ヲ受クヘキ資格消滅ス

一 重罪ノ刑<sup>(16)</sup>ニ處セラレタルトキ

二 日本臣民タルノ分限<sup>(17)</sup>ヲ失ヒタルトキ

三 將校及相當官准士官ニ於テハ陸海軍刑法判官ヲ附加スル禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ普通刑法其他ノ罰則ニ依リ禁錮ノ刑ニ處セラレ官職ヲ失ヒタルトキ

四 將校及相當官ニ於テハ陸海軍將校分限令第二條第一項第六項<sup>(18)</sup>ニ依リ免官トナリタルトキ

五 准士官以下願ニ依リ<sup>(19)</sup>免官若クハ現役ヲ免除シタルトキ

六 陸軍下士上等兵及同等級者ニ於テハ陸軍懲罰令ニ依リ又ハ素行修ラス若クハ其職務ヲ辱シムルニ依リ官職ヲ免セラレタルトキ

七 陸海軍下士及諸卒ニ於テハ普通刑法其他ノ罰則ニ依リ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ陸海軍刑法ニ依リ將校ニ對シテ判官ヲ附加スヘキ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十五條 退職恩給、免除恩給、增加恩給ヲ受クル者重罪ノ刑<sup>(16)</sup>ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ恩給ヲ剝奪ス

左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其間之ヲ停止ス

一 再ヒ現役ニ就キ若クハ文官判任以上ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキ但商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ルトキ及准士官以下ニシテ文官判任以上ニ任セラレタルトキハ此限ニアラス<sup>(21)</sup>

二 公権ヲ停止セラレタルトキ<sup>(21)</sup>

增加恩給ハ公権ヲ停止セラレタル場合ニアラサレハ停止セサルモノトス

第二十六條 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後七個年内<sup>(22)</sup>ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第二十七條 軍人左ノ各號ノ一ニ當リタルトキハ其寡婦ハ扶助料ヲ受クルノ權利アルモノトス

一 戰死シ又ハ戰闘若クハ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷病ノ爲メ死シタルトキ(註、大正六年法律第六號に依る改正前は戰死シ又ハ戰闘ニ因ル傷病ノ爲メ死シタルトキとあつた)

二 公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死シタルトキ

三 退職恩給若クハ免除恩給ヲ受ケ又ハ之ヲ受クヘキ權利ヲ有シテ死シタルトキ

第二十七條ノ二 第十條、第十四條及前條ノ戰闘ニ準スヘキ公務ニ因ル傷病ニ關シテハ勅令ノ定ムル<sup>(23)</sup>所ニ依ル(註、本條は大正六年法律第六號で追加したものである)

第二十八條 寡婦扶助料ハ年額ハ當該軍人ノ官階ト其服役年數トニ從ヒ左ノ各號ニ依リ之ヲ給ス但現役五十年以上又ハ十一年未滿ノ者並陸軍一等樂長、海軍兵曹長同相當官及陸海軍准士官ノ寡婦ニ給スル額ハ第六條但書ノ例ニ依ル

一 前條第一ニ當ルトキハ第一號表又ハ第二號表ノ金額

二 前條第二ニ當ルトキハ第一號表又ハ第二號表ノ金額三分ノ二

三 前條第三ニ當ルトキハ第一號表又ハ第二號表ノ金額三分ノ一

扶助料年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

第二十九條 扶助料ヲ受クル者左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其權利消滅ス

一 重罪ノ刑<sup>(16)</sup>ニ處セラレタルトキ



二 日本國民タルノ分限ヲ失ヒタルトキ

三 扶助料ヲ受クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ七個年内ニ請求セサルトキ

四 死歿若クハ戸籍ヲ去リ若クハ婚嫁シタルトキ

第三十條 扶助料ヲ受クル者公權ヲ停止セラレタルトキハ其間扶助料ヲ停止ス

第三十一條 寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死歿シ若クハ權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス  
扶助料ヲ受クル者公權停止中ハ其轉給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ給ス

第三十二條 孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼承者ニ給シ非戸主軍人ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼承者及長子死歿シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ及フモノトス但家名繼承者ヲ除ク外男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第三十三條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戸籍ヲ去リ若クハ死歿シ若クハ權利消滅シタルトキ父母又ハ祖父母アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得  
其扶助料ハ先ツ父ニ給シ其父存在セサルトキ若クハ權利消滅シタルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第三十四條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死歿シタル軍人ノ戸籍内ニアル二十歳未滿又ハ癱疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキトキハ寡婦ニ相當スル扶助料一個年分ヨリ少カラス五個年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラス一時限リ其兄弟姉妹ニ給スルコトヲ得

第三十五條 第二十七條乃至第三十四條ヲ適用スヘキ軍人ノ寡婦父母祖父母及兄弟姉妹ハ其ノ軍人現役中ヨリ引續キ同一戸籍内ニ在ル者ニ限リ寡婦ハ尙陸海軍兵籍簿ニ登記シタル者ニ限ル

第三十六條 此法律ニ於テ孤兒トハ二十歳ノ男女子ニシテ未ダ結婚セサル者ヲ云フ但養男女子ハ家名繼承者ニ限ル

第三十七條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第三十八條 陸軍軍人及海軍准士官以上ニシテ明治四年八月以前ヨリ勤仕ノ者退職若クハ免官スルトキハ同年七月以前ノ勤仕ニ對シテハ同年同月ノ現官等ニ相當スル月俸ノ半額ヲ以テ奉職年數ノ一個年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス

海軍下士以下ニシテ明治二年五月以前ヨリ勤仕ノ者ハ同年四月以前ノ勤仕ニ對シテハ同年同月ノ現官等ニ相當スル月俸ノ半額ヲ以テ奉職年數ノ一個年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス

第三十九條 豫備後備ニ在ル者平時召集中職務ノ爲メ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘサルトキハ此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

屯田兵下士卒ニシテ定規ノ補助ヲ受クル者平時軍隊勤務ノ爲メ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘサルトキ亦同シ

第四十條 陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒定規ノ補助ヲ受クル者屯田兵下士卒及海軍水雷夫ハ第四條第二第三ニ因リ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘサル者ニ限リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第四十一條 恩給ノ支給ハ陸海軍大臣ノ證明ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス  
行政上ノ處分ニ由リ恩給ニ關スル權利ヲ障害セラレタル者ハ六個月以内ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得其裁決ニ服セサル者ハ一個年以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但左ノ事件ニ關シテハ恩給局ノ裁決ハ終審確定ノモノトス

一 傷疾疾病ノ原因及其輕重

二 職務ニ堪ユルト否ラサルト

第四十二條 恩給ハ賣買讓與質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

第四十三條 明治八年達海軍退隱令明治九年達陸軍武官恩給令明治十六年達陸軍恩給令海軍恩給令ニ依リ恩給又ハ退隱料及扶助料ヲ受クル者ハ總テ該令ニ依ルヘシ但明治九年達陸軍武官恩給令ニ依リ受ケタル傷疾恩給ヲ除ク外其權利消滅及停止ハ此法律ニ



依ル

明治七年佐賀及臺灣ノ役明治九年熊本及山口ノ役明治十年鹿兒島ノ役ニ從軍シタル者並ニ明治十五年同十七年朝鮮國京城變亂ノ際該國ニ駐在若クハ派遣シタル者ノ從軍年計算ハ總テ從前ノ命令ニ依ル

第四十四條 此法律施行前ニ現役ヲ離レタル者ノ恩給ハ明治十六年達陸軍恩給令海軍恩給令ニ依ルヘシ但此法律施行ノ月ヨリ三個月内ニ請求セサレハ之ヲ受クヘキ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第四十五條 此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

(附則略す)

第一號 退職 恩給 表 (大正九年法律第一〇號ノ増額ニ依ル) 空欄ハ適用少キヲ以テ略ス

年 等	高 官					尉 官			及 相 當 官			判任官
	親任	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	一 等		
十七年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十六年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十五年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十四年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十三年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十二年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十一年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十九年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
十八年	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

年	親任	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等	七 等	八 等	判任官
三十五年	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
三十四年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
三十三年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
三十二年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
三十一年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
三十年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十九年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十八年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十七年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十六年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十五年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十四年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十三年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十二年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十一年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
二十年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
十九年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九
十八年	〇	〇	二,二二八	一,八五三	一,五四三	一,一八七	八二七	六四三	五一六	四二九



四三六	五二一	六三三	一,七〇四	一,五六一	一,八七六	一,三三三	二,三〇八	二,五五〇	三三六
四三九	五二四	六六〇	一,三二六	一,五七二	一,八七七	二,三〇六	二,四七七	二,五六〇	三三七
四四〇	五二五	六六二	一,三三二	一,五八六	一,九〇〇	二,三〇七	二,五〇八	二,六〇〇	三三八
四四一	五二六	六七〇	一,三三三	一,六〇〇	一,九〇一	二,三〇八	二,五三九	二,六三〇	三三九
四四二	五二七	六七二	一,三三三	一,六一三	一,九〇二	二,三〇九	二,五七〇	二,六六〇	三四〇
四四三	五二八	六七四	一,三三三	一,六二七	一,九〇三	二,三一〇	二,六〇一	二,六九〇	三四一
四四四	五二九	六七六	一,三三三	一,六四〇	一,九〇四	二,三一〇	二,六三二	二,七二〇	三四二
四四五	五三〇	六七八	一,三三三	一,六五三	一,九〇五	二,三一〇	二,六六三	二,七五〇	三四三
四四六	五三一	六八〇	一,三三三	一,六六六	一,九〇六	二,三一〇	二,六九四	二,七八〇	三四四
四四七	五三二	六八二	一,三三三	一,六七〇	一,九〇七	二,三一〇	二,七二五	二,八一〇	三四五
四四八	五三三	六八四	一,三三三	一,六八三	一,九〇八	二,三一〇	二,七五六	二,八四〇	三四六
四四九	五三四	六八六	一,三三三	一,六九六	一,九〇九	二,三一〇	二,七八七	二,八七〇	三四七
四五〇	五三五	六八八	一,三三三	一,七〇九	一,九一〇	二,三一〇	二,八一八	二,九〇〇	三四八
四五〇	五三五	六九〇	一,三三三	一,七二二	一,九一一	二,三一〇	二,八四九	二,九三〇	三四九
四五〇	五三五	六九二	一,三三三	一,七三六	一,九一二	二,三一〇	二,八八〇	二,九六〇	三五〇
四五〇	五三五	六九四	一,三三三	一,七四九	一,九一三	二,三一〇	二,九一〇	二,九九〇	三五〇
四五〇	五三五	六九六	一,三三三	一,七六二	一,九一四	二,三一〇	二,九四〇	三,〇二〇	三五〇
四五〇	五三五	六九八	一,三三三	一,七七五	一,九一五	二,三一〇	二,九七〇	三,〇五〇	三五〇
四五〇	五三五	七〇〇	一,三三三	一,七八八	一,九一六	二,三一〇	三,〇〇〇	三,〇八〇	三五〇
四五〇	五三五	七〇二	一,三三三	一,八〇〇	一,九一七	二,三一〇	三,〇三〇	三,一〇〇	三五〇
四五〇	五三五	七〇四	一,三三三	一,八一二	一,九一八	二,三一〇	三,〇六〇	三,一三〇	三五〇
四五〇	五三五	七〇六	一,三三三	一,八二五	一,九一九	二,三一〇	三,〇九〇	三,一六〇	三五〇
四五〇	五三五	七〇八	一,三三三	一,八三八	一,九二〇	二,三一〇	三,一二〇	三,一九〇	三五〇
四五〇	五三五	七一〇	一,三三三	一,八五〇	一,九二一	二,三一〇	三,一五〇	三,二二〇	三五〇
四五〇	五三五	七一二	一,三三三	一,八六三	一,九二二	二,三一〇	三,一八〇	三,二五〇	三五〇
四五〇	五三五	七一四	一,三三三	一,八七六	一,九二三	二,三一〇	三,二一〇	三,二八〇	三五〇
四五〇	五三五	七一六	一,三三三	一,八八九	一,九二四	二,三一〇	三,二四〇	三,三一〇	三五〇
四五〇	五三五	七一八	一,三三三	一,九〇〇	一,九二五	二,三一〇	三,二七〇	三,三四〇	三五〇
四五〇	五三五	七二〇	一,三三三	一,九一二	一,九二六	二,三一〇	三,三〇〇	三,三七〇	三五〇
四五〇	五三五	七二二	一,三三三	一,九二四	一,九二七	二,三一〇	三,三三〇	三,四〇〇	三五〇
四五〇	五三五	七二四	一,三三三	一,九三六	一,九二八	二,三一〇	三,三六〇	三,四三〇	三五〇
四五〇	五三五	七二六	一,三三三	一,九四九	一,九二九	二,三一〇	三,三九〇	三,四六〇	三五〇
四五〇	五三五	七二八	一,三三三	一,九六二	一,九三〇	二,三一〇	三,四二〇	三,四九〇	三五〇
四五〇	五三五	七三〇	一,三三三	一,九七五	一,九三一	二,三一〇	三,四五〇	三,五二〇	三五〇
四五〇	五三五	七三二	一,三三三	一,九八八	一,九三二	二,三一〇	三,四八〇	三,五五〇	三五〇
四五〇	五三五	七三四	一,三三三	一,一〇〇〇	一,九三三	二,三一〇	三,五一〇	三,五八〇	三五〇
四五〇	五三五	七三六	一,三三三	一,一〇一三	一,九三四	二,三一〇	三,五四〇	三,六一〇	三五〇
四五〇	五三五	七三八	一,三三三	一,一〇二六	一,九三五	二,三一〇	三,五七〇	三,六四〇	三五〇
四五〇	五三五	七四〇	一,三三三	一,一〇三九	一,九三六	二,三一〇	三,六〇〇	三,六七〇	三五〇
四五〇	五三五	七四二	一,三三三	一,一〇五二	一,九三七	二,三一〇	三,六三〇	三,七〇〇	三五〇
四五〇	五三五	七四四	一,三三三	一,一〇六五	一,九三八	二,三一〇	三,六六〇	三,七三〇	三五〇
四五〇	五三五	七四六	一,三三三	一,一〇七八	一,九三九	二,三一〇	三,六九〇	三,七六〇	三五〇
四五〇	五三五	七四八	一,三三三	一,一〇九〇	一,九四〇	二,三一〇	三,七二〇	三,七九〇	三五〇
四五〇	五三五	七五〇	一,三三三	一,一一〇三	一,九四一	二,三一〇	三,七五〇	三,八二〇	三五〇
四五〇	五三五	七五二	一,三三三	一,一一一六	一,九四二	二,三一〇	三,七八〇	三,八五〇	三五〇
四五〇	五三五	七五四	一,三三三	一,一一二九	一,九四三	二,三一〇	三,八一〇	三,八八〇	三五〇
四五〇	五三五	七五六	一,三三三	一,一一四二	一,九四四	二,三一〇	三,八四〇	三,九一〇	三五〇
四五〇	五三五	七五八	一,三三三	一,一一五五	一,九四五	二,三一〇	三,八七〇	三,九四〇	三五〇
四五〇	五三五	七六〇	一,三三三	一,一一六八	一,九四六	二,三一〇	三,九〇〇	三,九七〇	三五〇
四五〇	五三五	七六二	一,三三三	一,一一八〇	一,九四七	二,三一〇	三,九三〇	四,〇〇〇	三五〇
四五〇	五三五	七六四	一,三三三	一,一一九三	一,九四八	二,三一〇	三,九六〇	四,〇三〇	三五〇
四五〇	五三五	七六六	一,三三三	一,一二〇六	一,九四九	二,三一〇	三,九九〇	四,〇六〇	三五〇
四五〇	五三五	七六八	一,三三三	一,一二一九	一,九五〇	二,三一〇	四,〇二〇	四,〇九〇	三五〇
四五〇	五三五	七七〇	一,三三三	一,一二三二	一,九五〇	二,三一〇	四,〇五〇	四,一二〇	三五〇
四五〇	五三五	七七二	一,三三三	一,一二四五	一,九五〇	二,三一〇	四,〇八〇	四,一五〇	三五〇
四五〇	五三五	七七四	一,三三三	一,一二五八	一,九五〇	二,三一〇	四,一一〇	四,一八〇	三五〇
四五〇	五三五	七七六	一,三三三	一,一二七〇	一,九五〇	二,三一〇	四,一四〇	四,二一〇	三五〇
四五〇	五三五	七七八	一,三三三	一,一二八三	一,九五〇	二,三一〇	四,一七〇	四,二四〇	三五〇
四五〇	五三五	七八〇	一,三三三	一,一二九六	一,九五〇	二,三一〇	四,二〇〇	四,二七〇	三五〇
四五〇	五三五	七八二	一,三三三	一,一三〇九	一,九五〇	二,三一〇	四,二三〇	四,三〇〇	三五〇
四五〇	五三五	七八四	一,三三三	一,一三二二	一,九五〇	二,三一〇	四,二六〇	四,三三〇	三五〇
四五〇	五三五	七八六	一,三三三	一,一三三五	一,九五〇	二,三一〇	四,二九〇	四,三六〇	三五〇
四五〇	五三五	七八八	一,三三三	一,一三四八	一,九五〇	二,三一〇	四,三二〇	四,三九〇	三五〇
四五〇	五三五	七九〇	一,三三三	一,一三六〇	一,九五〇	二,三一〇	四,三五〇	四,四二〇	三五〇
四五〇	五三五	七九二	一,三三三	一,一三七三	一,九五〇	二,三一〇	四,三八〇	四,四五〇	三五〇
四五〇	五三五	七九四	一,三三三	一,一三八六	一,九五〇	二,三一〇	四,四一〇	四,四八〇	三五〇
四五〇	五三五	七九六	一,三三三	一,一三九九	一,九五〇	二,三一〇	四,四四〇	四,五一〇	三五〇
四五〇	五三五	七九八	一,三三三	一,一四一二	一,九五〇	二,三一〇	四,四七〇	四,五四〇	三五〇
四五〇	五三五	八〇〇	一,三三三	一,一四二五	一,九五〇	二,三一〇	四,五〇〇	四,五八〇	三五〇
四五〇	五三五	八〇二	一,三三三	一,一四三八	一,九五〇	二,三一〇	四,五三〇	四,六一〇	三五〇
四五〇	五三五	八〇四	一,三三三	一,一四五〇	一,九五〇	二,三一〇	四,五六〇	四,六四〇	三五〇
四五〇	五三五	八〇六	一,三三三	一,一四六三	一,九五〇	二,三一〇	四,五九〇	四,六七〇	三五〇
四五〇	五三五	八〇八	一,三三三	一,一四七六	一,九五〇	二,三一〇	四,六二〇	四,七〇〇	三五〇
四五〇	五三五	八一〇	一,三三三	一,一四八九	一,九五〇	二,三一〇	四,六五〇	四,七三〇	三五〇
四五〇	五三五	八一二	一,三三三	一,一五〇二	一,九五〇	二,三一〇	四,六八〇	四,七六〇	三五〇
四五〇	五三五	八一四	一,三三三	一,一五一五	一,九五〇	二,三一〇	四,七一〇	四,七九〇	三五〇
四五〇	五三五	八一六	一,三三三	一,一五二八	一,九五〇	二,三一〇	四,七四〇	四,八二〇	三五〇
四五〇	五三五	八一八	一,三三三	一,一五四〇	一,九五〇	二,三一〇	四,七七〇	四,八五〇	三五〇
四五〇	五三五	八二〇	一,三三三	一,一五五三	一,九五〇	二,三一〇	四,八〇〇	四,八八〇	三五〇
四五〇	五三五	八二二	一,三三三	一,一五六六	一,九五〇	二,三一〇	四,八三〇	四,九一〇	三五〇
四五〇	五三五	八二四	一,三三三	一,一五七九	一,九五〇	二,三一〇	四,八六〇	四,九四〇	三五〇
四五〇	五三五	八二六	一,三三三	一,一五九二	一,九五〇	二,三一〇	四,八九〇	四,九七〇	三五〇
四五〇	五三五	八二八	一,三三三	一,一六〇五	一,九五〇	二,三一〇	四,九二〇	五,〇〇〇	三五〇
四五〇	五三五	八三〇	一,三三三	一,一六一八	一,九五〇	二,三一〇	四,九五〇	五,〇三〇	三五〇
四五〇	五三五	八三二	一,三三三	一,一六三〇	一,九五〇	二,三一〇	五,〇八〇	五,〇六〇	三五〇
四五〇	五三五	八三四	一,三三三	一,一六四三	一,九五〇	二,三一〇	五,一一〇	五,〇九〇	三五〇
四五〇	五三五	八三六	一,三三三	一,一六五六	一,九五〇	二,三一〇	五,一四〇	五,一二〇	三五〇
四五〇	五三五	八三八	一,三三三	一,一六六九	一,九五〇	二,三一〇	五,一七〇	五,一五〇	三五〇
四五〇	五三五	八四〇	一,三三三	一,一六八二	一,九五〇	二,三一〇	五,二〇〇	五,一八〇	三五〇
四五〇	五三五	八四二	一,三三三	一,一六九五	一,九五〇	二,三一〇	五,二三〇	五,二一〇	三五〇
四五〇	五三五	八四四	一,三三三	一,一七〇八	一,九五〇	二,三一〇	五,二六〇	五,二四〇	三五〇
四五〇	五三五	八四六	一,三三三	一,一七二〇	一,九五〇	二,三一〇	五,二九〇	五,二七〇	三五〇
四五〇	五三五	八四八	一,三三三	一,一七三三	一,九五〇	二,三一〇	五,三二〇	五,三〇〇	三五〇
四五〇	五三五	八五〇	一,三三三	一,一七四六	一,九五〇	二,三一〇	五,三五〇	五,三三〇	三五〇
四五〇	五三五	八五二	一,三三三	一,一七五九	一,九五〇	二,三一〇	五,三八〇	五,三六〇	三五〇
四五〇	五三五	八五四	一,三三三	一,一七七二	一,九五〇	二,三一〇	五,四一〇	五,三九〇	三五〇
四五〇	五三五	八五六	一,三三三	一,一七八五	一,九五〇	二,三一〇	五,四四〇	五,四二〇	三五〇
四五〇	五三五	八五八	一,三三三	一,一七九八	一,九五〇	二,三一〇	五,四七〇	五,四五〇	三五〇
四五〇	五三五	八六〇	一,三三三	一,一八一一	一,九五〇	二,三一〇	五,五〇〇	五,四八〇	三五〇
四五〇	五三五	八六二	一,三三三	一,一八二四	一,九五〇	二,三一〇	五,五三〇	五,五一〇	三五〇
四五〇	五三五	八六四	一,三三三	一,一八三七	一,九五〇	二,三一〇	五,五六〇	五,五四〇	三五〇
四五〇	五三五	八六六	一,三三三	一,一八五〇	一,九五〇	二,三一〇	五,五九〇	五,五七〇	三五〇
四五〇	五三五	八六八	一,三三三	一,一八六三	一,九五〇	二,三一〇	五,六二〇	五,六〇〇	三五〇
四五〇	五三五	八七〇	一,三三三	一,一八七六	一,九五〇	二,三一〇	五,六五〇	五,六三〇	三五〇
四五〇	五三五	八七二	一,三三三	一,一八八九	一,九五〇	二,三一〇	五,六八〇	五,六六〇	三五〇
四五〇	五三五	八七四	一,三三三	一,一九〇二	一,九五〇	二,三一〇	五,七一〇	五,六九〇	三五〇
四五〇	五三五	八七六	一,三三三	一,一九一五	一,九五〇	二,三一〇	五,七四〇	五,七二〇	三五〇
四五〇	五三五	八七八	一,三三三	一,一九二八	一,九五〇	二,三一〇	五,七七〇	五,七五〇	三五〇
四五〇	五三五	八八〇	一,三三三	一,一九四〇	一,九五〇	二,三一〇	五,八〇〇	五,七八〇	三五〇
四五〇	五三五	八八二	一,三三三	一,一九五三	一,九五〇	二,三一〇	五,八三〇	五,八一〇	三五〇
四五〇	五三五	八八四	一,三三三	一,一九六六	一,九五〇	二,三一〇	五,八六〇	五,八四〇	三五〇
四五〇	五三五	八八六	一,三三三	一,一九七九	一,九五〇	二,三一〇	五,八九〇	五,八七〇	三五〇
四五〇	五三五	八八八	一,三三三	一,一九九二	一,九五〇	二,三一〇	五,九二〇	五,九〇〇	三五〇
四五〇	五三五	八九〇	一,三三三	二,〇〇五	一,九五〇	二,三一〇	五,九五〇	五,九三〇	三五〇
四五〇	五三五	八九二	一,三三三	二,〇一八	一,九五〇	二,三一〇	五,九八〇	五,九六〇	三五〇
四五〇	五三五	八九四	一,三三三	二,〇三〇	一,九五〇	二,三一〇	六,〇一〇	五,九九〇	三五〇
四五〇	五三五	八九六	一,三三三	二,〇四三	一,九五〇	二,三一〇	六,〇四〇	六,〇二〇	三五〇
四五〇	五三五	八九八	一,三三三	二,〇五六	一,九五〇	二,三一〇	六,〇七〇	六,〇五〇	三五〇
四五〇	五三五	九〇〇	一,三三三	二,〇六九	一,九五〇	二,三一〇	六,一〇〇	六,〇八〇	三五〇
四五〇	五三五	九〇二	一,三三三	二,〇八二	一,九五〇	二,三一〇	六,一三〇	六,一一〇	三五〇
四五〇	五三五	九〇四	一,三三三	二,〇九五	一,九五〇	二,三一〇	六,一六〇	六,一四〇	三五〇
四五〇	五三五	九〇六	一,三三三	二,一〇八	一,九五〇	二,三一〇	六,一九〇	六,一七〇	三五〇
四五〇	五三五	九〇八	一,三三三	二,一二〇	一,九五〇	二,三一〇	六,二二〇	六,二〇〇	三五〇
四五〇	五三五	九一〇	一,三三三	二,一三三	一,九五〇	二,三一〇	六,二五〇	六,二三〇	三五〇
四五〇	五三五	九一二	一,三三三	二,一四六					



第三號 增加恩給表 (大正一一年法律第一八號ニ依リ最終ニ改正増額シタルモノ)

種別	官		准士官		下士官		兵	
	親任	高等	判任	下士官	一等	二等	三等	四等
第一項	二、八〇〇	二、一〇〇	一、六〇〇	一、三〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
第二項	一、八六五	一、七九七	一、四〇〇	一、三〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇
第三項	一、五四九	一、四九三	一、一七〇	一、〇〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇
第四項	一、二四三	一、一九八	一、四〇〇	一、〇〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇
第五項	九二八	八九四	七〇一	五九五	四七六	三五三	二九〇	二四六
第六項	六三三	六〇〇	五五〇	四一七	三三二	二九九	一九七	一八八
第一項	一、五六〇	一、五〇四	一、一八九	一、〇七	八二〇	六二〇	五二七	四四六
第二項	一、三〇〇	一、二八二	一、一三三	一、〇三三	八六五	五五四	四三六	三七五
第三項	一、一〇〇	一、〇六〇	八五五	七二二	五七一	四二八	三五五	三〇四
第四項	八八〇	八四八	六八八	五七〇	四五七	三四三	二四四	二二六
第五項	六六〇	六三六	五〇一	四二八	三四三	二五七	二二三	一八三
第六項	四四〇	四三四	四〇四	二八五	二二九	一七三	一四三	一一三

第四號 給助金表 (大正九年法律第一〇號ノ増額ニ依ル)

親任	將官及相當官				佐尉官及相當官				准士官				下士官			
	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	一等	二等	三等	四等	一等	二等	三等	四等
一、〇〇〇	一、七七八	一、六三八	一、三三三	一、一〇一	八四八	五九一	四九	三六	三〇〇	二六	三六	一九二	一六八			

(1) 官階は恩給法第六一條の階等と同義である。

〔判例〕 行政裁判所大正一四年第四〇號事件——原告は陸軍憲兵曹長にして第三憲兵隊上等伍長に補せられ明治三三年五月三十一日現役を離れ軍人恩給法に依り曹長相當の恩給を受けたが恩給法第六一條では「退職」「在職年」「在職年數」等といふに照し同條の「階等」は官名の外職名に依る階級をも包含し而して上等伍長の職に在りし當時施行せられた明治二八年勅令第九五號憲兵條例第一二條には「憲兵隊ノ職員左ノ如シ(中略)上等伍長(准士官)(下略)と規定せられたに由り原告は任官准士官に非ざるも補職准士官たりしものであるから准士官の恩給に更正して給せられたいと主張したに對し被告内閣恩給局では「階等」「退職」「在職」等の語を用ひたのは從來の諸恩給法規で區々に互つた條項用語を整理統一し簡明ならしめんとした爲であつて武官に付ては從前の「官階」「退官」「在官」に相當する等の理由を擧げて反駁し裁判所は「軍人恩給法第六條ニ於テ「官階」ナル文字ヲ用ヒタルニ對シ現恩給法第六十一條ニ於テハ「階等」ナル文字ヲ用ヒタルモ同法別表第一號表ニ於テ准士官判任官一等、下士判任官二等ト言フガ如キ官ノ區別ニ從ヒ武官ノ恩給額ヲ規定シタルニ徴スレバ右恩給法第六十一條ニ所謂階等ハ舊軍人恩給法第六條ニ所謂官階ト同シク武官ニ付テハ官名ニ依リ定ムヘキモノニシテ職名ニ依リ定ムベキモノニアラズト解スルヲ相當トス而シテ現恩給法第一條並恩給法施行同第三十六條及別表第五號表ノ規定ニ依レハ舊軍人恩給法ニ依ル准士官判任官一等又ハ下士判任官二等ノ恩給額ハ現恩給法ニ依ル准士官判任官一等



又ハ下士判任官二等ノ恩給額ニ更正セラルヘキモノトス然ルニ原告ハ補職准士官ニシテ任官准士官ニ非ズ其ノ官ハ曹長(判任官二等)ニシテ准士官(判任官一等)ニ非ザルコト原告ニ於テモ争ハザル所ナルカ故ニ原告ハ現恩給法ノ下ニ於テ曹長相當ノ恩給ヲ受クヘキモノトス」と判決した。

(2) 本條は軍人服役年一年以上にして服役を離れた場合即軍人恩給権の發生要件の完備した場合の規定である、兼任とは茲では併任のこと。

尙官吏恩給法の註(2)参照のこと。

(3) 即支給の初月は日計算で其の後は月計算である、死亡の翌月からは第三七條に依り扶助料が月計算で給せられる。

(4) 一一年未滿の内には兵卒の在職を含むが四年は下士以上たるを要する、下士以上として死亡した場合は下士以上として四年あるを要せぬといふ意。尙一一年に達し退職恩給又は免除恩給を給せられる場合も下士以上として四年たるを要せぬ。

(5) 明治四年七月以前の勤仕に對する始末は軍人恩給法第三八條第一項に依る。

(6) 明治二年四月以前の勤仕に對する始末は軍人恩給法第三八條第二項に依る。

(7) 臨時召集、充員召集、補充召集。

(8) 文武間、陸海軍人間で轉任した場合は勿論文官在職中軍人に召集せられた場合の如きも轉じたものと解した。

(9) 官吏在職は月計算であるが軍人在職は日計算であるから換算は日數とするのである。

(10) 屯田兵下士卒は軍人恩給法制定當時は第一八條第七號に「陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒、海軍水雷夫及北海道移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ニシテ、從軍シタルトキハ其日數」と規定して從軍した場合

合にのみ通算したが大正七年一月一日より施行せられた大正六年法律第六號は同號を改めて第八號を追加したのである、而して其の附則第二、三項に於て

「第十八條第八號ノ改正規定ハ本法施行前ニ現役ヲ離レ又ハ現役中死歿シタル者ニモ之ヲ適用ス

前項ノ規定ニ該當スル者又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際本法規定ノ退職恩給、免除恩給、増加恩給又は扶助料ヲ受ケサル者ニハ本法施行ノ日より本法規定ノ退職恩給、免除恩給、増加恩給又ハ扶助料ヲ給ス」と規定した。屯田兵准士官以上に付ては第一七條第一第三號参照。

(11) 除算せられるのは文官奉職中の日數に限るが故に軍人在職の後文官在職あり更に軍人在職した者の軍人恩給を計算する場合に文官として失格原因があつたときは其の文官在職のみを除算し前の軍人在職は通算する。文官在職の後軍人在職あり更に文官に在職した者の文官恩給を計算する場合に軍人として失格原因があつたときは官吏恩給第九條第五號に依り軍人在職のみを除算する。

(12) 大正一二年の關東大震災の場合には同年九月二日勅令第三九八號(憲法第八條第一項に依る勅令、同日より施行)を以て明治一五年第三六號布告戒嚴令の一部たる第九條及第一四條のみを適用したのであつて憲法上嚴格な意味の戒嚴でないといふのが學者の通説である。此の意味に於ては例の日露講和條約に關する東京に於ける焼打事件當時の明治三八年九月六日緊急勅令第二〇五號で戒嚴令第九條及第一四條を適用したのと同様であるが此の場合には軍人恩給法第二一條第三號の加算を爲さなかつたのである、然るに大正一二年の場合には戒嚴を明治三八年の場合に東京市、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南葛飾郡に施行したのに比し遙に地域が廣く右東京市及各郡(即東京府)の



外神奈川縣、埼玉縣及千葉縣に及したことであり又震災地域の警備に任じた陸海軍人の勞苦と危険の程度は從來の日清戰役當時の廣島で服務した者に對する明治二七、一〇、六より二八、六、二〇に至る戒嚴加算、日露戰役當時の長崎、佐世保、函館の要塞地帯、對島及其の沿海にて服務した者に對する明治三七、二、一四より三八、一〇、一六に至る戒嚴加算、臺灣の馬公(澎湖島)要港境域内及其の沿海にて服務した者に對する明治三八、四、一八より三八、七、七に至る戒嚴加算、臺灣(澎湖列島を除く)及其の沿海にて服務した者に對する明治三八、五、一三より三八、七、七に至る戒嚴加算及對島及其の附近の海洋並望樓にて服務した者に對する明治三八、五、二七より三八、五、三〇に至る戒嚴加算の各場合の戰時戒嚴服務に比し劣らざるものがあると認められたので大正一二年九月七日の閣議で大正一二年の震災に因る戒嚴を特に戒嚴令第一條の事變に因る戒嚴と看做し且其の戒嚴區域は同令第二條の臨戰地境と看做し陸海軍に關する諸條規の適用を爲すことに決定し特に軍人のみに一ヶ年の從軍加算をすることになつたのである。加算期間は前述勅令第三九八號は大正一二年一月一日(官報號外、公布の日)の翌日より施行し勅令第四七八號で廢止されたが加算は一日服務しても一ヶ年附くことではあるしするから恩給法施行前で打切り大正一二年九月二日より同月三〇日迄とした。

- (13)
- (一) 明治二十七八年戰役ニ關スル加算ノ勅裁(明治二八、一二、二一陸海軍省告示)
  - (二) 臺灣服務ニ關スル加算ノ勅裁(明治二九、一一、二陸海軍省告示)
  - (三) 明治三十三年清國事變ニ關スル加算ノ勅裁(明治三四、六、一〇陸海軍省告示)
  - (四) 明治三十七八年戰役ニ關スル加算ノ勅裁(明治三八、三、一八陸海軍省告示)

- (五) 大正三四年戰役ニ關スル加算ノ勅裁(大正三、一一、一〇陸海軍省告示)
  - (六) 西伯利及北滿洲出動部隊從軍年加算並其ノ始終期ニ關スル勅裁(大正九、四、一三陸海軍省告示)
- の六勅裁があつたのである。而して其の加算期間等加算方法に關しては
- (一) 明治二十七八年戰役ニ關スル加算方法(明治二九、五、七陸海軍省告示)
  - (二) 臺灣服務ニ關スル加算廢止(明治三三、三、三一陸海軍省告示)
  - (三) 明治三十三年清國事變ニ關スル加算方法及加算廢止(明治三四、六、一〇及明治三四、一〇、二一陸海軍省告示)
  - (四) 明治三十七八年戰役ニ關スル加算方法(明治三八、三、一八陸海軍省告示)
  - (五) 大正三四年戰役ニ關スル加算方法(大正三、一一、一〇陸海軍省告示) 大正三年戰役ニ關スル支那山東省及南洋群島占領地ノ加算廢止(大正四、一、二七及大正五、九、一四陸海軍省告示)
  - (六) 西伯利出兵事件從軍年加算ニ關スル陸軍通牒(大正七、九、一九、西發第四三四號(甲)、同加算ノ終期ニ關スル陸軍通牒(大正八、一二、二三、西發第一三五八號)がある。
- 右の加算方法は勅裁に依る加算の場合の外軍人恩給法第二一條の各從軍加算に付規定してゐるが原文は複雑で見難いから以上全部を左に表に直して示す、加算方法にして加算勅裁の範圍にのみ屬するものは勅裁の部に示す。

勅裁	勅	務	從軍加算年	加算期間
明治二十七八年戰役	出征軍ニ編入セサルモ戰地服務者	從軍加算年	二箇年	(二七、七、二五以後二八、五、一三迄ノ戰地服務期間)
	特別任務ニテ戰地ニ往復シタル者	從軍加算年	一箇年	(二七、七、二五以後二八、五、一三迄ノ間ニテ内國港灣出發日より歸著日迄)
内地ニテ戰役ニ關スル勤務從事者		從軍加算年	一箇年	二七、七、二五ヨリ平和詔勅發布日(註、二八、五、一三)迄



臺灣服務	明治三十三 年清國事變	明治三十七 八年戰役	大正三、四 年戰役
臺灣、澎湖島ニテ軍隊艦船諸官衙ニ在リテ服務セシ 軍人	派遣軍ニ編入セラレ戦地ニ臨ミシ者 派遣軍ニ編入セサルモ戦地ニテ服務シ主務大臣カ有 功績者ト認メタル者 戦地ニ臨マサルモ勤員部隊ニ編入シ主務大臣カ有功 績者ト認メタル者 特別任務ニテ戦地ニ往復シ主務大臣カ有功績者ト認 メタル者 内地ニテ戦役ニ關スル勤務ニ服シ主務大臣カ有功績 者ト認メタル者	出征軍ニ編入セサルモ戦地ニテ服務ノ者 特別任務ニテ戦地ニ往復シタル者 戦地外ニテ戦役ニ關スル勤務ニ服シ主務大臣カ有功 績者ト認メタル者 一般ニ	出征軍ニ編入セサルモ戦地服務者 特別任務ニテ戦地ニ往復シタル者 外國ノ軍隊艦船ニ屬シ從軍スル者
一箇年	二箇年 二箇年 一箇年 一箇年	一箇年 一箇年 二箇年 一箇年	一箇年 二箇年
二八、一一、一九ヨリ三三、三、三一迄 動員部隊ハ動員下令ノ日ヨリ復員ノ日迄 事變前ヨリ清國及其附近海洋ニ在リシ者ハ 三三、六、一一ヨリ内國港灣歸著日迄 三三、六、一一以後戦地派遣者ハ内國港灣 出發日ヨリ歸著日迄 加算最終三四、七、三一迄	三三、六、一一ヨリ三三、一一、三〇迄 動員部隊ニ屬スル者ハ動員下令日ヨリ復員 ノ日迄 三七、二、六以後戦地派遣者ハ内國港灣出 發日ヨリ内國港灣歸著日迄 戦役前ヨリ清國又ハ韓國ニ在ル者ハ所在地 戦地トナリタル日ヨリ内國港灣歸著日迄 三七、二、六以後戦地派遣者ハ内國港灣出 發日ヨリ内國港灣歸著日迄 戦時増給ヲ受ケタル日ヨリ給與停止ノ日迄 ノ日迄 動員部隊ニ屬スル者ハ動員下令日ヨリ復員 ノ日迄 一六、一ヲ以テ止ム	從軍年加算ハ戰役終了日(註、三八、一〇、 一六)ヲ以テ止ム (イ)内國ニ在リタル者ハ内國港灣出發日ヨ リ歸著日迄 (ロ)外國ニ在リタル者ハ任地出發日ヨリ内 國港灣歸著日迄 (イ)該當者ニテ内國港灣ヲ出發セザル者ハ内 國ヲ離レタル日ヨリ (ロ)該當者ニテ内國港灣ニ歸著セス戰地外 ニ勤務スル者ハ内國又ハ任地到著日迄	大正、三、一一、八以後支那山東省ニ適用 セス、五、八、二三以後南洋群島占領地ニ 適用セス 動員又ハ臨時編成部隊ニ屬スル者ハ動員下 令日ヨリ復員又ハ解散下令日迄 但動員又ハ編成下令後部隊ニ屬セル者ハ 部隊編入日ヨリ復員又ハ解散下令後部隊 ヲ離レタル者ハ離レタル日迄 其他ノ者ハ勤務ニ就ケル日ヨリ離レタル日 迄 九、一、一〇迄 大正、三、八、二三ヨリ平和克服ノ日(註、 九、一、一〇)迄

平和克服 後ノ 西伯利及北 滿洲出動部 隊	一般ニ	戦地外ニテ戦役ニ關スル勤務ニ服シ主務大臣カ有功 績者ト認メタル者	戦地外ニテ戦役ニ關スル勤務ニ服シ主務大臣カ有功 績者ト認メタル者	浦湖派遣軍編入者及西伯利及其ノ沿海派遣ノ艦船部 隊ニ屬スル者	前號ニ該當セサルモ西伯利、北部滿洲之ニ接壤スル 地方ニテ出兵ニ關スル勤務ニ服シ主務大臣カ有功績 者ト認メタル者	出兵ニ關スル特別任務ニ因リ前號ノ地域ニ往復シ主 務大臣カ有功績者ト認メタル者
一箇年	二箇年	二箇年	二箇年	二箇年	二箇年	一箇年
レタル日ヨリ イロ該當者ニテ内國港灣ニ歸著セス又ハ内 國港灣歸著前内國ヲ經由スルモノハ内國到 著日迄	イロ該當者ニテ内國港灣ニ歸著セスイノ地 域外ノ外國ニ勤務スルモノハ任地到著日迄 イ該當者ニテ内國港灣ヲ出發セス又ハ内國 港灣出發後内國ヲ經由スルモノハ内國ヲ離 レタル日ヨリ	イノ地域外ノ外國ニ在リタル者ニテイ ノ地域ニテ服務ノ者、又ハ特別任務ニ 因リイノ地域ニ往復セルモノハ任地出 發日ヨリ内國港灣歸著日迄	イノ地域外ノ外國ニ在リタル者ニテイ ノ地域ニテ服務ノ者、又ハ特別任務ニ 因リイノ地域ニ往復セルモノハ任地出 發日ヨリ内國港灣歸著日迄	イ、内國ニ在リタル者ニシテ西伯利其ノ沿 岸北部滿洲蒙古ニ於テ服務スルモノ 又ハ特別任務ニ因リ該地ニ往復シタル モノハ内國港灣出發日ヨリ内國港灣歸 著日迄	イノ地域外ノ外國ニ在リタル者ニテイ ノ地域ニテ服務ノ者、又ハ特別任務ニ 因リイノ地域ニ往復セルモノハ任地出 發日ヨリ内國港灣歸著日迄	イロ該當者ニテ内國港灣ニ歸著セス又ハ内 國港灣歸著前内國ヲ經由スルモノハ内國到 著日迄



第二十一條第五號ノ勅裁ノ範圍ニノミ屬スルモノハ前掲勅裁ノ表ニ録シ本表ハ其ノ他ノ從軍ニ關スルモノヲ録ス	
(ハ)	關東州又ハ南部滿洲(長春、吉林、綏以)ニ在リタル者ニテ派遣部隊編入者ハ編入日ヨリ内國港灣歸著日迄但内國港灣ニ歸著セス關東州又ハ南部滿洲ニテ服務スル者ハ派遣部隊ヲ離レタル日迄、戰地、關東州又ハ南部滿洲以外ノ外國ニ服務スル者ハ任地到着日迄戰地以外ノ地ニテ出兵ニ關スル勤務ニ入者ヲ除ク)ハ前頁第五行乃至第一行ニ準ズ
(ニ)	浦鹽派遣軍編入者、編入セザルモ西伯利其ノ沿海、北部滿洲、蒙古ニテ出兵ニ關スル勤務ニ服務スル者、出兵ニ關スル特別任務ニテ右地域ニ往復スル者ハ(恩給法施行前日)迄其他ハ八、九、三〇日迄
(ホ)	浦鹽派遣軍編入者、編入セザルモ西伯利其ノ沿海、北部滿洲、蒙古ニテ出兵ニ關スル勤務ニ服務スル者、出兵ニ關スル特別任務ニテ右地域ニ往復スル者ハ(恩給法施行前日)迄其他ハ八、九、三〇日迄

加算方	勤務	加算期間
明治二十七年	二七年朝鮮事件ニテ該國ニ派遣セル軍隊艦船 朝鮮國清國ニ在リシ軍隊艦船軍人	内國ノ港灣出發ノ日ヨリ外國鎮戍トス
明治二十七年	二七、七、二五以後清國朝鮮國ニ派遣ノ軍隊艦船軍人	内地港灣出發日ヨリ外征從軍トス
八年戰役	二七、七、清國朝鮮國ニ在リシ軍隊艦船	役務ヲ終リ内地港灣歸著日迄外征從軍 但威海衛占領軍ハ同地著日迄外征從軍翌日ヨリ内地港灣歸著日迄外國鎮戍トス

年戰役	勤務	加算期間
明治三十七八年戰役	二七、七朝鮮國清國ニ在リシ軍人 平和詔勅後澎湖臺灣派遣ノ軍隊艦船軍人 澎湖臺灣派遣ノ軍隊艦船軍人 平和詔勅後守備隊ノ爲清國朝鮮國派遣ノ軍隊艦船 動員部隊ニ屬スル者	平和詔勅發布ノ日(二八、五、一三)迄加算 但發布前歸國者ハ内地港灣歸著日迄 港灣出發ノ日ヨリ外征從軍トス 二八、一一、一八迄外征從軍トス 但同日前歸港者ハ港灣歸著日迄 内地へ向ケ港灣出發日ヨリ役務ヲ終リ 内地港灣歸著日迄外國鎮戍トス 動員下令日ヨリ復員ノ日迄 但下令後部隊編入者ハ編入日ヨリ 内地港灣出發日ヨリ歸著日迄 編入日ヨリ内國港灣歸著日迄
大正三、四年戰役	出征軍編入者 一般ニ	其ノ所在地戰地ト爲レル日ヨリ内國港灣歸著日迄 戒嚴令施行日ヨリ解除日迄 從軍年加算ハ戰役終了日(註、三八、一〇、一六)ヲ以テ止ム 外國ニ在リタル者ハ任地出發日ヨリ内國港灣歸著日迄 右該當者ニシテ内國港灣ニ歸著セス戰地外ニテ勤務シタル者ハ内國又ハ任地到着日迄 大正、三、八、二ヨリ平和克復ノ日(註、九、一、一〇)迄ヲ限界トス

(14) 一ヶ月未満の外國航海をしても一ヶ月の外國航海をしても六ヶ月の航海加算をするものである。  
一二月とは滿一ヶ年間のことである、例へば五月五日に外國航海が始ると翌年五月四日迄の外國航海に對しては六ヶ月の加算をするといふことになる、右の例で翌年の五月五日迄外國航海が続いたとすれば一ヶ年、翌々年の五月五日迄続いたとすれば一ヶ年中の加算となるといふのである。第二項前段は前條の從軍加算は航海加算より加算年月数が多い方から多いためであつて兩者を重複



して加算せぬといふ原則を示したのである。

(15) 例之 五月五日から従軍又は外國航海を始めた者は翌年五月四日迄の間に二度以上従軍又は外國航海をしても別々に初日を定めて重複して加算することはせぬといふのである。右の例で明治四〇年五月五日から一〇月一〇日迄出征従軍し更に十一月三日から翌四一年四月一日迄出征従軍しても二ヶ年の加算に止め四ヶ年を加算せぬ、此の二度目の出征従軍が明治四一年一月三日から明治四二年五月四日迄の間の某日迄引續くと四ヶ年を加算する。此の二度目の従軍が明治四一年一月三日から四二年五月四日迄の間に終り三度目の出征従軍が明治四二年五月五日以後の某日から始ると其の某日を基點として更に一二ヶ月を計へることになる。即従軍又は航海が始ると其の始つた日から滿一年毎に區切つて加算年月數を定めるが従軍又は航海が或る滿一年から次の滿一年に引續かぬ場合には其の後の滿一年内又は其の以後の某日に更に始つた従軍又は航海の計算の基礎は其の某日を基點即初日として數へる滿一年宛といふことになるのである。一二ヶ月間に加算程度の異なる従軍があると程度の多い一加算を附すべきことは前條第二項でもわかる。

(16) 死刑又は無期若は六年以上の懲役若は禁錮の刑。  
身分、国籍。

(18) 陸海軍將校分限令

第二條 將校ハ左ニ掲クル事項ノ一ニ因ルニ非レハ其分限ヲ失フコトナシ

第一 本人ノ請願ヲ許容シ其官ヲ免セラレタルトキ

第二 日本人タルノ分限ヲ失ヒタルトキ

第三 重罪ノ刑ニ處セラレタルトキ

第四 判官ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第五 禁錮ニ處セツレ其官ヲ失ヒタルトキ

第六 官タルノ本分ニ背キ勅裁ニ依リ免官トナリタルトキ

法文に「項」とあるは誤と認める。

(19) 明治二九年勅令第二三八號陸軍服役條例第六〇條、明治四四年勅令第二八五號陸軍軍人服役令第五六條（現役中本人ニ依ルニ非サレハ家族自活シ能ハサル事故ヲ生シタルトキハ家族ノ願ニ依リ現役ヲ免スルコトヲ得但シ本人其ノ自活シ能ハサル事故ヲ作爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス）等に依る現役免除で官吏等の自己便宜退職に當る。

(20) 商業を營むことを得べき官職に付ては官吏恩給法説明(5)参照、かかる官職に在る期間は同法第九條第三號に依り在官年數より除算されるから停止せぬのである。准士官以下の軍人は文官判任以上に任ぜられても停止されぬ代りに明治三三年三月三十一日勅令第一三二號陸海軍准士官以下ノ受恩給者文官判任以上ニ任セラレタル場合ニ於ケル停給支給方に依り一其ノ受クヘキ停給額ヨリ恩給額ヲ控除シタル額ヲ支給スルモノトスル。

(21) 恩給法第四一條説明(2)参照。

(22) 明治四三年法律第六一號（四月一日より施行）で七個年に改正されたのであつて改正前は三個年であつた。

(23) 大正六年勅令第二四一號であつて恩給法施行令第二三條第一號乃至第四號と同様で唯傷疾疾病の代りに傷痍となつてゐる。

(24) 恩給法第八一條と同じで一人に付一年分五人以上は五年分であつた。

(25) 孤兒に付ては引續キ云々の規定がないから軍人現役中一旦戸籍を去つた孤兒でも軍人死亡當時に同一戸籍内にあれば扶助料を給した、但し後順位者が先に受給した場合には給しなかつた。

兵籍簿登錄は恩給法では要件でなくなつた、第八五條(1)参照。軍人恩給法時代迄は此の登錄が扶助料給與の要件であつたのであつて明治一四年四月二五日陸達甲第一三號陸軍武官結婚條例、明治三七年二月二三日勅令第四五號陸軍現役軍人婚姻條例及大正一〇年一



二月二日勅令第四八一號陸軍現役軍人ノ婚姻ニ關スル件は何れも勅許又は陸軍大臣等の許可を條件として現役軍人の結婚を許したのであつた、殊に右陸軍第一三號第三條は「下士卒常備服役中ハ結婚スルヲ許サス然レトモ再服役以上ノ下士並ニ豫備後備軍服役中ノ下士卒ニ在テハ所管長官ノ許可ヲ受ケ結婚スルヲ得但憲兵並會計軍醫馬醫軍樂各部ノ下士卒ニ在テハ常備服役中ト雖モ所管長官ノ許可ヲ受ケ結婚スルヲ得」勅令第四五號第二條は「現役下士兵卒及諸生徒ハ婚姻ヲ爲スコトヲ許サス但シ滿六年以上服役ノ者ハ此ノ限ニ在ラス」とさへ規定した。

(26) 孤兒が繼父を有するに至ると孤兒でなくなる。

(27) 平時のあらゆる召集を總稱する。

(28) 恩給法に於ては第一三條第二項で一般的に出訴又は訴願を許し恩給局の裁決は終審確定のものでなくなつた、唯昭和八年一月一日以降は傷病の程度に付ては出訴出来ぬことにした。

(29) 明治九年の恩給令と規定したのは明治八年太政官達第四八號陸軍武官傷疾扶助及ヒ死亡ノ者祭案並ニ其家族扶助概則をも含む意に解する、蓋し九年達附錄第五條に曰く「本令發行ノ日ヨリ傷疾扶助及ヒ死亡ノ者祭案家族扶助概則ハ廢止ニ屬スト雖モ發行以前傷疾死亡ニ因リ既ニ扶助ヲ受ルモノハ従前ノ規則ニ從フヘシ」。

(30) 従前の命令とは左の二省令である。

明治一九年陸軍省令第三三號 (明一九乙九六改正)

明治十五年以來朝鮮國日本公使館護衛トシテ派遣ノ軍隊並ニ明治十五年同十七年公使及ヒ大使護衛トシテ一時同國へ派遣之軍隊ハ叙勳恩給共従軍年一ヶ年加算スヘキ儀ト心得ヘシ  
但明治十七年十二月同國京城ニ於テ防戦シタル軍隊ニ限リ従軍年二ヶ年ヲ加算ス

明治一九年海軍省令第二八號

明治十五年同十七年朝鮮國事變ニ際シ同國各港警備トシ及公使大使護衛トシテ一時同國へ回航ノ軍艦乗員並ニ派出員ハ恩給従軍年一箇年加算ス

明治三十三年三月二十一日法律第七十六號(抄)

第一條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テ服役(1)スル軍人ニシテ六箇月以上引續キ服役シタル者ニハ軍人恩給法ノ服役年數計算ニ於テ其ノ

服役一箇月(2)ニ對シ現役外ノ年月トシ半箇月ヲ加算ス但シ従軍年又ハ外國航海年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス(3)

前項ニ依リ加算シタル年月數ハ官吏恩給法ニ於テ在官年數中ニ算入ス

第一項ノ加算ハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ到着シタル日ニ始マル

第二條 臺灣ニ於テ服役スル軍人ニシテ六箇月以上引續キ服役シタル者臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リ軍人恩給法第四條第三號

ニ準スヘキ者ニハ退職恩給、免除恩給及增加恩給ヲ給ス其ノ之ヨリ輕症ニシテ免除恩給ヲ受ケサル者ニハ同法第十四條第二號ニ準

シ賑恤金ヲ給ス

前項ノ疾病ニ罹リ之カ爲現役ヲ離レタル後重症ニ趨キタル者ニハ軍人恩給法第十一條ノ規定ニ準シ相當ノ恩給ヲ給ス

第四條 前二條ノ風土病及流行病ノ種類ハ勅令(4)ヲ以テ之ヲ指定ス

第五條 本法第二條及第三條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ臺灣ニ服役スル者ニ關シテハ本法施行前ヨリノ服役月數ニモ之ヲ適用ス

附則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス



附則<sup>(5)</sup>

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ樺太ニ服役スル者ニ關シテハ本法施行前ヨリノ服役月數ニモ之ヲ適用ス

附則<sup>(6)</sup>

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ規定ハ本法施行前ノ服役月數ニモ之ヲ適用ス

(1)(2)(3) 何れも文官の植民地在勤加算に關する明治三三年法律第七五號(二〇條—一七頁)の(1)(2)(3)と夫々同じ意味なるを以て參照のこと。

(4) 明治三三年四月二七日勅令第一七三號(明治三三年法律第七五號及同年法律第七六號ニ依ル風土病ノ種類指定ノ件)であつて之も文官の在勤加算に關する前記法律第七五號の(4)で述べたから參照のこと。

(5) 明治三九年四月一日(同日施行)法律第二二號明治三三年法律第七六號中改正法律の附則で本文に曰く「第一條中「臺灣」ノ下ニ「又ハ樺太」ヲ加フ」。

(6) 明治四四年四月一日(同日施行)法律第六〇號明治三三年法律第七六號中改正法律で第一項は曰く「第一條中「臺灣」ヲ「朝鮮臺灣」ニ改ム」第二項は曰く「第三條中「第五表ノ半額」ヲ「第一號表又ハ第二號表ノ金額三分ノ一」ニ、「第五號表ノ額」ヲ「第一號表又ハ第二號表ノ金額三分ノ二」ニ改ム

第二十二條 (教育職員、準教育職員)

教育職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ<sup>(1)(2)</sup>
- 二 道府縣立師範學校長<sup>(3)</sup>

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令<sup>(4)</sup>ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令<sup>(5)</sup>ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

(1) 之を分解すると次の六となる。

- (イ) 公立ノ學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ
- (ロ) 公立ノ學校ノ職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- (ハ) 公立ノ圖書館ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ
- (ニ) 公立ノ圖書館ノ職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- (ホ) 在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ
- (ヘ) 在外指定學校ノ職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ



右の各に付説明すること左の通り

- (イ) 朝鮮公立學校官制(大正一一、勅令第一五二號)に依る公立の師範學校、中學校、高等女學校、高等普通學校、女子高等普通學校及實業學校の學校長、教諭、訓導、書記、公立小學校及普通學校の訓導、臺灣公立學校官制(大正一一、勅令第一五八號)に依る公立の實業補習學校、小學校及公學校の學校長(但し小學校及公學校に於ては訓導中より補す)、訓導(同官制に依る公立の中學校、高等女學校及實業學校の職員は同勅令一四條に依り國庫より俸給を給するが故に官吏にして教育職員にあらず、同勅令第一四條參照)。關東州公立學校官制(大正一五年勅令第一九四號)に依る公立の高等女學校及實業學校の學校長、教諭、書記。臺灣公立盲啞學校官制(大正一一、勅令第二二四號)に依る同校學校長、教諭、書記。樺太公立高等女學校官制(大正一三、勅令第六六號)に依る樺太公立高等女學校の學校長、教諭、書記。
  - (ロ) 前記朝鮮公立學校官制に依る公立幼稚園の保母。公立學校職員制(大正六、勅令第五號)に依る公立大學の大學總長又は大學長、教授、助教授、幹事、學生主事、學生主事補、助手、書記、(附屬醫院の藥局長、藥劑手、看護長)、公立の專門學校、實業專門學校及高等學校の學校長、教授、生徒主事、生徒主事補、助教授、書記(以上の學校の内寄宿舎の設ある學校では此の外舎監又高等學校の尋常科及豫科の教諭及助教諭)、師範學校、公立の中學校、高等女學校(實科高等女學校を含む)、實業學校(工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校、實業補習學校及女子實業學校等)、盲學校及聾啞學校の學校長、教諭、助教諭、書記(此の外高等科設置の高等女學校の教授、助教授、寄宿の設ある學校の會監、師範學校、盲學校及聾啞學校の訓導、附屬幼稚園設置の師範學校並初等部豫科設置の盲學校及聾啞學校の保母)。
- 市町村立小學校長及訓導(准訓導は待遇を受けず)(明治二四、勅令第二一八號市町村立小學校長及教員名稱及待遇ノ件)。

市町村立幼稚園長及保母にして小學校の本科正教員たるべき資格を有するもの(明治四二、勅令第三三五號市町村立幼稚園長及保母待遇ニ關スル件)。(東京盲學校、東京聾啞學校の職員は文官である)

- (ハ) 事實上存せず。
- (ニ) 公立圖書館の館長、司書、書記(大正一〇、勅令第三三六號公立圖書館職員令)
- (ホ) なし。
- (ヘ) 在外指定學校の學校長、教諭、助教諭、訓導、舎監及書記(准訓導は待遇なし)(明治三八、勅令第二三〇號在外指定學校職員名稱待遇及任用解職ニ關スル件第二條)

昭和八年法律第五〇號が幼稚園を追加したのは大正一五年勅令第七四號を以て幼稚園令が公布せられ學校から獨立した名稱を與へられたので同法律に依る改正を機として挿入したに過ぎない。

- (2) 官吏たる又は官吏の待遇を受ける教育職員は教育事務に従事する文官と混同し易い、後者に付ては恩給法第九九條に關し恩給法施行令附則第六條(改正前第三四條)參照のこと。
- 神宮皇學館の職員は教育職員でない。併し同館の文官たる職員(恩施六條三號)は、恩給法第九九條に於て學習院の職員に在職年通算を認めたる趣旨に顧みるも恩給法施行令附則第六條中官立學校の職員に該當するものと解し其の在職年は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律附則第一七條以下に依り第九九條の適用される場合に於ても教育職員と相互に通算せらるるものと解せられて居る。

- (3) 府縣立師範學校長は文事を以て國家に奉公する官吏である上にその俸給は従前は明治二三年法律第九一號府縣



師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第一條に依り國庫の負擔であり之が恩給法第八四條に依り廢止せられた後は大正一二年勅令第四三〇號道廳府縣立師範學校長ノ俸給ニ關スル件に依り依然國庫の負擔たるべきことを定めたので恩給法第二〇條第一項の文官にも該當する譯で結局文官と教育職員と二重の資格を有することになるのである、此の事は昭和八年法律第五〇條恩給法中改正法律附則第一七條以下に依り恩給法第九九條第二項の規定が適用され文官と教育職員との在職年を通算せぬ者にとつて實益あることであつて即此の府縣立師範學校長の在職年は他の種類の公務員としての在職年との通算の關係に於て都合のよい方に従つて或は文官の在職年とし又は教育職員の在職年として恩給を請求し得る。

昭和八年法律第五〇號で「道」を追加したのは道立師範學校は従前より存し現今も札幌、函館、旭川に存するから改正の機會に挿入したに過ぎない。

(4) 勅令とは恩給法施行令第八條のこと、即

第八條 恩給法第二十二條第二項ノ在外指定學校ハ外務大臣及文部大臣之ヲ指定ス但シ關東州ニ在リテハ大 使之ヲ指定ス

前項ノ指定ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣又ハ大 使之ヲ定ム

右第二項の規程とは大正一二年九月二十六日外務文部省令在外指定學校ノ指定ニ關スル規程(二二條—一二頁)及大正一二年關東廳令第五二號關東州及南滿洲鐵道附屬地在在外指定學校規則(二二條—一四頁)を指す。尙後出在外指定學校一覽表参照のこと。

(5) 恩給法施行令第九條である、即

第九條 恩給法第二十二條第三項ノ準教育職員トハ教授心得、助教授心得、助教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官ノ待遇ヲ受ケサル保姆ニシテ專任教員タルモノヲ謂フ(註、教授心得以下皆專任教員たるを要する意である)

〔例説〕 臺灣公立學校官制(大正一一、勅令第一五八號)に依る公立の小學校及公學校の准訓導(判任待遇)及臺灣公立幼稚園官制(大正一一、勅令第四九號)に依る同園の保姆(判任待遇)は何れも準教育職員と解する、右は何れも大正八年三月廢止の公立小學校の助教(判任待遇)、公學校の大正一一年三月以前の判任待遇の訓導(同年四月以後は判任官)と同様過去に於て在職年通算の規定が存しなかつたものである。

(參考) 在外指定學校一覽表(昭和八年六月現在)

附 關係法規抄

(小 學 校 ノ 部)			
學 校 名	設 立 者	指 定 年 月 日	備 考
瓦房店 <small>尋常</small> 高等小學校	南滿洲鐵道株式會社	明治四一、七、二五	明治四一、一一、一尋常小學校ヲ改稱
大石橋	"	"	
遼 陽	"	"	
奉天春日	"	"	昭和四、四、一關告第七號ヲ以テ奉天尋常高等小學校ヲ改稱



公立奉天小學校、明治四一、二、一三指定サレ、大正六、二、二八廢止

鐵嶺居留民設立公立鐵嶺小

數島尋常小學校	"	大正六、一、二八	公立奉天小學校廢止ト同日滿鐵設立ノモ、昭和三、七、二奉天第一尋常小學校ト改稱シ昭和四、四、一更ニ現在名ニ改稱
" 彌生 "	"	大正 一、一、七、一	昭和四、四、一奉天第二尋常小學校ヲ改稱
" 加茂 "	"	昭和 五、二、一七	關東廳告示第二五號
奉天千代田尋常高等小學校	"	" 二、三、三一	關告第四五號
昌圖	"	明治四一、七、二五	昭和三、八、一滿洲教育專門學校附屬小學校ヲ改稱(關東廳告示第四五號)
公主嶺	"	"	"
新京	"	"	"
新京尋常小學校	"	大正 一、四、一、九	昭和四、四、一長春尋常高等小學校ヲ長春室町尋常高等小學校ト改稱シ更ニ昭和七、一、一、一現在名ニ改稱
撫順東公園尋常小學校	"	明治四一、七、二五	昭和三、八、一長春尋常小學校ヲ長春西廣場尋常小學校ト改稱シ更ニ昭和七、一、一、一現在名ニ改稱
撫順永安尋常小學校	"	大正 九、六、一	前身撫順第一尋常高等小學校 撫順千金尋常高等小學校ヲ昭九、四、一ヨリ改稱(關告第七號)
撫順東七條尋常高等小學校	"	昭和七、一、一〇	昭和八(關告第一九八號)
本溪湖尋常小學校	"	明治四五、四、一	"
橋頭尋常小學校	"	"	"
鶴冠山尋常小學校	"	"	"
鐵嶺	"	" 四五、七、二一	大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱

學校ハ明治四一、六、二六指定セラレ大正元、九、二八廢止

熊岳城高等小學校	南滿洲鐵道株式會社	大正 三、四、一	大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱
海城	"	"	大正七、四、一尋常小學校ヲ改稱
四平街	"	"	大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱
開原	"	"	"
連山關	"	" 三、一、一	大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱
鞍山富士高等小學校	"	" 八、三、三一	昭九關告二〇九號ニテ昭八、一、二、一五鞍山尋常小學校ヲ改稱
安東大和尋常小學校	"	明治四〇、三、二〇	安東居留民設立ノ安東尋常高等小學校ハ大正六、三、三一廢止セラレ同日滿鐵設立ノモノヲ指定シ大正一一、二、一〇關東廳ニ移管、昭和四、四、一安東大和尋常高等小學校ト改稱更ニ昭和六、四、一現在名ニ改稱
安東朝日尋常小學校	"	大正 一、二、一、一	昭和四、四、一安東尋常小學校ヲ改稱
安東縣普通學校	"	昭和 四、四、二	文告第五一號
鄭家屯日本小學校	"	大正 七、七、四	"
蘇家屯尋常小學校	"	昭和七、三、三〇	昭和八、四、一尋常小學校ヲ改稱(關告第四八號)
天津日本居留民獨立天津日本尋常高等小學校	天津日本居留民國	明治四一、四、二五	大正一一、一、一〇、一關東廳ヘ移管(文告第四八號)
牛莊居留民獨立營口	牛莊	" 四、一、七一	"
上海	上海	" 四、一、六、五	"
日本	"	" 四、一、六、五	"
東部日本尋常小學校	"	大正 一、五、九、三〇	文告第三五四號
西部	"	昭和 二、八、二九	"



青島守備軍司令官設立  
一、青島小學  
校(大正五、七、一四指定)ハ大正六、四、一四、八、五號ヲ以テ青島尋常高等小學校ト改稱シ大正一

滄口	四方	青島第二	青島第一尋常高等小學校	青島居留民團立	錦州	滿洲里	哈爾濱	吉林	廣東	北京	浦蘆	博山	濟南	香港	芝罘	漢口	中部
"	"	"	青島居留民團立	滿洲里日本尋常小學校	錦州	滿洲里	哈爾濱日本居留民會	南滿洲鐵道株式會社	廣東日本居留民會	北京日本居留民會	浦蘆	博山	濟南居留民團	香港	芝罘	漢口	"
"	"	"	大正三、三、三一	昭和四、三、七	"	昭和四、三、七	"	"	"	大正五、一、二、七	明治四四、五、二七	大正二、四、二一	大正五、一〇、二四	"	"	大正元、九、三	"
"	"	"	文告第四二五號	文告第四二五號	文告第一六號	文告第一六號	"	"	昭和五、七、一五設立者廣東日本人會ヨリ引キツグ	"	"	大正一二、文告第三三號	大正一二、五、一設立者濟南居留民會ヨリ引キツグ	"	"	"	"

二、三、三  
一廢止  
二、李村小學  
校(大正五、七、一四指定)及ヒ第  
二青島尋常  
高等小學校  
(大正六、五、一〇指  
定)ハ大正  
一、二、三、三  
一廢止

日本居留民會立	龍口日本尋常高等小學校	龍口日本居留民會	昭和四、一、九	昭和九、七、一三局子街尋常高等小學校
在外指定學校延吉尋常高等小學校	局子街居留民會	大正一五、二、一八	昭和九、七、一三局子街尋常高等小學校	
間島	間東龍井村	"	文告第三四四號	
瓊春日本	瓊春	"	"	
百草溝	百草溝	昭和四、二、二	"	
頭道溝尋常小學校	頭道溝	"	"	
新民府	新民府	大正一三、一〇、三	文告第三七七號	
長沙日本尋常小學校	長沙日本	"	"	
南京日本	南京	"	"	
蕪湖	蕪湖	"	"	
九江日本	九江	"	"	
宜昌日本	宜昌日本	"	"	
重慶日本	重慶	"	"	
杭州日本	杭州	"	"	
蘇州日本	蘇州	"	"	
張店高等小學校	張店日本人會	"	文告第三六四號	
坊子	坊子	"	"	
馬尼拉日本小學校	馬尼拉日本人總代會	大正七、二、一四	"	



學 校 名	設 立 者	指 定 年 月 日	備 考
新嘉波日本人小學校	新嘉波日本人會	昭和七、七、五	
ミントル日本人尋常小學校	比律賓ダバオ	昭和二、一〇、二一	
野村東印度殖産株式會社 ホルネオ農園附屬小學校	野村東印度殖産株式會社	四、二、二二	
ダバオ日本人小學校	ダバオ日本人會 (比島)	大正一五、二、二四	文告第六九號
スラバヤ	社團法人 スラバヤ日本人會	"	文告第七〇號
磐石日本尋常小學校	シヤム國日本人會	一五、九、三〇	文告第三五五號
孟買日本小學校	英領印度孟買日本人協會	" 七、一四	文告第三一八號
淄川高等小學校	魯 大 公 司	" 一三、四、二四	文告第二六〇號
バタビヤ日本人小學校	バタビヤ日本人會	昭和四、四、四	文告第一七五號
バギオ	比島 バギオ日本人會	" 八、七	文告第三一五號
メダン	スマトラ日本人會	"	文告第三一六號
タワオ小學校	久原鐵業株式會社 及オクムラ、クボ タ、コンパニー	" 二、二、一六	

(中等學校ノ部)

大連市立高等女學校

學 校 名	設 立 者	指 定 年 月 日	備 考
大連商業學校	東洋協會滿洲支部	大正四、三、一五	

元大連實科高等女學校  
トシテ大正八年四月一日指定セラレ大正一年四月一日關東廳告第一二號ヲ以テ大連市立高等女學校トナル大正一五年六月勅令第一九四號ニ依リ在外指定學校ノ實ヲ失ヒ公立學校トナル

滿洲教育專門學校

大連女子商業學校	東洋協會滿洲支部	昭和五、四、一	關東廳告示第五八號
鞍山中學校	南滿洲鐵道株式會社	大正二、二、四、一	" 第四七號
奉天中學校	"	" 一、一、四、一	" 第五八號
奉天浪速高等女學校	"	"	昭和一〇、六、一 九關東廳告示第四九〇號ニテ奉天高等女學校ヲ改稱
撫順中學校	"	" 二、二、四、一	
高等女學校	"	" 一、一、七、八	
安東中學校	"	" 一、四、二、三	
高等女學校	"	" 一、二、四、一	
新京高等女學校	"	"	關東廳告示第四七號 昭和七、二、一長春高等女學校ヲ改稱
新京商業學校	"	" 一、一、七、八	關東廳告示第九三號 奉天商業學校ヲ改稱
青島日本中學校	青島居留民團	大正六、七、四	青島守備軍司令官ノ設置ニヨル青島中學校、青島高等女學校ハ大正一二、三、三一各設立者ガ現在ノモノニ變更サレ大正一二、一〇、三現在名ニ改稱サル
青島日本高等女學校	"	" 一、九	文告第四〇五號
天津日本高等女學校	財團法人天津共益會	大正一三、一、二四	文告第一三、文告第三號
上海居留民團立日本高等女學校	上海居留民團	" 三、一、二八	
日本商業學校	"	昭和六、八、二五	
青島學院商業學校	青島學院	" 三、三、一五	



昭利八、三、 三—限り廢	實業學校	七、三、一八	文告第六七號
新	京中學校	八、二、九	關東廳告示第一三號
止	南滿洲鐵道株式會社		昭和八、四、一開校

朝鮮に存在した在外指定學校——朝鮮に在つた在外指定學校の指定は統監の職權に屬し最初仁川に於ける居留民團の設立した仁川居留民團立仁川尋常小學校を在外指定學校としたが是れ在外指定學校の嚆矢であつて其の後韓國内に三〇餘校設立指定されたが明治四三年八月二九日韓併合の結果右指定學校は自然在外の性質を失ひ消滅した、併し當時勅令第三二〇號の規定に依り當分の内右は在外指定學校と同一に扱はれ後明治四五年法律第一一號、朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料法制定せられ其の附則第三項に舊韓國在外指定學校職員の退職料に關する處分法を規定して「朝鮮ニ於ケル在外指定學校職員ノ明治四十年四月二十三日以後ノ在職ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ第一條ノ學校職員ノ在官ト看做ス」とした（二條—四一頁參照）

一、在外指定學校ノ指定ニ關スル規程（大正二年九月二十六日）（昭和三年三月）（外務、文部省令第一號改正）（抄）

- 第九條 在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其ノ職ヲ解カレタルモノトス
- 一 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ
  - 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
  - 三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 第十一條 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所管領事館ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ就キテハ外務文部兩大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

- 一 學校編制ノ變更事務ノ伸縮等ニ依リ其ノ人ヲ要セサルトキ
  - 二 傷痍若ハ疾病ニ罹リ職務ヲ行フニ妨ケアルトキ
  - 三 支那人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ
  - 四 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
- 第十二條 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員ニシテ戰時又ハ時變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキハ當然休職者トス
- 第十三條 休職ノ期間ハ第十一條第一號乃至第三號ノ場合ニ在リテハ一年トシ同條第四號ノ場合ニアリテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ第十二條ノ場合ニアリテハ其ノ事故止ミタル後尙三月トス但シ第十一條第三號ノ場合ニ在リテハ所管領事館ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 休職ノ期間滿チタルトキハ當然退職者トス
- 第十四條 休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ全ク之ヲ受ケサルノ外總テ本職者ト異ルコトナシ
- 第二十二條 在外指定學校職員ノ職務並ニ服務及俸給ニ關スル規程ハ所管領事館之ヲ定メ外務文部兩大臣ニ之ヲ報告スヘシ
- 第二十三條 在外指定學校職員ノ旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ學校ノ管理者又ハ設立者之ヲ定メ所管領事館ニ報告スヘシ

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年文部省令第二十號在外指定學校ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス從前ノ規定ニ依リ指定ヲ申請セルモノハ本令ニ依リ指定ヲ申請シタルモノト看做ス

從前ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ指定ヲ受ケタルモノト看做ス

註 在外指定學校指定ニ關スル規定（明治三十八年文部省令第二〇號—一月八日施行）



第二十二條——一四

改正 大正二年 同三年

二、(イ) 關東州及南滿洲鐵道附屬地在在外指定學校指定規則 (大正二年一月一日) (大正一三年三月五日施行) (抄)

- 第十一條 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ニ休職ヲ命スルコトアルヘシ
- 一 學校編制ノ變更、事務ノ伸縮等ニ依リ其ノ人ヲ要セサルトキ
  - 二 傷疾若ハ疾病ニ罹リ職務ヲ行フニ妨ケアルトキ
  - 三 教員養成ヲ目的トスル學校ニ入學スルトキ
  - 四 支那人ヲ教育スル學校ノ教員トナルトキ
  - 五 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
  - 六 關東長官ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ
- 第十二條 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキハ當然休職者トス
- 第十三條 休職ノ期間ハ第十一條第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ一年、同條第五號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中、同條第三號、第四號及第十二條ノ場合ニ在リテハ其ノ事由止ミタル後尙三月トシ第十一條第六號ノ場合ニ在リテハ關東長官隨時之ヲ定ム
- 休職ノ期間滿テタルトキハ當然退職者トス

第二十一條 在外指定學校職員ノ職務、服務及俸給ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東州及南滿洲鐵道附屬地在在外指定學校規程ハ之ヲ廢止ス

註 關東州南滿洲鐵道附屬地在在外指定學校規程

(大正八年關東廳令第一六號六月一九日施行)

(ロ) 關東州及南滿洲鐵道附屬地在在外指定學校職員職務、服務及俸給規則 (大正二年一月一日) (抄)

第六條 職員ノ俸給ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス

註 在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル規程

(大正四年三月一五日關東都督府令第一一號)

改正 大正七年府令第二六號

同 八年廳令第一二號

同 九年廳令第四〇號

明治四一年府令第四三號ハ大正四年三月一五日廢止

別表 (註、括弧内ハ昭和六年七月一日關東廳令第二二號ニ依ル改正以前ノ額ヲ示ス)

業補習學校	同	判任學官待遇		月額
		校長	右	
小學校又ハ實業補習學校	同	三十圓以上	二百四十圓以下	(二百四十圓)
	同	三十圓以上	二百十五圓以下	(二百十五圓)
	同	二十圓以上	六十圓以下	

第二十二條——一五



中學校高等女 學校又ハ實業 學校(實業專 門學校ヲ除 ク)	同	奏任 官待遇 校長	年	(千二百圓) 千百三十圓以上	(四千圓) 三千六百圓以下
同	判任 官待遇	教 右 諭	月	千 圓以上	(三千五百圓) 三千百五十圓以下
同	舍教 右 諭	同	額	四十圓以上	(二百圓) 百八十圓以下
同	書助 教 右 諭	同	額	三十圓以上	(百二十四圓) 百十五圓以下

従前の規定にして教育職員に適用せられた主たる規定は(括弧内は被適用者)

- (I) 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法(明二三、一〇、三)  
(市町村立小學校正教員、准教員)
- (II) 府縣立師範學校長、俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法(明二三、一〇、三)  
(府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員准教員。小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母、舍監及書記。小學校ノ公立實業補習學校教員。小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母、舍監及書記。小學校ノ大學、高等學校、專門學校、實業學校、補習學校ヲ除ク)及其ノ他ノ公立學校ノ學校長、教員、幹事、學生、舍監、助手、書記。公立圖書館館長、司書、書記)
- (III) 公立學校職員退職料等ニ關スル法律(明二九、三、二四)  
(法一三三號)
- (IV) 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四五)  
(法一一號)

法律(明四五)

- (V) 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律(明三三)  
(法七三號)
  - (VI) 樺太、廳立小學校職員、樺太、公立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四一)  
(法三五號)
  - (VII) 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法(明三八)  
(法六四號)
- であり、恩給法の附則第一七、一八條、削除された第九九條、第八五條第一項及第九〇條第一項本文に依り恩給法と不可分の關係を有する、而してIV、Vに關しては國庫から俸給を受ける官吏たる教育事務従事者は一般文官であるから官吏恩給法の適用を受けること、VIに關しては樺太の教育事務従事者は大部分一般文官で官吏恩給法の適用を受け應立小學校教員、公立小學校教員のみが教員職員であること、關東廳の教育事務従事職員は皆一般文官として官吏恩給法の適用を受けることを注意すべく、又教育職員の植民地在勤加算はIVでは第五條、Vでは第三條、VIでは第五條の規定に依り附され唯VIIの在外指定學校に付ては之を附するの規定が存せぬから加算することが出來ぬ。尙I乃至VIIの職員は其の各規定(I第四條ノ二、III第三、四條、第四條ノ二、IV第四條、V第四條、VI第四條、VII第六條)に依り相互間及教育事務従事の文官との通算性を認められる。以上の規定を左に記す。

I 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法(明治三三、一〇、三)

(法律九〇號)

第一條 市町村立小學校ノ正教員ハ此法律ノ規定ニ從ヒ退職料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 在職滿十五年以上ノ者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ終身退職料ヲ給ス

一 年齢六十歳ヲ超ヘ退職ヲ命シタルトキ



二 傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

三 廢職廢校ニ依リ退職シ又ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職ヲ命シタルトキ

第三條 左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身退職料ヲ給シ尙其最下金額十分ノ七マテノ增加退職料ヲ給ス

一 職務ニ依リ傷疾ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

二 職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

第四條 退職料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ從ヒ別表(一)ニ依リ之ヲ定ム但シ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退職料ハ四十年ノ額トス

前項ニ依リ退職料年額ヲ定ムルハ十五年以上官立公立小學校ニ勤績(三)シタル者ニ退職料ヲ支給スル場合ニ限ル其他ノ場合(三)ニ於テハ官吏恩給法第五條(四)ヲ準用ス兼職ニ依リテ受クル加俸ハ退職料年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

第四條ノ二 退職料ヲ受クル者公立學校職員、公立圖書館職員、小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保母、在外指定學校職員又ハ教育事務ニ從事スル文官ト爲リタル後滿一年以上ニシテ退職又ハ退官シタルトキハ前後ノ在職在官年數ヲ通算(五)シ後職又ハ後官ニ對スル退職料ト前ノ退職料トヲ比較シ其ノ額多キ方ヲ給ス(六)

前項ノ場合ニ於テ本法ニ依ル退職料額カ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料法、明治二十九年法律第十三號(六)又ハ在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依ル退職料額ニ比較シ多キトキハ其ノ退職料ハ本法ニ依リ之ヲ支給スルモノトス

第四條ノ三 官吏恩給法第六條(七)、第十條(八)、第十二條第一項(九)及第十三條第二項(一〇)ハ退職料ニ之ヲ準用ス

退職料等ノ支給上在職年數ノ算定ニ關スル規程ハ勅令(一)ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 退職料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間退職料ノ支給ヲ停止ス但シ第一號ノ場合ニ於テハ其差額ニ限り支給ヲ停止ス(一)

止ス(一)

一 退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職ニ就キ受クル給料ト退職料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

二 五箇年以上受領ヲ怠リタルトキ

三 公權ヲ停止セラレタルトキ

第六條 年輪未タ六十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜(一)ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若クハ失職ニ該當シタル者ハ退職料ヲ受クルノ資格ヲ失フモノトス

第七條 市町村立小學校ノ准教員ハ職務ノ爲傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ第三條ニ該當スル者ニ限り退職現時ノ給料四分ノ一ノ退職料ヲ終身給與ス

第八條 在職滿一年以上ニシテ退職シタル市町村立小學校正教員ニハ退職現時ノ給料半箇月分ヲ以テ在職年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金員ヲ一時給與ス(二)但シ休職滿期ニ依リ退職シタル者ハ其本職最終ノ給料額ニ依リ之ヲ給與ス

市町村立小學校正教員ニシテ教育事務ニ從事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任(三)シタル者退官又ハ退職シタルトキハ小學校教員ノ在職年數ニ應シ前項ノ給與金ヲ給ス

第二條若クハ第三條ニ依リ退職料ヲ受クル者、他ノ法律ニ依リ退職料若クハ恩給ヲ受クル者、自己ノ便宜(一)ニ依リ退職退官シタル者又ハ免職ニ處セラレ、懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官セラレ若クハ失職ニ該當シタル者ハ第二項ノ限ニ在ラス

本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者市町村立小學校正教員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ再任ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第九條 退職料ノ支給及第八條ノ給與ハ府縣知事之ヲ裁定ス官吏恩給法第十六條(四)及第十八條(五)ハ退職料ニ適用ス

第十條 市町村立小學校正教員左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定ニ從ヒ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス



一 在職十五年以上ノ者在職中死去シタルトキ  
 二 在職十五年未満ノ者職務ノ爲死去シタルトキ  
 三 退職料ヲ受クル者死去シタルトキ

第十一條 官吏遺族扶助法第四條乃至第十條(九)第十二條乃至第十六條(九)ハ此法律ニ規定スル扶助料ニ適用ス  
 官吏遺族扶助法第十一條(九)ハ此法律ニ規定スル扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戸籍内ニ在ルニ  
 十歳未満又ハ痲疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキ場合ニ適用ス

第十二條 在職十五年未満ノ市町村立小學校正教員在職中職務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族ニ一時扶助金ヲ給ス  
 前項ノ扶助金ハ退職給與金ノ額ト同額トス

第十三條 扶助料及扶助金ノ支給並第十條第二項ノ給與ハ市町村長ノ申稟ニ依リ府縣知事之ヲ裁定ス

第十四條 府縣ハ小學校教員恩給基金ヲ備フヘキモノトス  
 市町村ハ其市町村立小學校ニ在職スル正教員ノ給料額百分ノ一ニ當ル員ヲ毎年其府縣ニ納ムヘキモノトス  
 兼職ニ係ル加俸ニ對シテハ本條ノ納金ヲ要セス

本條第二項ノ納金ハ府縣小學校教員恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其利子ヲ以テ退職料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得サルモノトス  
 本條第二項ニ依リ各府縣ニ於テ收入シタル納金額二分ノ一ニ當ル員ヲ收入年度ノ翌々年度毎ニ國庫ヨリ府縣ニ給與スルモノトス  
 退職料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ハ恩給基金ノ利子及國庫ノ給與金其他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ  
 府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘキモノトス

恩給基金ノ管理並退職料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ノ支給等ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

恩給基金ノ管理並退職料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ノ支給等ニ關スル費用ハ總テ府縣ノ負擔トス

第十五條 此法律中第一條乃至第十三條ハ明治二十六年度ヨリ第十四條ハ明治二十五年年度ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セザル地方ニ於テ此法律ノ條規ニ對シテ特例ヲ設クルコトヲ必要トスルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(別表)

市町村立小學校教員退職料表 (大正一〇年(四月一日ヨリ施行) 法律第二〇號ニ依ル改正額)

在職年數	給料		在職年數		給料	
	二百四十以上	二百四十以下	二百四十以上	二百四十以下	二百四十以上	二百四十以下
十五年	七〇〇	六〇〇	七〇〇	六〇〇	七〇〇	六〇〇
十六年	七二〇	六二〇	七二〇	六二〇	七二〇	六二〇
十七年	七四〇	六四〇	七四〇	六四〇	七四〇	六四〇
十八年	七六〇	六六〇	七六〇	六六〇	七六〇	六六〇
十九年	七八〇	六八〇	七八〇	六八〇	七八〇	六八〇
二十年	八〇〇	七〇〇	八〇〇	七〇〇	八〇〇	七〇〇
二十一年	八二〇	七二〇	八二〇	七二〇	八二〇	七二〇
二十二年	八四〇	七四〇	八四〇	七四〇	八四〇	七四〇
二十三年	八六〇	七六〇	八六〇	七六〇	八六〇	七六〇
二十四年	八八〇	七八〇	八八〇	七八〇	八八〇	七八〇







附則<sup>(20)</sup>

本法施行前退職料ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後再市町村立小學校教員ト爲リ在職三年以上ニ至ラスシテ退職シタル者ニハ仍従前ノ規定ヲ適用ス

附則<sup>(21)</sup>

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ改正別表ハ大正九年八月一日以後大正十年三月三十一日迄ニ退職料又ハ扶助料ヲ受クヘキ事由ノ生シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

本法施行ノ際現ニ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第五條第一號ノ規定ニ依リ退職料ノ支給ヲ停止セラルル者ニシテ退職料ノ支給ニ付在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職以外ノ公務ニ在ルモノニ關シテハ其ノ在職中ニ限り大正十一年三月三十一日迄仍従前ノ例ニ依ル

大正九年七月三十一日現在ニ於テ市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ依ル退職料又ハ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ノ退職料又ハ扶助料ノ年額ノ基礎タル俸給額カ大正九年勅令第二百七十八條ニ依リ算出シ百三十圓以上ナルトキハ其ノ年額ハ大正九年七月一日以後ノ分ヨリ本法ニ依ル

(1) 別表に依る金額は次項の官吏恩給法第五條の準用に依る金額よりも遙に有利である。別表は明治四〇年法律第四七號で設けられ大正七年法律第二二號及大正一〇年法律第二〇號で改正された。

(2) 勤続とは中途に退職なく引續き在職することであるが別表に依るものと然らざるものとの金額の權衡上、全在職中に一つでも一五年以上の前述本來の意義の勤続在職あるときは他の勤続にあらざる在職をも合算した年數に付別表を適用することに解せられて來たのである、例へば三年、一五年、五年の三在職を有する場合には別表の二

三年の額を給したのである。此の點後述府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第五條の退職料より有利である。

(3) 勤続一五年以上の在職を一も有せぬ場合である。

(4) 官吏恩給法

第五條

恩給ノ年額ハ退官現時ノ俸給ト在官年數トニ依リ之ヲ定ム即チ在官滿十五年以上十六年未滿ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ俸給年額ノ二百四十分ノ六十ト十五年以後滿一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額又十五年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額トス

非職滿期ニ由テ退官シタル者ノ恩給ハ其在職最終ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス

(第三項略す)

兼官ニ依テ受クル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

恩給年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

(5) 小學校教員其の他の教育職員相互間の通算に關しては尙後述公立學校職員退職料等ニ關スル法律(明二九、法一三)第三條、

第四條、第四條の二第一項等のあること二二條——一七頁に述べたる如し。

(6) 明治二九年法律第一三號は後述の公立學校職員退職料等ニ關スル法律である。

(7) 多き方を給するのであるから前の退職料の方多きときは恩給第五六條の如き形式上の改定などを要せず前の退職料其のものを本法に依り(次項)給するのである(恩給法第五六條では前恩給が多くても改定を請求せねば後の在職年は通算上の利益を失ふことがあるが本法では右述の如くであつて其のやうなことはない)。後の退職料多きときは之を府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法等に依り給する。



(8)(9)(10)(11) 官吏恩給法

第六條 恩給ヲ受ケ又ハ恩給ヲ受ケスシテ退官シタル者在官中ノ公務ニ起因スル傷疾疾病引續キ重症ニ趨キタルトキ其事由ヲ詳悉シ左ノ期限内ニ申出レハ査覈ノ上相當ノ恩給ヲ給ス

- 一 一肢ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後二個年
- 二 一肢ヲ亡シ或ハ二肢ノ用ヲ失ヒ又ハ兩眼ヲ盲シ若クハ二肢ヲ亡シ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後三個年

(12) 明治二五年二月九日勅令第一八號市町村立學校教員退職料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定ノ件である、即

第一條 市町村立小學校教員退職料等ノ支給上ニ關スル正教員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

第二條 左ニ掲ケル年數及月數ハ正教員在職年數ニ算入スヘシ

- 一 市町村立小學校正教員休職中ノ年數及月數

二 明治十四年六月以後市町村立小學校調導ノ職ニ在リタル年數及月數

第三條 左ニ掲ケル年數及月數ハ正教員在職年數ヨリ除算スヘシ

- 一 (削除)
- 二 自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若ハ失職ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數
- 三 (削除)
- 四 恩給若クハ退職料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ、市町村立小學校正教員ヲ兼ヌルトキハ其兼職中ノ年數及月數

(13) 教育職員に特有な所謂差額停止の規定である、本條の外府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法(明二三、法九一)第七條第二項第一號、公立學校職員退職料等ニ關スル法律(明二九、法一三)第一條が即是である。給料の意義補遺參照。

(14) 官吏恩給法說明(14)參照。

(15) 所謂退職給與金である。其の額に付ては年金の場合の如き圓位未滿切上の規定がないから圓位未滿まで算出する。尙五九七頁。

(16) 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第一〇條第二項と同様の規定である同法說明(9)參照。

(17)(18) 官吏恩給法

第十六條 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後七個年內ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十八條 恩給ハ賣買讓與質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

(19) 二〇條—二三頁以下參照、就中重要なるは

第七條 恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 扶助料ハ之ヲ取クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三個年內ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

(20) 明治四〇年五月三日法律第四七號市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正法律の附則であつて別表第一號表は此の法律に依て設けられた。

(21) 大正一〇年(四月一日より施行)法律第二〇號市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法中改正法律附則で同法は曰く

第四條第三項ヲ削ル

第五條中「公務」ヲ「退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」ニ改ム

別表市町村立小學校教員退職料表中百三十圓以上ノ額ヲ左ノ如ク改ム(此の「左」を略するが要するに増額であつて其の結果が前掲別表である)。

II 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法(明治二三、一〇、三)(法律第九一號)

第一條 府縣立師範學校長ノ俸給ハ國庫ノ負擔トス

第二十二條——二七



第二條 府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母舎監及書記ハ此法律ノ規定ニ從ヒ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第三條 在職滿十五年以上ノ者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ終身退隱料ヲ給ス

- 一 年齡六十歳ヲ超ニ退職ニ命シタルトキ
- 二 傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ
- 三 廢職廢校ニ依リ退職シ又ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職ヲ命シタルトキ

第四條 左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身退隱料ヲ給シ尙其最下金額十分ノ七マテノ増加退隱料ヲ給ス

- 一 職務ニ依リ傷疾ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ
- 二 職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ願ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

第五條 退隱料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ依リ之ヲ定ム

勤續滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ勤續滿十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五トシ次ニ滿十五年以上ノ勤年數中十五年ヲ控除シタルモノニ對シ一年毎ニ百分ノ一ヲ加ヘ次ニ其他ノ在職年數ニ對シ一年毎ニ百五十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム<sup>(2)</sup>

前項ノ場合ヲ除クノ外<sup>(3)</sup>在職滿十五年以上ニシテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ在職滿十五年ニ對シテハ俸給年額ノ百分ノ二十五トシ爾後在職一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム

前二項ノ場合ニ於テ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退隱料ハ四十年ノ額トシ又前條ニ依リ給スヘキ退隱料ハ前項ニ依リ算出シタル十五年ノ額トス

官吏恩給法第五條第四項第五項、第六條、第十條、第十一條及第十三條第二項ハ退隱料ニ之ヲ準用ス<sup>(4)</sup>

退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數ノ算定ニ關スル規則ハ勅令<sup>(5)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 (削除)

第七條 退隱料ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ退隱料ヲ剝奪ス

退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間退隱料ノ支給ヲ停止ス但第一號ノ場合ニ於テハ其差額ニ限り支給ヲ停止ス<sup>(6)</sup>

- 一 退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ
- 二 公權ヲ停止セラレタルトキ

第八條 年齡未タ六十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜<sup>(7)</sup>ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若クハ失職ニ該當シタル者ハ退隱料ヲ受クルノ資格ヲ失フモノトス

第九條 府縣立師範學校及公立中學校ノ准教員ハ職務ノ爲傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ第四條ニ該當スル者ニ限り退職現時ノ俸給四分ノ一ノ退隱料ヲ終身給與ス

第十條 在職滿一年以上ニシテ退職シタル府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母舎監及書記ハ退職現時ノ俸給半箇月分ヲ以テ在職年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金員<sup>(8)</sup>ヲ一時給與ス但非職又ハ休職滿期ニ依リ退職シタル者ハ本職最終ノ俸給額ニ依リ之ヲ給與ス

公立學校職員ニシテ教育事務ニ從事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任<sup>(9)</sup>シタル者退官又ハ退職シタルトキハ公立學校職員ノ在職年數ニ應シ前項ノ給與金ヲ給ス

第三條若クハ第四條ニ依リ退隱料ヲ受クル者、他ノ法律ニ依リ退隱料若クハ恩給ヲ受クル者、自己ノ便宜<sup>(7)</sup>ニ依リ退官シタル者又



ハ懲戒處分ニ依リ免職免官ニ處セラレ若クハ刑事裁判ニ依リ失職失官ニ該當シタル者ハ前二項ノ限ニ在ラス  
 本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者公立學校職員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ其再任ノ月ヨリ起算ス  
 本條ノ給與及之ニ關スル費用ハ轉任者退職者ノ轉任退職ノ際勤務セシ公立學校所屬府縣郡市町村ノ負擔トス  
 第十一條 退職料ノ支給ハ本屬長官ノ證明ニ依リ内閣恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス<sup>(10)</sup>  
 官吏恩給法第十六條及第十八條<sup>(11)</sup>ハ退職料ニ適用ス

第十二條 府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母會監及書記左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定ニ從ヒ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス  
 一 在職十五年以上ノ者在職中死去シタルトキ  
 二 在職十五年未滿ノ者職務ノ爲死去シタルトキ  
 三 退職料ヲ受クル者死去シタルトキ

第十三條 官吏遺族扶助法第四條乃至第十條、第十二條乃至第十六條<sup>(12)</sup>ハ此法律ニ規定スル扶助料ニ適用ス

官吏遺族扶助法第十一條<sup>(13)</sup>ハ此法律ニ規定スル扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戶籍内ニ去ルニ十歳未滿又ハ癱瘓若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキ場合ニ適用ス

第十四條 府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母會監及書記ニシテ在職十五年未滿ノ者在職中職務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族ニ一時扶助金ヲ給ス  
 前項ノ扶助金ニ就キテハ官吏遺族扶助法第十七條第二項<sup>(14)</sup>ヲ適用ス

第十五條 扶助料及扶助金ノ支給並第十三條第二項ノ給與ハ本屬長官ノ申牒ニ依リ内閣總理大臣之ヲ裁定ス<sup>(10)</sup>

第十六條 府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母會監及書記ハ其俸給百分ノ一

ヲ毎年國庫ニ納ムヘシ

府縣郡市町村ハ其府縣立師範學校及公立中學校長正教員小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル保母會監及書記ノ俸給百分ノ一

ニ當ル金員ヲ毎年國庫ニ納ムヘシ

兼職ニ係ル加俸ニ對シテハ本條ノ納金ヲ要セス

第十七條 退職料扶助料扶助金及第十三條第二項ノ給與並其支給ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス  
 退職料扶助料扶助金等ノ支給ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第十八條、第十九條〔削除〕

第二十條 此法律第一條ハ明治二十五年五月二日第二條乃至第十九條ハ明治二十六年五月二日之ヲ施行ス

第二十一條 府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ此法律ノ條規ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ必要トスルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則<sup>(15)</sup>

本法ハ明治四十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前退職料ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後再公立學校職員ト爲リ在職滿三年以上ニ至ラスシテ退職シタル者ノ退職料額算定方ハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則<sup>(16)</sup>

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第七條第二項第一號ノ規定ニ依リ退職料ノ支給ヲ停止セラルルモノニシテ退職料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職以外ノ公務ニ在ルモノニ關シテハ其ノ在職中ニ限リ大

正十一年三月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ル



- (1) 師範學校長は公立學校職員制第四條に依り奏任である、本條と相俟つて官吏恩給法に所謂文官である、而して學校職員との通算性を後述公立學校職員退隱料等に關する法律(明治二九、法一三)第四條に規定せられてゐる。
- (2) 例へば一七年勤續の後更に三年再在職した場合には率は  $\frac{25}{100} + \frac{2}{100} + \frac{3}{180}$  となる。
- (3) 勤續一五年以上の在職を含まぬ場合を指す。
- (4) 官吏恩給法

(第五條(第四項)) 兼官ニ依テ受ケル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

(第五項) 恩給年額單位未滿ノ數ハ單位ニ滿タシム

第六條 (略す、二〇條—四頁)

第十條 文官ニシテ從軍シタル者ハ軍人恩給法ノ算則ニ照シテ其從軍年ヲ加算ス

第十一條 恩給ヲ受ケル者再ヒ官ニ就キ滿一年以上在官シタル後退官シタルトキハ左ノ區分ニ依リ恩給ヲ給ス

- 一 退官現時ノ俸給前後相同シカラサルトキハ前官年數ヲ後官ノ年數ニ通算シ後官ニ對スル恩給額ト前ノ恩給額トヲ比較シ其多キ方ヲ給ス

- 二 退官現時ノ俸給前後相同シキハ在官年數ニ依リ恩給ヲ增加ス但前官十五年未滿ニシテ恩給ヲ受ケタル者ニ在テハ前後通算シテ十六年以上ニ至ラサレハ増加セズ

第十三條(第二項) 法令ヲ以テ設立シタル議會ノ議員並市町村長助役收入役名譽職參事官員東京市京都市大阪市北海道ノ區長沖繩縣

區制ニ依ル區長及居留民間ノ民長助役會計役ト爲リタルノ故ヲ以テ退官シタル者ハ恩給ヲ受ケルノ資格ヲ失ハス

(5) 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ノ件(明治三二年勅令一九六號)

である、之を抄録するに

第二條 府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員會監及書記ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

明治十四年六月以前ヨリ在職ノ者ハ同年同月ヨリ起算ス(第三項略)

第三條 左ニ掲ケル年數及月數ハ在職年數ヨリ除算スヘシ

- 一 自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若ハ失職ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數
- (6) 所謂差額停止の規定である、前述市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法の註(13)参照。尙(16)参照。
- (7) 前述市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法註(14)参照。
- (8) 四位未滿まで算出する。
- (9) 待遇官から本官に轉任することは出來ぬのが理論であるが左の特例が存するのである。

官公立學校又ハ圖書館職員ト教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件(明治三二、勅令四五六)

第一條 奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル官公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員ヲ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ任用シ又ハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ヲ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケル官公立ノ學校又ハ圖書館ノ職員ニ任用スル場合ハ轉任ト看做シ其ノ手續ハ轉任ノ例ニ依ル

尙本條の場合でないが教育事務従事の文官と朝鮮に於ける學校職員たる文官にして國庫より俸給を受けざるもの、臺灣の學校職員たる文官にして國庫より俸給を受けざる者(明四五、法一一及明三三、法七七)とは本官相互間であるから規定を俟つまでもなく轉任し得る。

- (10) 大正一〇年三月三十一日迄は裁定は文部大臣の權限であつたが四月一日から内閣に移管した。(16)参照。



(11) 官吏恩給法

第十六條 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後七個年内ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス  
第十八條 恩給ハ實買讓與質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

(12) 官吏遺族扶助法、二〇條—一三頁参照、就中重要なるは

第七條 恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三個年内ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

二〇條—一四頁参照。

二〇條—一五頁参照。

(15) 明治四一年法律第五五號附則であつて同法は第三條第三號、第五條第一項、第七條及第一〇條に改正を加へた。

(16) 大正一〇年法律第一八號の附則である、同號本文は左の如し。

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第七條中「公務」ヲ「退隱料ノ支給ニ付在官在職年數ヲ通算スルコトヲ得ル官職」ニ改ム

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

退隱料ノ支給ハ本屬長官ノ證明ニ依リ内閣恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス

第十五條中「府縣知事」ヲ「本屬長官」ニ、「文部大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第十七條中「文部大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

III 公立學校職員退隱料等ニ關スル法律 (明治二九、三〇、三一)

第一條 明治二十三年法律第九十號(ハ)第十五條ヲ除キ公立實業補習學校ノ教員及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保母ニ適用シ同年法律第九十一號(ハ)第一條及第二十條ヲ除キ公立ノ高等女學校、大學、高等學校、專門學校、實業補習學校ヲ除ク)及其他ノ公立學校ノ學校長教員幹事學生監舍監助手及書記並公立圖書館ノ館長、司書及書記ニ適用ス

第二條 明治二十三年法律第九十號第二條及同年法律第九十一號第三條(ハ)非職又ハ休職滿期ニ依リ退職シ及校務ノ伸縮ニ依リ退職ヲ命シタル場合ニモ適用ス

退隱料ハ本職最終ノ俸額ニ依リ之ヲ算定ス

第三條 明治二十三年法律第九十號、同年法律第九十一號、及此ノ法律ニ依リ退隱料ヲ受クヘキ學校長、圖書館長、正教員、司書保母幹事學生監舍監助手及書記ノ在職年月數ハ各公立學校及圖書館ノ間ニ於テハ之ヲ通算ス

第四條 府縣立師範學校長タリシ者他ノ文官ト爲リ若ハ他ノ文官タリシ者府縣立師範學校長ト爲リタルトキハ其ノ在官年月數ハ明治二十三年法律第九十一號及官吏恩給法ニ於テハ各其ノ規定スル所ニ依リ其ノ在官年數若ハ在職年數中ニ通算スヘキモノトス

第四條ノ二 學校長圖書館長正教員(司書保母幹事學生監舍監助手又ハ書記タリシ者)教員其ノ他教育事務ニ従事スル文官ト爲リタルトキ若ハ教員其ノ他教育事務ニ従事スル文官タリシ者學校長圖書館長正教員司書保母幹事學生監舍監助手又ハ書記ト爲リタルトキハ各其ノ在官在職年數ヲ通算シ明治二十三年法律第九十號及同年法律第九十一號ノ退隱料扶助料扶助金ヲ受クルコトヲ得

學校長圖書館長正教員司書保母幹事學生監舍監助手又ハ書記ニシテ文官ト爲リタル者教員其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ文官トシテ在官中死亡シ又ハ退官シタルトキハ教員其ノ他教育事務ニ従事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退隱料扶助料扶助金ヲ給ス(但シ官吏恩給法第十三條第一項(ハ)ニ規定スル事由ニ因リ退官シタルトキハ此ノ限ニ在ラス)

前項ノ規定ハ學校長圖書館長正教員司書保母幹事學生監舍監助手又ハ書記ニシテ他ノ待遇文官ト爲リタル者ニ付之ヲ準用ス(ハ)



通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及通算ニ關スル規定ハ勅令<sup>(9)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ三 同一人ニシテ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員退職料及官吏恩給又ハ軍人恩給(賑恤金、給助金、扶助金ヲ除ク)若ハ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員遺族扶助料及官吏遺族扶助法又ハ軍人恩給法ニ依レル扶助料ヲ併セ受クヘキ者アルトキハ本人ノ所擇ニ任セ其ノ一ヲ給ス<sup>(9)</sup>

附 則

第五條 此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

附 則<sup>(10)</sup>

本法ハ明治四十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

公立圖書館職員ノ在職年數ハ退職料、退職給與金、扶助料及扶助金ノ支給ニ關シテハ明治三十二年十一月以後就職ノ月ヨリ之ヲ起算ス

附 則<sup>(11)</sup>

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ公立大學ノ幹事又ハ學生監ニシテ本法施行前退職又ハ死去シタル者、教育事務ニ従事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シ退官、退職又ハ死去シタル者及其ノ遺族ニ付亦本法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

附 則<sup>(12)</sup>

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(1) (2) 前述二二條——一七頁、二二條——二七頁參照。

(3) 明治二三年法律第九〇號

第二條 在職滿十五年以上ノ者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ終身退職料ヲ給ス

一 年齡六十歳ヲ超ヘ退職ヲ命シタルトキ

二 傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

三 廢職廢校ニ依リ退職シ又ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職ヲ命シタルトキ

明治二三年法律第九一號第三條は右と同文に付略す。

(4) 市町村立小學校正教員を含む、第一項に依り通算するのは退職料、扶助料又は一時扶助金を給する場合のことである、退職給與金を給すべき場合には明治二三年法律第九〇號第八條第二項、同年第九一號第一〇條第二項のごとく通算せぬことがある、明治三三年法律第七七號第四條又は明治四五年法律第一一號第五條の場合には通算する(明治二三年勅令第九八號退官賜金令説明(4)參照)。

(5) 教育文官と非教育文官とを通算した退職料、扶助料若くは一時扶助金との選擇になる(第四條ノ三參照)。第二項は退職給與金に關しない、類似の在職年の場合の退職給與金に付ては明治二三年法律第九〇號第八條第二項又は同年法律第九一號第一〇條第二項に依り教育職員在職に對し退職給與金を給し得ることに解する。

(6) 官吏恩給法

第十三條(第一項) 年齡未タ六十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

(7) 他ノ待遇文官とは恩給法に所謂待遇職員である。

尙此の第三項と第二項とは大正一〇年法律第一九號を以て追加せられ同年四月一日より施行された。(12)參照。



(8) (1) 明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件(明治三二年(勅令三〇一號)(抄)  
第二條 明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ノ種類左ノ如シ

- 一 官立ノ學校及圖書館職員
- 二 文部省官吏

三 教育事務従事ノ北海道廳府縣郡區島廳、朝鮮總督府道府郡、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、關東廳 樺太廳ノ官吏  
四 臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クル者  
教育事務従事ノ統監府又ハ關東都督府ノ官吏ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ各之ヲ朝鮮總督府又ハ關東廳ノ官吏ト看做ス  
第三條 前條ニ掲クル文官ノ在官年數ヲ公立學校職員ノ在職年數ト通算スル場合ニ於テ算入又ハ除算スヘキ年月數ハ官吏恩給法  
及官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第四條 明治二十四年勅令第二百四十八號(明治二十五年勅令第五號同年勅令第十八號同年勅令第三十二號及明治三十二年勅令  
第九十六號)ハ明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關シ特ニ規定スルモノヲ除クノ外之ヲ準用ス

附則

第五條 明治二十九年勅令第九十九號(ハ廢止ス

附

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ臺灣總督府州郡市ノ官吏ニ關スル規定ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ適用ス

- (a) 明治二十四年勅令第二四八號ハ府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退  
隱料及遺族扶助料法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ノ施行ニ關スル件。
- (b) 明治三二年勅令第一九六號ハ明治二三年法律第九一號ノ說明(參照)。

- (c) 明治二十九年勅令第一〇九號ハ公立學校職員退隱料等ニ關スル法律ニ於ケル學校職員ノ資格及同法律ノ施行ニ關スル件。
- (d) 大正一〇年勅令第六三號ノ附則で同令は明治三二年勅令第二〇一號明治二十九年法律第一三號ノ施行ニ關スル件中改正ノ件  
である。

(ロ) 明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ニ關スル件(大正一、二、三、四)  
大正六年十月一日以降青島守備軍民政部ニ於テ教育事務ニ従事シタル文官ハ之ヲ明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ  
得ヘキ文官トシ明治三十二年勅令第二百一號ヲ適用ス  
(9) 教育職員より教育文官に轉じ教育文官として十五年以上在職して之を退職した場合に教育職員在職年と教育文官在職年とを  
算した年數に對する教育職員退隱料と教育文官在職年の方に對する官吏恩給との選擇とするが如きである、退職の代りに死亡である  
と扶助料の選擇となる。尙初め國庫より併せ受ける場合だけのことを規定したが府縣及國庫の雙方から併せ受ける場合をも同様に律  
すべきであるから之を改正したこと(12)の通り。

- (10) 明治四〇年法律第一號の附則で、同法は曰く  
第一條中「書記」ノ下ニ「並公立圖書館ノ館長、司書及書記」ヲ加フ  
第三條中「學校長」ノ下ニ「圖書館長」、「正教員」ノ下ニ「司書」、「各公立學校」ノ下ニ「及圖書館」ヲ加フ  
第四條ノ二中「學校長」ノ下ニ「圖書館長」、「正教員」ノ下ニ「司書」ヲ加フ
- (11) 大正九年法律第二號附則で、同法は曰く  
第一條中「專門學校」ヲ「大學高等學校專門學校」ニ「含監」ヲ「幹事學生監舍監助手」ニ改ム  
第三條及第四條ノ二中「含監」ヲ「幹事學生監舍監助手」ニ改ム
- (12) 大正一〇年法律第一九號の附則で、同法は第四條第一項の次に新に第二項及第三項を加へ又第四條ノ三中「國庫ヨリ」ヲ「同



一ノ事由ノ爲メニ」に改めた。

IV 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ遺隱料及遺族扶助料ニ關スル法律 (明治四三、三〇)

第一條 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者及其ノ遺族ハ本法ニ依リ遺隱料及遺族扶助料ヲ受クルノ権利ヲ有ス

第二條 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員遺隱料及遺族扶助料法ハ第一條、第二條、第九條、第二十條及第二十一條(ノ)除クノ外前條ノ學校職員及其ノ遺族ニ之ヲ準用ス但シ同法中内閣總理大臣ノ職務ハ朝鮮總督、本屬長官ノ職務ハ道知事之ヲ行ヒ同法第十條及第十六條中府縣都市町村トアルハ俸給ヲ支辨スル團體ニ該當ス

第三條 明治二十九年法律第十三號第二條及第四條ノ三ノ規定(ハ)之ヲ第一條ノ學校職員ニ準用ス

第四條 第一條ノ學校職員ノ在官年月數ト文官判任以上ノ教官、教育事務ニ従事スル文官、文官判任以上ノ待遇ヲ受クル學校及圖書館ノ職員並小學校本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園長及保母ノ在官又ハ在職ノ年月數トハ市町村立小學校教員遺隱料及遺族扶助料法、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員遺隱料及遺族扶助料法、在外指定學校職員遺隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號(ハ)、明治四十一年法律第三十五號(ハ)及本法ニ依ル遺隱料、扶助料及扶助金ノ支給ニ關シ相互通算ス

前項ノ規定ニ依リ通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及通算ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 明治四十年法律第四十八號(ハ)之ヲ第一條ノ學校職員ニ準用ス

前條ノ規定ニ依リ文官判任以上ノ教官又ハ教育事務ニ従事スル文官ノ在官年月數ヲ第一條ノ學校職員ノ在職年月數ニ通算スル場合ニ於テハ其ノ朝鮮ニ在勤シタル年月數ハ之ヲ第一條ノ學校職員ノ朝鮮ニ於ケル在勤年月數ト看做ス

附則

本法ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ國庫納金ニ關スル規定ヲ除クノ外本法施行前死亡シタル者又ハ本法施行前死亡シタル者ノ遺族ニモ之ヲ適用ス  
朝鮮ニ於ケル在外指定學校職員ノ明治四十年四月二十三日以後ノ在職ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ第一條ノ學校職員ノ在官ト看做ス

(1) 文官と謂ふけれども國庫から俸給の支給を受けないのであるから官吏恩給法第一條に所謂文官でない、國庫より俸給の支給を受ける者は右に所謂文官(教育文官)で最早學校職員でないから當然官吏恩給法の適用を受くべく唯教育文官の通算に關し本法第四條等の適用を受けるに過ぎない。

(2) 二二條—二七頁以下参照。

(3) 明治二九年法律第一三號即前述公立學校職員遺隱料等ニ關スル法律(二二條—三四頁以下)

第四條ノ三 同一人ニシテ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員遺隱料及官吏恩給法又ハ軍人恩給(賑恤金、給助金、扶助金ヲ除ク)若ハ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員遺族扶助料及官吏遺族扶助法又ハ軍人恩給法ニ依レル扶助料ヲ併セ受クヘキ者アルトキハ本人ノ所擇ニ任セ其一ヲ給ス

(4) 明治三三年法律第七七號即後述臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員遺隱料及遺族扶助ニ關スル法律。

(5) 明治四一年法律第三五號即後述ノ樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員遺隱料及遺族扶助料ニ關スル法律。

(6) 退職給與金に關しては規定がないから必ずしも相互に通算せぬ、明治二三年勅令第九八號退官賜金令說明(4)参照。

(7) 明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件(明治四五、三〇)(抄)



第三條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在官年月數ヨリ除算ス

一 自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者又ハ懲戒處分若ハ刑法ノ宣言ニ依リ其ノ官ヲ失ヒタル者ノ退官又ハ失官前ノ在官年月數

第四條 第一條ノ學校職員(註、朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者)ノ在官年月數ト通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及其ノ通算ニ關シテハ明治三十二年勅令第二百一號第二條及第三條ノ規定ヲ準用ス

(8) 明治四〇年法律第四八號即臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮總督府及關東都督府等在勤官吏ニ準用スルノ法律(二〇條—一八頁)

V 臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル文官判任以上ノ學校職員退隱料及

遺族扶助料ニ關スル法律 (明治三三、三、三一)

第一條 臺灣ニ在勤スル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者及其ノ遺族ハ本法ニ依リ退隱料及遺族扶助料ヲ受ケルノ權利ヲ有ス

第二條 明治二十三年法律第九十一號(及之ニ基ツキテ發シタル勅令ハ前條ノ學校職員及其ノ遺族ニ之ヲ準用ス但シ同法中内閣總理大臣ノ職務ハ臺灣總督、本屬長官ノ職務ハ州知事又ハ廳長之ヲ行ヒ同法第十條及第十六條中府縣郡市町村ノ負擔ト爲ルヘキ經費ハ當該學校職員ノ俸給ヲ支辨スル團體ノ負擔トス

第三條 第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ於ケル在職年月數ハ臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケル者ニ準シテ之ヲ計算ス(5)

第一條ノ學校職員臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リタル場合ニ關シテハ臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケル者ニ準シテ退隱料ヲ給ス

第一條ノ學校職員前項ニ該當シ之カ爲亡死シタル者ノ遺族ハ臺灣ニ在勤スル文官判任以上ノ者ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケル者ノ遺

族ニ準シ扶助料ヲ給ス

第四條 明治二十九年法律第十三號(及之ニ基ツキテ發シタル勅令ハ第一條ノ學校職員ニ關シテ之ヲ準用ス

文官判任以上ノ教官又ハ教育事務ニ従事スル文官ノ在官年月數ヲ第一條ノ學校職員ノ在職年月數ニ通算スル場合ニ於テハ其ノ臺灣ニ在勤シタル年月數ハ之ヲ第一條ノ學校職員ノ臺灣ニ在勤シタル年月數ト看做ス

第五條 臺灣人ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ學校職員及其ノ遺族ハ第二條及第四條ノ規定ニ依リ退隱料及遺族扶助料ヲ受ケルノ權利ヲ有ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(6)

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (1) 前述IVノ註(1)と同様に付参照。
- (2) 即府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法(二二條—二七頁以下)。
- (3) 臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律(明治三三、三、三一法律七五號)を準用するといふのと同じことである。第二、三項も同様である。
- (4) 即公立學校職員退隱料等ニ關スル法律(二二條—三四頁下)。
- (5) 大正一〇年法律第二一號の附則で第一條、第二條但書を改正し第四條に新に第二項を加へ第五條中「地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケル」を「國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル」に改めた。



VI 樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律 (明治四一、三、三一) (法律第三五號)

第一條 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第一條乃至第十三條及明治二十九年法律第十三條の第二條ノ規定ハ樺太廳立小學校教員、樺太公立小學校教員及其遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ府縣知事ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行フ

第二條 本法ニ依ル給與、ハ國庫ノ支辨トス

第三條 樺太廳立小學校正教員及樺太公立小學校正教員ハ其ノ給料額ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第四條 市町村立小學校正教員、樺太廳立小學校正教員及樺太公立小學校正教員ノ在職年月數ハ本法及市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ニ於テ相互之ヲ通算ス

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號の及在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依ル在職在官年月數ニ付テモ亦前項ニ同シ

前項ニ掲ケタル法律ニ依ル小學校正教員、樺太廳立小學校正教員及樺太公立小學校正教員相互間ニ於ケル轉勤ハ之ヲ勤績ト看做ス  
第五條 明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ樺太廳立小學校正教員及樺太公立小學校正教員ノ退職料及遺族扶助料ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則の

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ大正九年八月二十八日の以後大正十年三月三十一日迄ニ轉職、退職又ハ死亡シタル樺太公立小學校教員及其ノ遺族ニ付亦之ヲ適用ス

本法施行ノ際現ニ樺太廳立小學校又ハ樺太公立小學校ノ教員ノ職ニ在ル者ノ大正九年勅令第三百四十三號のニ依リ樺太公立小學校ニ指定セラレタル小學校ニ小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シテ在職シタル期間ハ其ノ二分ノ一ヲ樺太公立小學校ノ在職期間ト看做ス但シ學校職員ノ退職料ヲ受クル者ノ當該在職期間ハ此ノ限ニアラス

(1) 即公立學校職員退職料等ニ關スル法律 (二二條—三四頁)。

(2) 即臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律 (二二—四二頁)。

(3) 即臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律 (二〇條—一六頁) 植民地在勤加算規定である。

(4) 大正一〇年法律第二三號の附則で同法は第一條、第三條、第四條及第五條中に樺太公立小學校正教員 (第一條は教員) を加へた。

(5) 明治四一年勅令第四五號樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件中改正した大正九年勅令第三四三號を施行した翌日が大正九年八月二八日である。從來私立であつた多數の小學校を公立に指定 (大九、九、三樺太廳令二三號) したから私立時代の勤務年月數の二分の一を通算する結果となる。

VII 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法 (明治三八、三、一三) (法律第六四號)

第一條 本法ニ於テ在外指定學校ト稱スルハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ外務大臣及文部大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

第二條 府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法のハ第一條、第八條、第十條第二項、第十四條、第十六條、第十七條第一項、第二十條及第二十一條ヲ除クノ外在外指定學校ノ職員及其ノ遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ同法ニ規定スル府縣知事ノ職



務ハ領事官之ヲ行フ

在外指定學校ノ職員ノ資格並其ノ就職及退職ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法ノ府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號(明治三十三年法律第七十七號)又ハ本法ニ依リ退職料ヲ受クル者在在外指定學校ノ職員トナリ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ俸給ヲ受クルトキハ其ノ間退職料ノ支給ヲ停止ス

第四條 在外指定學校ノ職員左各號ノ一ニ該當スルトキハ退職料ヲ受クル資格ヲ失フ

- 一 年齢六十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ因リ退職シタルトキ
- 二 服務上ノ義務ニ違背シ若ハ服務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタル爲其ノ職ヲ解カレタルトキ
- 三 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ
- 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 五 信用若ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキ
- 六 破産若ハ家産分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第五條 本法ニ依リ退職料ヲ受クル者及前條各號ノ一ニ該當スル者ニハ退職給與金ヲ給セス

第六條 明治二十九年法律第十三號ハ第一條、第三條、第四條及第五條ヲ除クノ外在外指定學校ノ職員ニ關シ之ヲ準用ス

在外指定學校ノ職員ノ在職年月數ト公立學校ノ學校長、正教員、舎監、書記、公立圖書館ノ館長、司書、書記及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル師範學校附屬幼稚園又ハ公立幼稚園ノ保母ノ在職年月數トハ退職料、扶助料及扶助金ノ支給ニ關シ相互通算ス

第七條 本法ニ依リ支給スヘキ退職料、退職給與金、扶助料及扶助金並其ノ支給ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第八條 特別ノ地域ニ在リテハ勅令(一)ヲ以テ本法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ヲ行フヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

附則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(1) 二二條——二七頁。

(2) 明治三十八年勅令第二二九號(同年一月七日ヨリ施行) 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定方等ニ關スル件(抄)

第一條 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ於テ職員ト稱スルハ學校長、教員、舎監及書記トス

在外指定學校中小學校ノ學科ヲ授クル學校又ハ之ニ準スヘキ學校ニ在リテハ調導ヲ正教員、准調導ヲ准教員トシ其ノ他ノ學校ニ在リテハ教諭、助教諭ヲ正教員其ノ他ノ教員ヲ准教員トス

第二條 在外指定學校職員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終トス

第四條 在外指定學校ノ廢止又ハ指定取消ノ際其ノ學校職員タル者即日他ノ在外指定學校又ハ公立學校ノ職員ニ採用セラレタルトキハ勤続者ト看做ス

(3) 二二條——一七頁。

(4) 即公立學校職員退職料ニ關スル法律(二二條——三四頁)。

(5) 即臺灣ニ在動スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退職料及遺族扶助料ニ關スル法律(二二條——四二頁)。

(6) 本法第二條で府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第七條第一號を準用してゐるから差額停止、一部給與の規定と解する。日割計算である。



(7) 二二條—二六頁<sup>(14)</sup>參照。

(8) (イ) 明治四一年五月二七日勅令第一三七號在外指定學校職員退職料及扶助料法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ニ關スル件

在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法並明治三十八年勅令第二百三十號中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東〔都督〕之ヲ行フ

(ロ) 大正五年勅令第一八二號(同年七月十四日より施行)

在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中領事官ノ管掌ニ屬スル事項ハ青島地方ニ於ケル占領地ニ在リテハ青島守備軍司令官之ヲ行フ

右(ロ)の勅令公布の同日即大正五年七月一四日に青島軍司令官を設立者としたる在青島の在外指定學校(第一青島尋常高等小學校)が始めて指定せられたから大正六年勅令第一七五號青島守備軍民政部條例には學校職員のこと記載せられざるも大正五年七月一四日以降官吏恩給法第一〇條の準用に依り(在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法第二條第一項に依り府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法第五條第五項に依り準用す)青島の在外指定學校職員には文官の例に倣ひ軍衛に屬するの事由に依り從軍加算(二年)を爲すの扱である、加算の打切は大正一一年勅令第五〇五號青島守備軍民政部條例等廢止ノ件施行の日(同年二月一〇日)であり、殘務整理を命ぜられた者は翌年三月三十一日(守備軍撤退日)迄とすること文官の場合と同じである。

朝鮮人實吏ノ恩給、退職料及遺族扶助料法ニ關スル法律(大正七、四、二) 法律第三〇號

二〇條—二三頁參照(第一、三、六各條)。

第二十三條 (警察監獄職員)

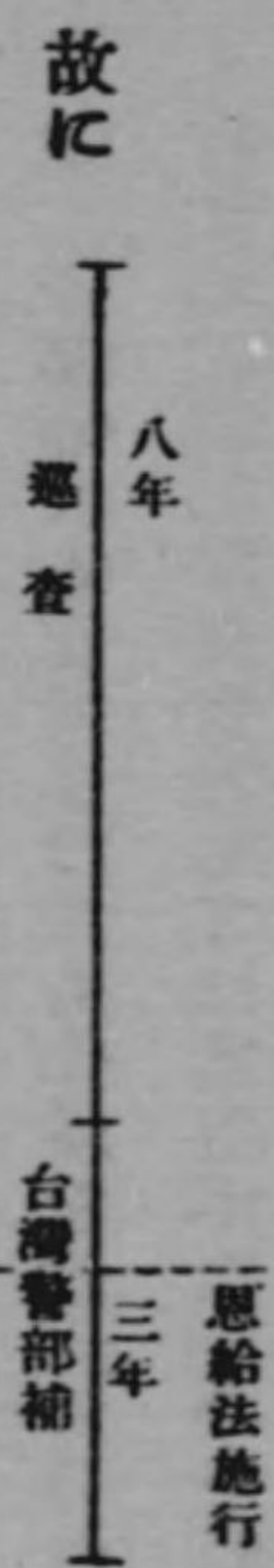
警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 警部補<sup>(イ)</sup>、巡查<sup>(ロ)</sup>、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛
- 二 看守、女監取締<sup>(イ)</sup>、陸軍監獄看守及海軍監獄看守
- 三 判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

(4) 警部補は本官であつても俸給を國庫から受けぬから文官ではないが第二〇條第二項後段により準文官の資格をも有する、併し準文官としては實益がないので實際は警察監獄職員としてのみ取扱つて大過ない。警察監獄職員の普通恩給年限は文官のそれよりも短いが警部補は判任官であるから文官たる警部等になるには退職することなく轉任の形式を執る(反對の場合も同じ)爲恩給權の發生事由が生じないことになるので第二六條第四號に「警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス」と規定せられてゐる、但し失格に關して第五一條第二項で同號の適用を排除してゐる。又巡查や判任官の待遇を受ける消防手が警部補に任ぜられる場合が多いが之は待遇官吏から本官になるのであるから巡查や消防手を退職して警部補に任ぜられることになる(反對の場合も同じ)のであるが恩給法上は是等の者は何れも警察職員として同一種類の公務員であるから巡查や消防手から警部になつた者に一時恩給を給することをしない爲に第二五條第四號に「巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部



補若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス」と規定してゐるのである。  
 又臺灣の警部補は明治四三年法律第三〇號（同年四月一日より施行）警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律（後述從前の規定の部二三條—二頁）施行前から國費支辨の判任官即文官として官吏恩給法の適用を受けてゐて右法律の適用を受けざるものと解せられ専ら文官であつて警察監獄職員たる資格を有しなかつたが恩給法施行と同時に本條第一號に依り一般に警部補は警察監獄職員として扱ふことに指定されたので恩給法施行後は警察監獄職員と文官（現在も從前通り國費支辨の判任官である）との二重の資格を有することになり且つ第九〇條第一項但書に依り恩給法施行後の在職に繼續する恩給法施行前の警部補在職も文官と警察監獄職員との二重の資格を認められることになつた。



右の場合には從前は警察職員として退隱料を受け得なかつたのであるが警部補を恩給法施行後に退職すると巡査と通算して警部補として十一年の警察職員普通恩給を受け得られることになつた。

(2) 巡査は從前から原則として恩給の基礎たるべき俸給を受けて來たのであるが例外として臺灣總督府警察官及司獄官練習所の練習生たる巡査、看守の或者は恩給の基礎たるべき俸給を受けなかつた時期があるのであつて其の時期に於ける勤務期間は之を恩給法規上の在職期間として通算、合算を認めることが出來ぬから注意すべきである、左に右練習生と在職との關係を述べる。

- (一) 昭和三年八月一日前の練習生たる縣、州、廳、巡査及看守に付ては在職を認め、練習生たる臺灣總督府巡査及

看守に付ては在職を認めぬ。

蓋し明治二九年勅令第三七五號臺灣總督府巡査及看守俸給令で俸給を定め、明治三十一年（六月一八日）勅令第一二〇號で臺灣總督府巡査、看守（府とあるも實は縣、廳、巡査、府は俗用）の俸給は明治三〇年勅令第一四九號（内地の）巡査看守俸給令を適用することとしたが明治三十一年（六月二〇日）勅令第一一二號で臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制を設け明治三十一年（七月六日）臺灣總督府警察官及司獄官練習所規則を制定、右練習所の練習生に二種を設け一は既に縣州廳の巡査たるもの一は新に巡査に採用したる者とし後者は新に採用して直に練習生になるのであるから明治三十二年（一月一〇日）勅令第四〇〇號で練習生に充てる爲臺灣總督府巡査、看守を設置して之に任命し而して給與の點は同年（一月九日）勅令第四〇一號で練習生たる臺灣總督府巡査、看守には俸給を支給せず手當（恩給法規上の俸給にあらず）とし練習生たる縣廳の巡査には本俸を給することとした。

- (二) 昭和三年八月一日以降は練習生たる府、巡査及看守に付ても州、廳の巡査及看守も共に恩給法規上の在職を認める。

蓋し昭和三年八月一日施行の訓令第五二號臺灣總督府警察官及司獄官練習所練習生たる警察及刑務所職員給與規則で府の巡査及看守にも恩給法上の俸給を給することとなつたからである。

- (3) 女監取締は昭和四年一月二日勅令第三六六號監獄官制中改正ノ件で看守に改められたから現在は女監取締なる職名は存せぬ。

**從前の規定** にして警察監獄職員に適用せられた主なる規定は巡査看守退隱料及遺族扶助料法であつて之は恩給法第八五條第一項第九〇條第一項本文、廢止された第九九條及附則第一八條に依り恩給法施行後と雖も必要な規定であるから左に掲げる。



逕査看守退隱料及遺族扶助料法(明治三十四年法律第三八號)

第一條 逕査又ハ看守勤続十年以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ退隱料ヲ給ス

一 年齢五十歳ヲ超ニ退職シタルトキ

二 傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタルトキ

三 廢官廢廳ニ依リ退職シタルトキ

四 身體若ハ精神ノ衰弱又ハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタルトキ

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ニ於ケル月俸三箇月分トシ勤続(一)十年以上三十年ニ至ル迄一年ヲ加フル毎ニ退職當時ノ月俸額十分ノ一ヲ増加ス

第二條 逕査又ハ看守勤続一年以上十年未滿ニシテ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ一時金ヲ給ス但シ退隱料ヲ受ケル者又ハ受ケヘキ者ハ此ノ限ニ在ラス

一時金ハ退職當時ニ於ケル月俸額ノ三分ノ二ニ勤続年數ヲ乘シタル額トス

第三條 退隱料ヲ受ケル者又ハ受ケヘキ者再ヒ前職ニ就キ勤続一年以上ニシテ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ前後通算シテ勤続(一)三十年ニ至ル迄後ノ勤続一年ヲ加フル毎ニ後ノ退職當時ニ於ケル月俸額十分ノ一ヲ退隱料年額ニ増加ス但シ後ノ勤続年數ニ付第一條ニ依リ算定シタル退隱料年額本條ニ依リ算定シタル年額ヨリ多キトキハ其ノ額ニ依ル

一時金ヲ受ケタル者又ハ受ケヘキ者再ヒ前職ニ就キ第一條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ前後通算シテ勤続十年以上ニ至ル者ニハ第一條ニ依リ退隱料ヲ給シ十年未滿ノ者ニハ第二條ニ依リ後ノ勤続年數ニ對スル一時金ヲ給ス

第四條 逕査又ハ看守職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ者ト爲リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタルトキハ退隱料ヲ給ス

前項ノ退隱料年額ハ退職當時ノ月俸三箇月分乃至六箇月分トス

第一條及第三條ニ依リ退隱料ヲ受ケル者又ハ受ケヘキ者本條第一項ニ當ルトキハ其ノ退隱料年額ニ退職當時ノ月俸四箇月分以内ヲ増加ス

第二項ニ依ル退隱料年額及增加金額ハ傷疾疾病ノ輕重ニ依リ之ヲ定ム

第五條 前條ノ規定ハ職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其ノ傷疾疾病ニ起因シ前條第一項ニ當ルニ至リタル者ニ之ヲ準用ス

第六條 逕査又ハ看守交互ニ轉職シ又ハ他ノ官職ニ轉シタルトキハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタル者ト看做ス

第七條 逕査又ハ看守左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ遺族ニ扶助料ヲ給ス

一 職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ在職中死亡シタルトキ

二 勤続十年以上ニシテ死亡シタルトキ

三 退隱料ヲ受ケ又ハ受ケヘクシテ死亡シタルトキ

扶助料年額ハ前項第一號ノ場合ニ在リテハ第四條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トシ第二號ノ場合ニ在リテハ其ノ退隱料ノ三分ノ一トス但シ職務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後一年以内ニ其ノ傷疾疾病ニ起因シテ死亡シタルトキハ第四條第五條ニ依リ査定シタル金額ノ三分ノ二トス

第八條 扶助料ハ寡婦ニ給ス寡婦死亡シ又ハ扶助料ヲ受ケヘカラサルトキハ子ニ給ス

數子間ニ在リテハ法定家督相續ノ順位ニ依リ最先者ニ給ス最先者死亡シ若ハ扶助料ヲ受ケヘカラサルトキハ順位次位者ニ轉給ス民法第九百六十九條(三)ニ依リ家督相續人タルコトヲ得サル者及推定家督相續人ニシテ廢除セラレタル者ニハ扶助料ヲ給セス但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ狀況ニ依リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルカ爲廢除セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス



養子ハ家督相續人ニ非サレハ扶助料ヲ給セス

第九條 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及子ナキトキハ扶助料ハ直系尊屬ニ給ス

前項ノ場合ニ在リテハ先ツ父ニ給シ父死亡シ又ハ扶助料ヲ受クヘカラサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此ノ例ニ依ル

第十條 扶助料ヲ受クル者ナクシテ死亡シタル者ノ家ニ在ル兄弟姉妹二十歳未満又ハ篤疾若ハ廢疾ニシテ自活スルコト能ハサルトキハ扶助料ニ相當スル金額ノ三箇年分以内ヲ一時限り給スルコトアルヘシ

第十一條 退隱料ヲ受ケタル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ之ヲ給セス

一 國籍ヲ喪失シタルトキ

二 重罪ノ刑<sup>(4)</sup>ニ處セラレタルトキ

三 在職中ノ犯罪ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第十二條 遺族ニシテ左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ扶助料ヲ給セス

一 前條第一號又ハ第二號ニ當ルトキ

二 寡婦婚姻シタルトキ

三 子女年齢二十歳ニ滿チタルトキ

四 尊屬ノ女婚姻シタルトキ

第十三條 子二十歳ニ滿ルモ篤疾又ハ廢疾ニシテ自活スルコト能ハス他ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ事由ノ存續スル間扶助料ノ三分ノ一ヲ給スルコトアルヘシ

第十四條 退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス

一 公權ヲ停止セラレタルトキ<sup>(5)</sup>

二 六箇月以上行方不明ナルトキ

退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者再ヒ判任官待遇以上ノ官職<sup>(6)</sup>ニ就キタル場合ニ於テハ其ノ俸給月額ニ退隱料月額ヲ合シ退職當時ニ於ケル俸給月額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ニ對スル退隱料ノ支給ヲ停止ス

第十五條 扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者前條第一項各號ノ一ニ當ルトキハ其ノ間扶助料ノ支給ヲ停止シ第八條第九條ノ順位ニ依リ之ヲ次位者ニ轉給ス

第十六條 退隱料及扶助料ノ年額並一時金ノ四位未滿ハ四位ニ滿タシム

第十七條 巡查又ハ看守ノ勤続年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終ル但シ十二箇月未滿ノ端數ハ之ヲ算入セス

休職及教習中ノ月數ハ勤続年數ニ算入ス

第十八條 巡查又ハ看守其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ軍人恩給法ノ算則ニ照ラシテ從軍年ヲ加算ス

第十九條 本法ニ於テ寡婦、子、尊屬ト稱スルハ巡查又ハ看守タリシ者死亡ノ當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル者ヲ謂フ但シ父死亡後出生シタル嫡出ノ子ハ死亡當時其ノ家ニ在ル者ト看做ス

第二十條 退隱料及扶助料ノ支給、停止及廢止ハ其ノ事由ノ生シタル翌月ヨリ之ヲ行フ

第五條ニ依ル退隱料ノ支給ハ事由認定ノ翌月ヨリ始マリ前條但書ニ依ル扶助料ノ支給ハ出生ノ翌月ヨリ始マル

第二十一條 退隱料、一時金及扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ三年以内ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

第二十二條 退隱料ハ民事訴訟法第五百七十條及第六百十八條ノ規定ニ關シテハ恩給ト看做ス

第二十三條 本法ニ依ル給與金ノ支給ニ關スル事項ヲ裁定スヘキ行政官廳ハ勅令<sup>(7)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ニ依ル給與金ハ巡查又ハ看守最後ノ退職又ハ死亡當時ニ於テ俸給ヲ受ケタル經濟ノ負擔トス



第二十五條 本法ニ依ル給與金ノ一部又ハ全部ヲ拒否セラレタル者其ノ拒否ヲ不當ナリトスルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得違法ニシテ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十六條 本法ハ陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手、女監取締及其ノ遺族ニ之ヲ適用ス<sup>(9)</sup>

第二十六條ノ二 巡査及判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ勤績年數ハ相互ニ之ヲ通算シ其ノ交互ノ轉職ハ第六條ノ規定ニ拘ラス之ヲ勤績ト看做ス<sup>(10)</sup>

附則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム<sup>(11)</sup>

第二十八條 明治十五年太政官達第四十一號巡査看守給助例ハ巡査、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス但シ巡査看守給助例ニ依リ現ニ給助ヲ受クル者又ハ既ニ受クヘキ事由ノ生シタル者又ハ其ノ事由ニ起因シテ一年以内ニ重症ニ趨キ又ハ死亡シタル者ニ對シテハ其ノ第一條乃至第七條ヲ適用スルノ外本法第三條、第十一條、第十二條、第十四條、第十五條、第二十條第一項、第二十一條、第二十三條及第二十五條ヲ準用ス

明治十五年太政官達第六十六號<sup>(12)</sup>ハ巡査、看守ニ明治三十三年法律三十號<sup>(13)</sup>ハ巡査、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛、女監取締及其ノ遺族ニ之ヲ適用セス

第二十九條 陸軍會計卒ニシテ陸軍監獄看守ノ職ヲ奉シ引續キ陸軍看守卒ト爲リ尙引續キ陸軍監獄看守ト爲リタル者又ハ陸軍看守卒ヨリ陸軍監獄看守ト爲リタル者ニ付テハ前在職中ノ年月數ヲ陸軍監獄看守ノ在職年月數ニ通算ス但シ軍人恩給法ニ依リ免除恩給ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス<sup>(14)</sup>

前項ニ依リ通算シタル會計卒及看守卒ノ在職年月數ハ官吏恩給法ニ依ル在官年數及軍人恩給法ニ依ル服役年數ニハ之ヲ算入セス

附則 (明治三十八年二月二十四日) (15)

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條ノ規定ハ明治三十四年八月一日以後本法施行以前ニ於テ退隱料、扶助料若ハ一時金ヲ受ケ又ハ受クヘキ事由ノ生シタル場合及勤績十年未滿ニシテ在職中死亡シタル者アリタル場合ニモ之ヲ適用ス

前項ノ期間内ニ於テ既ニ一時金ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ニシテ前項ニ依リ退隱料又ハ扶助料ヲ受クルトキハ一時金ヲ返納セシム其ノ完納ニ至ル迄退隱料又ハ扶助料ヲ以テ返納金ニ充ツ

第二項ニ依リ退隱料、扶助料又ハ一時金ヲ請求シ得ヘキ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

女監取締ノ明治三十六年三月三十一日以前ニ於ケル勤績年數ハ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ニ規定スル勤績年數ニ非サルモノト看做ス<sup>(16)</sup>

附則 (大正七年三月二三日) (17)

本法ハ大正七年四月一日ヨリ施行ス

附則 (大正一〇年三月二八日) (18)

本法施行ノ期日ハ勅令<sup>(19)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム但シ第二十六條ノ二ノ改正規定ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ陸軍警査及其ノ遺族ハ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ適用ニ付テハ之ヲ陸軍警査及其ノ遺族ト看做ス

(1) 勤績とは恩給法では引續いて在職する意味であるが茲に勤績と謂ふのは第二條に一度退職して更に再就職した場合をも勤績と謂つてゐるのに照し必ずしも引續き在職してゐることを要するのではない。之は又從前の市町村立



小學校教員退職料及遺族扶助料法第四條が一在職が一五年以上引續いたものであれば他の在職を一緒に合算しても勤続といふのとも異なるのである。勤続年数の算法は第三條及第一七條に規定してゐる、即始めて一〇年以上に達する迄は一二箇月未滿の端月数は除算せざるも五年八箇月在職の後更に八年一ヶ月在職せば一四年の退職料を給するが如し、一度一〇年以上に達し再就職すると前後の在職共一二箇月未滿の端月数は除算するの意である(右例の者更に一年六箇月在職するも一六年の退職料を給せず一五年の退職料を給するが如し)、之を恩給法第一〇一條、一〇二條で更正する場合にも更正の本質上此の算法に依る年數(一五年)を基礎として更正するのである。但し其の者が更に恩給法施行後再任して退職すると其の退職に依り生ずる恩給は恩給法第八五條第一項の反對解釋で恩給法に依り律せられるから全在職年を恩給法に依り計算する(即恩給法施行前の在職を一六年一箇月として計算する)尙増加率は月俸一〇分の一であるから年額の一二〇分の一に當る。

(2) 退職後三年内に請求せぬと第二一條に依り請求權を失ひ一時金を受くべからざる者となり「受ケタル者又ハ受クヘキ者」でないから、退職後三年を経過した後は一時金を受けざりし在职期間は恩給法第九〇條第一項但書の場合に該當せぬ限り之を後の在職に合算又は通算するを得ざることとなるのである。一年未滿の在職も一時金を受けざりし在職であるから後の在職に通算せぬ。

(3) 民法

第九百六十九條 左ニ掲ケタル者ハ家督相續人タルコトヲ得ス

- 一 故意ニ被相續人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル爲メ刑ニ處セラレタル者
- 二 被相續人ノ殺害セラレタルコトヲ知リテ之ヲ告發又ハ告訴セザリシ者但其者ニ是非ノ辨別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶

者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス

- 三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ、之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者
- 四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ之ヲ取消サシメ又ハ之ヲ變更セシメタル者
- 五 相續ニ關スル被相續人ノ遺言書ヲ偽造、變造、毀滅又ハ藏匿シタル者

- (4) 二〇條—六頁參照
- (5) 二〇條—六頁參照

(6) 苟も判任官待遇以上の官職であれば、通算性がなくとも、差額を停止される。例へば巡查恩給を有する者が教育職員に就職した場合の如きである。

(7) 民法訴訟法

第五百七十條 左ニ掲ケル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス(第六號の外略す)

第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百十八條ニ規定スル職務上ノ収入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第六百十八條 左ニ掲ケル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス(第一、二、四、六各號を略す)

- 第三 下士、兵卒ノ給料並ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料
- 第五 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ収入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料
- 第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於テ職務上ノ収入、恩給其他ノ収入カ一ケ年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得

8) 運査看守退職料及遺族扶助料法施行令(明治三十四年(總令一四八號))



第二條 巡查看守退隱料及遺族扶助料法第二十三條ノ行政官廳ハ國庫ヨリ給與金ヲ支給スヘキ者ニ在リテハ内閣恩給局長、其ノ他

ニ在リテハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)トス

臺灣ニ於テハ前項ノ行政官廳ハ國庫ヨリ給與金ヲ支給スヘキ者ニ在リテハ臺灣總督其ノ他ニ在リテハ廳長トス

第一項ノ行政官廳ハ朝鮮總督府所屬ノ者ニ在リテハ朝鮮總督、關東(都督府)所屬ノ者ニ在リテハ關東(都督)、樺太廳所屬ノ者ニ在リテハ樺太廳長官トス

附則

本令ハ明治三十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(9)(10) 第二六條、第二六條ノ二及第六條並に次に掲ぐる警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律の結果第二六條に列擧した各公務員相互間、是等公務員と看守との間、是等公務員より判任官の待遇を受ける消防手を除きたる各公務員と巡査、警部補との間及看守と巡査、警部補の間には各通算性を認められぬものであつて之を認められるのは唯巡査、警部補及判任官の待遇を受ける消防手相互間のみである。

警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律(明治四三年三月二八日) 法律第三〇號

巡查看守退隱料及遺族扶助料法ハ警部補及其ノ遺族ニ之ヲ準用ス

退隱料、一時金及遺族扶助料ノ關係ニ於テハ警部補、巡査又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ノ勤続年數ハ交互ニ之ヲ通算シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ勤續ト看做ス判任以上ノ他ノ文官警部補ニ轉任スルトキハ官廳事務ノ伸縮ニ依リ退官シタルモノト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四三年勅令一二四號ニテ同年四月一日ヨリ施行)

附則(大正一〇年三月二八日) 法律第五號附則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の法律施行の以前より存したる臺灣の警部補は適用及ばずとし従て文官と看るのである、而して恩給法施行後は利益ある方に従つて文官又は警察監獄職員と看るのである。

(11) 明治三四年勅令第一四七號を以て同年八月一日より施行した。

(12) 同號(一二月一二日輪廓附)は曰く

「本年七月第四拾壹號ヲ以テ巡查看守給助令相違候處右實施ノ府縣ニ於テ人員減少等ニ因リ免職スルコトアルトキ奉職五年未滿ノ者ハ免職當日迄ノ勤続年數ニ應シ滿年賜金ノ例ニ據リ一時慰勞金トシテ支給スヘシ此旨相違候事」

(13) 明治三三年三月七日法律第三〇號判任以上ノ官吏ニ非スシテ傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金ニ關スル法律。

(14) 「ニシテ：職ヲ奉シ」とは會計卒より引續き陸軍監獄看守となるの意。

(15) 明治三八年法律第二八號の本文は左の如し。

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第二六條及第二八條第二項中「海軍監獄看守」ノ下ニ「陸軍警守」ヲ「衆議院守衛」ノ下ニ「女監取締」ヲ加フ

第二九條：(略)

(16) 明治三六年三月一九日勅令第三六號(四月一日より施行)を以て監獄官制を施行し之より以後を通算することにした次第である、其の前は官制上は認められざりしものである。

(17) 大正七年法律第二號の本文左の如し。

第二十三條——一三



巡查看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第二十六條中「警視廳消防手」ヲ「判任官ノ待遇ヲ受クル消防手」ニ改ム

(18) 大正一〇年法律第六號の本文左の如し。

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第二十六條及第二十八條中「陸軍警守」ヲ「陸軍警査」ニ改ム

第二十六條ノ二……(略)

明治三十四年七月二十六日勅令第五十號

巡查看守退隱料及遺族扶助料法ハ第二十五條ヲ除キ明治三十四年八月一日ヨリ臺灣ニ之ヲ施行ス

臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍警査及遺族扶助料ニ關スル法律 (明治三十五年三月二十五日 法律第二九號)

第一條 臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍警査及女監取締ニシテ二箇年以上引續キ在職シタル者ニハ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ノ勤績年數計算ニ於テ其ノ在職一箇月(ノ)ニ對シ半箇月ヲ加算ス但シ從軍年ノ加算アル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ加算ハ臺灣ニ到著シタル日ニ始マル

第二條 臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍警査及女監取締ニシテ二箇年以上引續キ在職シタル者臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リタルトキハ遺族扶助料給與上職務ノ爲疾病ニ罹リタルモノト看做ス

第三條 臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍警査及女監取締ニシテ臺灣ニ於テ風土病又ハ流行病ニ罹リタルトキハ遺族扶助料給與上職務ノ爲疾病ニ罹リタルモノト看做ス

第四條 前條ノ風土病及流行病ノ種類ハ勅令(ノ)ヲ以テ之ヲ指定ス

第五條 本法ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ臺灣ニ在勤スル者ニ關シテハ本法施行前ヨリハ在職年月數ニモ之ヲ適用ス

附則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則(一)

臺灣ニ在勤スル女監取締ニ關シテハ明治三十九年四月一日以後ノ勤績年數ヲ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル勤績年數トス

附則(二)

本法施行ノ期日ハ勅令(ノ)ヲ以テ之ヲ定ム

從前ノ陸軍警守(ノ)ハ明治三十五年法律第二十九號ノ適用ニ付テハ之ヲ陸軍警査ト看做ス

(1) 臺灣樺太在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律第一條(二〇條—一六頁)參照。

(2) 明治三十五年五月三十一日勅令第一五七號であつて「明治三十五年法律第二十九號第四條ノ風土病及流行病ノ種類ハ明治三十三年勅令第七十三號ニ掲クルモノトス」と規定してゐる、二〇條—一八頁參照。

(3) 明治三十九年二月二日法律第五號附則である。

巡查看守退隱料及遺族扶助料法附則(明治三十八年法律第二八號附則末項)(二三條—九頁)對照のこと。

(4) 大正一〇年四月二十六日法律第八九號附則である。同法は曰ク

「第一條乃至第三條中「陸軍警守」ヲ「陸軍警査」ニ改ム

(5) 大正一一年三月勅令第七八號を以て同年四月一日ヨリ施行



(6) 巡查看守退隱料及遺族扶助料法附則(大正一〇年法律第六號附則第二項)(二三條—九頁)參照。

朝鮮總督府、關東都督府及樺太在勤巡查看守及女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明治四〇年五月一日法律第四九號)

明治三十五年法律第二十九號第一條(1)ノ規定ハ別ニ勅令(2)ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外朝鮮總督府及關東都督府並其ノ所屬官署ニ在勤スル内地人タル警部補、巡查、看守及女監取締ニ之ヲ準用ス。樺太ニ在勤スル者ニ付亦同シ。

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ在勤スル者ニ關シテハ明治三十九年二月以降、關東都督府及其ノ所屬官署ニ在勤スル者ニ關シテハ明治三十九年九月以降ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

附則(3)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前退官又ハ退職シタル者ニモ之ヲ適用ス

本法ハ本法施行前ノ警部補ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

統監府及其ノ所屬官署ニ於ケル在職(4)ハ朝鮮總督府及其ノ所屬官署ニ於ケル在職ト看做ス

(1) 前々頁臺灣ニ在勤スル巡查看守、陸軍監獄看守、陸軍警査、女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律。

(2) 明治四〇年五月一日勅令第一八九號にして「明治四十年法律第四十九號ハ政府ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル巡查、看守及女監取締ニ之ヲ適用セス、附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」と規定した。

(3) 明治四四年四月一日法律第六六號附則である、同法律本文は曰く

「明治四〇年法律第四十九號中「統監府」ヲ「朝鮮總督府」ニ、「巡查」ヲ「内地人タル警部補、巡查」ニ改ム。

(4) 巡查に付ては明治四三年八月二九日の日韓併合の時より俸給が國費支辨となりたるを以て爾後加算す、其の前は統監府巡查なるも(明治三八年勅令第二六七號、同年勅令第二七三號一〇條、明治四二年勅令第二四四號、同年統監府令第四二號第五條、明治四三年勅令第二九六號及同年勅令第二九九號に依り)韓國支辨なるを以て前述明治四〇年勅令第一八九號に依り加算せず、看守は統監府京城監獄看守となつた明治四二年一月一日以降加算する。

臺灣在勤巡查看守等ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル加算規定ヲ朝鮮、在勤陸軍、警査、看守及陸軍、警査ニ準用スルノ法律

明治三十三年法律第七十五號第一條ノ規定ハ朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸海軍所屬ノ文官判任以上ノ者ニ之ヲ準用ス(1)

明治三十五年法律第二十九號第一條(2)ノ規定ハ朝鮮ニ在勤スル内地人タル陸軍監獄看守及陸軍警査ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

附則(3)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

従前ノ陸軍警査(4)ハ明治四十四年法律第六十一條(4)ノ適用ニ付テハ之ヲ陸軍警査ト看做ス

附則(5)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



本法ハ本法施行前ノ在職月數ニモ之ヲ適用ス

- (1) 之は文官の在勤加算の規定で前出二〇條—一六頁参照。
- (2) 前掲臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍監獄看守陸軍警査女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律である。
- (3) 大正一〇年四月二六日法律第九〇號附則である、同法は曰ク「陸軍警査」ヲ「陸軍警査」ニ改ム
- 勅令とは大正一一年三月勅令第七八號で之を以て同年四月一日より施行。
- (4) 巡查看守退隱料及遺族扶助料法附則(大正一〇年法律第六號附則未項)(二三條—九頁)及前掲臺灣ニ在勤スル巡查看守陸軍監獄看守陸軍警査女監取締ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律附則(大正一〇年法律第六號附則第二項)對照。
- (5) 大正一一年一二月二三日法律第四號附則である、同法は曰ク「陸海軍所屬」ヲ「陸海軍又ハ帝國大學所屬」ニ改ム

朝鮮人實吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律(大正七年四月二日法律第三〇號)

二〇條—二三頁参照(第一條、第四條、第五條、第六條)

### 第二十四條 (待遇職員)

待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ<sup>(9)</sup>

- 一 判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員<sup>(1)</sup>、神宮神部署職員<sup>(2)</sup>及官國幣社ノ神職<sup>(3)</sup>
- 二 判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ職員(前條第二號ニ掲クル者ヲ除ク)<sup>(4)</sup>、感化院職員<sup>(5)</sup>及矯正院職員<sup>(6)</sup>
- 三 地方待遇職員ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令<sup>(7)</sup>ヲ以テ指定スルモノ
- 四 前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令<sup>(8)</sup>ヲ以テ指定スルモノ

- (1) 神宮司廳の伶人、衛士、森林監守。(是以外の神宮司廳職員(祭主、大宮司、小宮司、禰宜、權禰宜、衛士長、衛士副長、宮掌、技師、技手)は本官で文官である。)
- (2) 神部署の神部、主事、神部補、主事補、伶人。
- (3) 官國幣社職制(明治三五年勅令第二七號)に依る官幣社及國幣社の宮司、權宮司、禰宜、主典、宮掌。
- (4) 昭和八年法律第五〇號で此の通に改正された、改正前即昭和八年九月三〇日以前は傍書の如く「判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ保健技師、保健技手、教誨師、教師、作業技手」となつてゐたのであるが大正一二年の恩給法施行後大正一四年六月五日に至り作業技師が新設されたに拘らず之を法律改正に依り追加することが色々の都合上出来ず遅延してゐたことであり又將來も此の種の職員が新設される場合にも同様のことが起るのを慮り改正法は列舉主義を止めて他の職員と同じく包括主義に改めたものである、此の改正の結果從來の監獄の保健技師、保健技手、教誨師、



教師、作業技手の外昭和八年一月一日以降は作業技師の勤務年月が第二號の監獄關係の待遇職員の在職年月として恩給法上の價値を認められることになつた次第である。

(5) 道府縣感化院職員令（大正九年勅令第一八一號）に依る道府縣感化院の教諭、院醫、保母、書記。

(6) 矯正院官制（大正十一年勅令第四八號）に依る矯正院の補導。

(7) 恩給法施行令第一〇條である、即

第十條 恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 道路管理職員制ニ依ル職員
- 二 地方土木職員制ニ依ル職員
- 三 地方産業職員制ニ依ル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）
- 四 地方測候所職員制ニ依ル職員
- 五 地方學校衛生職員制ニ依ル職員
- 六 地方社會教育職員制ニ依ル職員
- 七 地方社會事業職員制ニ依ル職員
- 八 地方建築職員制ニ依ル職員
- 八ノ二 地方警察職員制ニ依ル職員
- 八ノ三 地方體育運動職員制ニ依ル職員
- 八ノ四 地方學校營繕職員制ニ依ル職員

九 防疫職員制ニ依ル職員

十 稅關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員

十一 臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員

十二 廳府縣衛生職員制ニ依ル職員

十三 癩療養所職員制ニ依ル職員

十四 家畜防疫職員制ニ依ル職員

十五 朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、産業、衛生、社會事業又ハ測候ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員（府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）

十六 臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、建築、衛生、産業、物産検査、社會事業又ハ社會教育ノ事務又ハ技術ニ従事スル職員（市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク）

十七 關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ産業、土木、衛生、教育又ハ行政ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員是等の職員ノ職名に付ては(9)の表参照のこと。

(8) 恩給法施行令第一一條である、即

第十一條 恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師
- 二 造幣醫、專賣醫及專賣藥劑師



- 三 陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
  - 四 靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
  - 五 鐵道醫
  - 六 朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並臺灣ニ於ケル警察醫
  - 七 臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員
- 是等の職員ノ職名に付ては(9)の表参照のこと。

(9) 恩給法施行當時に於ては本條第一號、第二號の職員、恩給法施行令第一〇條及第一一條の各號の職員制に依る職員としての在職年だけが恩給法施行の月以後待遇職員在職年として認められたのであるが後に大正一二年一二月二六日公布及施行の勅令第五二〇號を以て恩給法施行令に第四〇條、即

第四十條 第十條各號ニ掲ケル官制ニ依リ廢止セラレタル官制又ハ其レニ依リ廢止セラレタル官制ニ依リテ判任官以上ノ待遇ヲ受ケタル職員ハ在職年通算ノ關係ニ於テハ之ヲ當該各號ニ掲ケル官制ニ依ル職員ト看做ス

といふ一條を追加し(但し同勅令は「第四十條ノ規定ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ適用ス」とした)此の規定の結果右第一〇條各號に掲ぐる職員ノ在職年ハ其ノ各號ノ區別に關せず其ノ前身たる大正一二年一〇月一日恩給法施行前ノ職員ノ在職年と繼續關係がなくとも通算し得ることになつた、又此の趣旨からして第二四條第三號以外ノ各號ノ待遇職員に付ても其ノ各號所掲公務員ノ前身たる職員に付て繼續ノ關係なくとも恩給法施行前に通算し得ることに解するのである、但其ノ待遇職員相互間ノ通算を認める範圍ハ他ノ在職年との比較權衡上第二四條各同一號(前記施行

令第一〇條又は第一一條に掲ぐる各號とは違ふ、第一〇條の各號第一一條の各號は一括して夫々第二四條第三號又は第四號と看るのである、混同せざるを要する)の職員相互間に限る事に解せられてゐる(恩給法施行後ノ待遇職員在職年ハ第二四條各號ノ區別に拘らず皆相互に通算されること勿論である)(第九〇條說明(3)終末部分参照)。仍て前ノ説明と一部分重複する所もあるが茲に本條第一號、第二號、第三號(即施行令第一〇條各號)及第四號(即施行令第一一條各號)ノ現存職名及其ノ前身たりし職名を一括し年次順に便利な表を作つて示すことにする(職名、傍線あるものは現存職名、之なきものは其ノ前身たりし職名)。

恩給法第二四條第一號ニ依ル待遇職員

勅令(官制)	公 布	勅令番號	施 行	廢止勅令	職 名	待遇	備 考
イ 神宮司廳官制	明 二九、一一、二八	三七一		明三一 一八九號 大二 二八九號	侍 衛 官 ナシ	判 待	
右 改 正	大 一〇、一二、一六	四六七	公 布 ノ 日		侍 衛 官	判 待	
右 改 正	一三、一一、二六	二九二	公 布 ノ 日		森 林 監 守 ( 増 )	判 待	大 一〇、一二、一六
神宮衛士長ニ關スル件	明 三一、八、一二	一八九	公 布 ノ 日		衛 士 長	同 判 待	一六勅四六七
神宮衛士副長ニ關スル件	右 四五、四、二〇	九〇	公 布 ノ 日		衛 士 副 長 ( 改 )	同 判 待	號ニヨリ廢止、衛士長衛士副長ハ文官トナレリ
神宮侍人ニ關スル件	大 二、九、三〇	三八九			侍 人	判 待	
神 部 署 官 制	明 三三、九、二六	三七四	三 三、一〇、一五		署 長 補 部 長	同 判 待	大 一三、一一、



c		b		a		イ	
右 改 正	臺灣總督府監獄官制	右 改 正	朝鮮總督府監獄官制	監獄官制	地方官官制	警視廳官制	勅令(官制)
明	三三、九、八	大	明	大	二六、一〇、三〇	明	公
一〇九	三五九	二〇一	二四三	四三四	九八	一五九	勅令番號
公布ノ日	三三、一〇、一	公布ノ日	四二、二、一	公布ノ日	二八、七、一〇	二六、一、一〇	施行
					明二八、九八號	明二四、一〇八號	廢止
監獄醫	(醫)	監獄醫	監獄醫	監獄醫	監獄醫	監獄醫	職名
同待	同待	同待	同待	同待	同待	同待	待遇
大七、二、七	三三、九、八	全部改正	昭八、二、四	昭三、六、三	昭七、七、五	昭二、五、五	備考

ハ		イ	
官國幣社職制	官國幣社神職	右 改 正	神宮神部署官制
三五、二、八	明	大	四五、四、二〇
二七	明	四六八	八五
明	三五、二、二〇	公布ノ日	四五、九、一
			明三三、三七四號
宮主權	宮主權	伶人(增)	神主部
同待	同待	同待	同待
一六、二、九	三〇、三、一七	三〇、三、一七	三〇、三、一七

恩給法第二十四條第二號ニ依ル待遇職員(内ハ待遇職員ニアラザルモ他ト)

a		イ	
北海	警視	地方	集留
二四、七、二七	二四、四、一	二二、一〇、一〇	明二二、八、二
一一一	三四	二二五	一五
二四、八、一六	明	二四、八、一六	二六、一、一〇
監獄醫	監獄醫	監獄醫	監獄醫
同待	同待	同待	同待
昭三、六、三	昭七、七、五	昭二、五、五	昭二、五、五







九	三ノ八	二ノ八	八	七	六	五
臨時防疫官ヲ置クノ件	臨時防疫職員ヲ置ク	地方體育運動職員制	地方警察職員制	地方建築職員制	地方社會事業職員制	地方學校衛生職員制
三三、三、三一	明二八、四、一六	五、八、四	四、四、一八	昭三、四、二三	一四、一、二、一四	大一一、三、六、一〇
九七	四四	一四六	七八	七一	三二三	一四八
明三三、四、一		公布ノ日	公布ノ日	公布ノ日	公布ノ日	公布ノ日
(檢疫官)	檢疫官	體育運動主事	同同地方警察書記	同同建築技師	同同社會事業主事	同同學校衛生技師
判待	奏待	判奏判待	同	同	同	同
	定六〇七、四、一六	昭九、五、二、六	同九、五、二、六	同九、五、二、六	同九、五、二、六	同九、五、二、六

第二十四條 一一

三一三

地方調候所職員制	地方調候所職員ノ件	地方調候所職員ノ件	地方產業職員制	地方產業職員制	右改正	右改正	右改正
大九、二、二七	三三、六、一八	明二八、一〇、二三	一四、三、三〇	九、八、一一	五、四、五	三、二、一八	明四四、五、一三
五七〇	二六八	一四九	四三	二四七	八八	一七	一五七
公布ノ日	明三四、四、一	公布ノ日	大 一四、四、一	公布ノ日	公布ノ日	大 三、四、一	明四四、一〇、一
明三三、二六八號				明三七、二六七號			
同同調候所書記	同同地方調候所技師	同同地方調候所技師	同同地方農林主事	同同地方農林主事	同同地方農林主事	同同地方農林主事	同同地方農林主事
同判待	同判奏待	同判奏待	同判待	同判待	同判待	同判待	同判待
	方號明二〇、年勅四一			二大正九年勅令第			

第二十四條 一〇

三一三















第一三三號北海道廳ノ事業ニ要スル經費豫算内ニ於テ事業手ヲ置クノ件に依リ置かれたのであるが（勅令第一三三號施行前ノ事業手ハ公務員にあらず）（判待）、昭和五年一月二六日勅令第二二一號で同勅令は廢止（公布の日より施行）されたので右昭和八年一月二九日勅令第三〇五號恩給法施行令中改正ノ件で削除したのである。而して同勅令は附則に於て「従前ノ規定ニ依ル北海道廳事業手ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル」と規定した。

(10) 待遇職員は勿論判任官、奏任官又は勅任官の待遇を受ける者であるが待遇官吏が悉く恩給法上待遇職員として認められてゐる譯でなく種々の理由（俸給なき爲、任用資格低き爲、名譽的のものに過ぎぬ爲等）に依り待遇官吏にして待遇職員でないものがある、其の主たるものは左の如くである。

- (1) 通信手（判任待遇）（大正六勅二一五、三等郵便局及三等電信局通信手ニ關スル件）
- (2) 鐵道手（判任待遇）（鐵道局官制四）
- (3) 製鐵手（判任待遇）（製鐵所官制）
- (4) 臺灣總督府街長（判任、奏任待遇）庄長、（判任待遇）（臺灣總督府地方官官制四六）
- (5) 朝鮮總督府中樞院副議長、顧問（親任待遇）、及參議（勅任、奏任待遇）（明治四三勅三五五朝鮮總督府中樞院官制）
- (6) 面長（判任、奏任待遇）（朝鮮總督府地方官制二五）
- (7) 官吏ニ非ザル醫師試驗委員（奏任待遇）（醫師試驗委員官制三）
- (8) 官吏ニ非ザル齒科試驗委員（奏任待遇）（齒科醫師試驗委員官制三）
- (9) 官吏ニ非ザル藥劑師試驗委員（奏任待遇）（藥劑師試驗委員官制二）
- (10) 府縣社及郷社ノ社司社掌（判任、奏任待遇）（明治二七勅二二府縣社以下神社ノ神職ニ關スル件）
- (11) 帝國學士院會員（勅任待遇）（大正三勅二五八、帝國學士院會員ノ待遇ニ關スル件）

- 12 帝國美術院ノ院長、會員（勅任待遇）（大正八勅四一七帝國美術院規程四）
- 13 帝國大學名譽教授、官立大學名譽教授、文部省直轄諸學校名譽教授（勅任待遇）（大正四勅一五二）
- 14 戰時又ハ事變ニ際シ官吏ニ非ズシテ陸軍又ハ海軍ノ事務ニ從事シ判任、奏任、勅任ノ待遇ヲ受クル者（明治三七勅二三及五一）
- 15 戶長（准判任）（明治一九內務省令二一）
- 16 東京府管下三宅島、御成島、神津島、新島地役人及利島名主（明治二八勅六二）
- 17 朝鮮總督府營林署森林主事補（判任待遇）（昭和七勅二三八）



第二十五條 (就職の意義)

本法ニ於テ就職<sup>(1)</sup>トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職<sup>(2)</sup>
- 二 現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人ニ在リテハ召集<sup>(3)</sup>ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト<sup>(4)</sup>
- 三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命<sup>(5)</sup>

- 四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノ<sup>(6)</sup>ニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス<sup>(7)</sup>

五 待遇職員ニ在リテハ任命

(1) 公務員の就職は第二八條第一項に規定してある通り在職年計算の起算点をなすものであるから之が決定は重要なことである、此の起算點に付ては從來の各種の恩給法規はその規定せらるる官職に應じ或は任官といひ或は就職等の語を用ひたが恩給法が此等の法規を統一し各種官職の者を總稱するため公務員の語を新に用ひることになつたのでその公務員全體に通ずる起算點に關する語をも設くるの必要があり此の總括的の語を就職といふ語で表すことにした

のである、而して此の公務員の就職なる總括的の語を内譯して各部門の公務員の起算點について規定したのが第一號乃至第五號である、就職の時期は任官任命等の辭令の日附に據るを實際上の扱とする。

(2) 司法裁判所判事、檢事、行政裁判所長官評定官、陸海軍法務官、會計検査官等終長官に在つては一般官吏に對する如き免官處分を爲す能はざるもので通常の文官に相當するものは退職といふことになつてゐるから之が再び職務を執る場合には之を任官といはず復職といふのである。

(3) 従前の軍人恩給法では「豫備後備ニ在ル者戰時若クハ事變ニ際シ召集シタルトキハ其召集中ノ日數」を服後年に通算するのみ(第一八條第二號)であつて教育召集、演習召集等の期間は在職と見なかつたのであるが恩給法は廣く「召集」と謂ふが故に陸海軍の召集令に規定する總ての召集を包含するのである、之を列舉せんに

- イ、充員召集—充員召集トハ動員ニ當リ諸部隊ノ要員ヲ充足スル爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ(陸軍召集令一九)、充員召集トハ戰時又ハ事變ニ際シ充員ヲ行フ爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ(海軍召集令二二)。
- ロ、臨時召集—臨時召集トハ戰時又ハ事變ニ際シ必要アル場合ニ於テ臨時在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ(陸軍召集令三三)。
- ハ、國民兵召集—國民兵召集トハ戰時又ハ事變ニ際シ國民兵ヲ召集スルヲ謂フ(陸軍召集令三九)。
- ニ、演習召集—演習召集トハ徵兵令第十六條、第十七條及陸軍軍人服役令第三條、第十六條ノ規定ニ依リ勤務演習ノ爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ、充員召集ノ演習ヲ爲スノ目的ヲ以テ實施スル演習召集ヲ特ニ臨時演習召集ト謂フ(陸軍召集令五〇)、演習召集トハ演習ヲ行フ爲在郷軍人ヲ召集スルヲ謂フ(海軍召集令二四)。
- ホ、教育召集—教育召集トハ教育ノ爲未タ教育セサル補充兵ヲ召集スルヲ謂フ(陸軍召集令五五)。
- ヘ、補缺召集—補缺召集トハ平時ニ於テ兵員ノ補缺ヲ要スルトキ臨時歸休兵ヲ召集スルヲ謂フ(陸軍召集令五七)、補缺召集トハ平



時ニ於テ兵員ノ補充ヲ要スルトキ歸休中ノ下士官兵ヲ召集スルヲ謂フ（海軍召集令二八）。

（備考）陸軍召集令第十一條 本令中在郷軍人ト稱スルハ待命休職停職豫備役後備役ノ將校同相當官准士官、豫備役後備役ノ下七兵卒、歸休兵、補充兵及十二月一日以後ニ於テ未タ入營セサル現役兵ヲ謂フ

(4) 明治三十七年勅令二三三號、國民兵役ニ在リテ召集セラレタル者及國民軍編入志願者ニ關スル件

第二條 左ニ掲クル者ハ志願ニ依リ國民軍ニ編入スルコトヲ得

- 一 退役陸軍將校、同相當官、准士官ニシテ國民兵役ニ在ラサル者
- 二 元陸軍下士、上等兵及之ト同等階級ノ者ニシテ國民兵役ニ在ラサル者

昭和八年勅令第一二號（二月一七日より施行）（陸軍ノ軍隊、官衙又ハ學校ニ於ケル各兵科部士官ハ補充上ノ必要ニ依リ當分ノ内陸軍ノ豫備役又ハ後備役ノ士官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得其ノ身分取扱ハ陸軍大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲ス場合ヲ除クノ外召集中ノ者ニ同シ）及同年陸軍省令第六號昭和八年勅令第十二號ニ依ル豫備役、後備役士官充用ニ關スル件（第一條、昭和八年勅令第十二號ニ依リ充用スル士官ハ之ヲ特別志願士官ト稱ス）に依リ特別志願士官トナル場合。

(5) 教育職員ニシテ官吏タルモノといふのは第二條第一號の「國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官」の官に在るもの及第二號の道府縣立師範學校長を指す、判任官以上の待遇を受ける者は其ノ他ノモノに相當する、行政理論上官吏に付ては任官といひ待遇官吏に付ては任命といふのである。

(6) 警部補のことである、之は第二〇條第二項に付て述べた通り同項に所謂「國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者」即官吏であるからである。

(7) 恩給法上轉任といふのは一官職から他の官職に移つた場合に其の間に前官職の退職後官職の就職なく前官職が其の儘後官職迄引續いて居るものと看る關係を謂ふのであつて此の關係は元來官吏と官吏、待遇官吏と待遇官吏の間

にのみ認められ巡查や判任官の待遇を受ける消防手のやうな待遇官吏と警部補のやうな待遇でない官吏との間には轉任は認められぬのであるが沿革上警部補は巡查や消防手の延長と看るを適當とし何れも警察監獄職員といふ同種の公務員の範圍に入つてゐるので此の兩者の間に轉任を認めないと都合が悪いので本號但書は轉任と看做す旨規定したのである、舊規定たる明治四三年法律第三〇號警部補退職料及遺族扶助科等ニ關スル法律も「巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡查若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ勤続ト看做ス」とした、從て例へば巡查在職八年にして警部補に昇進して三年又は四年在職して退職しても巡查として一時恩給及警部補として一時恩給を給し又は巡查として一時恩給及警部補としての普通恩給を給することもなく警部補としての普通恩給を給するのみである。



第二十六條 (退職の意義)

本法ニ於テ退職<sup>(1)</sup>トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官ニ在リテハ免官<sup>(2)</sup>、退官<sup>(3)</sup>又ハ失官<sup>(4)</sup>但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官<sup>(2)</sup>、退官<sup>(3)</sup>、失官<sup>(4)</sup>ノ外退職<sup>(5)</sup>
- 二 現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト<sup>(6)</sup>、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除の志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者<sup>(7)</sup>ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス<sup>(8)</sup>
- 三 教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官<sup>(2)</sup>、退官<sup>(3)</sup>又ハ失官<sup>(4)</sup>、其ノ他ノモノニ在リテハ免職<sup>(11)</sup>、退職<sup>(5)</sup>、解職<sup>(15)</sup>又ハ失職<sup>(5)</sup>
- 四 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官<sup>(2)</sup>、退官<sup>(3)</sup>又ハ失官<sup>(4)</sup>、其ノ他ノモノニ在リテハ免職<sup>(15)</sup>、退職<sup>(5)</sup>又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス<sup>(17)</sup>
- 五 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職<sup>(5)</sup>

(1) 退職は第二八條第一項規定の通り在職年の終期を示すものであり又恩給給與の通常の事由であるから其の決定は最重要なことであつて従前の各公務員別の規定が之を言表すに退官、退職其の他の語を用ひ現今も實際上辭令書や法令等にて是等の語を用ひてゐる(本條各號の通り)のであるが恩給法上の用語としては是等を總括的に各公務員共通

に言表す語として退職の語を用ひることとしたのである、従て例へば本條第五號の待遇職員<sup>(15)</sup>の退職の語と同じでも其の概念の範圍が遙に廣いのである。

退職の時期は行政慣習上官の意思の表明せられた日に於て其の效力を生ずるものと解せられ辭令が本人に到達した日ではない、即免官退官等の辭令の日附に據るを實際上の扱とする。

(2) 文官分限令

第三條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

- 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出タルトキ
- 三 官制又ハ定員ノ改正ニ依リ過員ヲ生シタルトキ

(第二項略す)

(3) 文官分限令

第四條 官吏ハ廢官若ハ廢職ノ場合ニ於テハ當然退官者トス

第五條 第十一條第一項第三號(註)、官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ)及第四號(註、官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ)ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退官者トス

(4) 明治四一年法律第二九號刑法施行法に

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス







第五條 第八條第一項第三號乃至第五號（註、學校編制ノ變更其ノ他ノ事由ニ因リ過員ヲ生シタルトキ（三號）教員養成ヲ目的トスル官立府縣立ノ學校ニ入學スルトキ（四號）教育上又ハ事務上必要ナルトキ（五號）ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八條第二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス

小學校令施行規則

第二百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

- 一 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ
- 三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

- 一 當該學校ノ廢セラレタルトキ
  - 二 休職期間滿チタルトキ
- 大正一二年九月二六日外務、文部省令在外指定學校ノ指定ニ關スル規程
- 第九條 在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其ノ職ヲ解カレタルモノトス
- 一 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ
  - 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
  - 三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

(13) 前條(6)參照。

(14) 主たるもの左の如し。

(15) 昭和八年勅令第一三號逡查分限令（同年三月一日より施行）

第二條 逡查左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免ズルコトヲ得

- 一 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘザルトキ
- 二 傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘザルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出デタルトキ
- 三 定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ

（第二項略す）

第十條 本令ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ之ヲ準用ス

昭和八年勅令第一五號逡查懲戒令（同年三月一日より施行）

第三條 懲戒ハ左ノ如シ

- 一 免職（第二號以下略）

第二十條 本令ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ之ヲ準用ス（下略）

昭和八年勅令第一六號（同年三月一日より施行）

第一條 朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳部内ノ逡查並ニ判任官ノ待遇ヲ受クル朝鮮總督府道及關東廳消防手ノ分限及懲戒ニ關シテハ逡查分限令及逡查懲戒令ニ依ル

(16) 主たるもの左の如し。

逡查分限令第三條 逡查ハ廢職若ハ廢廳ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス



第四條 第五條第一項第三號(註、定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ)又ハ第四號(註、事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ)ノ規定ニ依リ休職ヲ命ゼラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス

(17) 沿革上警部補は巡查、消防手等と同じく警察監獄職員とし兩者間の關係を轉任と看做すこと前條第四號但書の如くであるが此のことは兩者の在職を合して他の公務員よりも特に短い一二年の普通恩給年限(第六三條)に達したとき普通恩給權を認められるに於て最も顯著な實益を齎すことであるから例之巡查警部補合して在職一二年以上に達し警部等の文官に轉任した如き場合に轉任は前條(7)に述べた如く實際は退職ではないが警部補を退職したものと擬制し警部補の普通恩給權を認めようといふのが但書前段である、尤も前條第二號但書の如く「普通恩給ニ付テノ最短期間ノ計算ニ關シテハ」といふ制限がないから一二年未滿で轉任した場合にも但書前段を適用し退職と看做し一時恩給權の發生を認めるが之は本但書の主たる目的ではない。

但書後段例之文官から警部補に轉じたことを退職と看做すことは恩給法施行前に警部補在職と繼續せざる從て之と通算されぬ文官、軍人等の在職がある場合に其の在職と後の文官とを合して普通恩給年限に達するも後の文官と警部補とを合しては年限に達せぬ時に最も顯著な實益があるが前段の場合と同様普通恩給年限に達せぬ時にも適用がある。法文に「轉シ」とあるから元來轉任の出來ぬやうな關係例之警部補から巡查になつた如き場合には但書の適用がない、併し之は本官と待遇官の關係であるから恩給取扱上矢張り退職ありとする扱である。

但書は轉任を退職と看做すが轉任前後の在職は實質は一在職であるから第五一條第二項は後官職(他の官職又は警部補)退職の際失格原因がある、と前官職(警部補又は他の官職)との間を退職と看做さず引續いた一在職と見て全部の在職に付失格せしめることにしてゐる。失格原因なく後官職を退職すると前後兩官職の恩給が同時に發生して選擇の關係に立つ(五二條一二頁、八條一三頁參照)。

第二十七條 (準公務員の就職退職)

第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ職務、戒嚴地境內ノ勤務又ハ外國ノ鎮戍ニ服スルコト(1)ヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

(1) 前條第三號の規定の準用の場合に準教育職員の失職に關し次のやうな特別の規定が存する。

臺灣公立小學校准訓導及臺灣公立公學校准訓導退職、失職ニ關スル規則(明治三十九年 臺灣總督府令第九號)

第三條 臺灣公立小學校准訓導又ハ臺灣公立學校准訓導左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

一 教員免許狀撤奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

二 教員免許狀其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

臺灣公立幼稚園保姆ノ退職、失職ニ關スル件(大正一二年 臺灣總督府令第三八號)

臺灣公立幼稚園保姆ノ退職、失職ニ關シテハ明治三十九年府令第九號臺灣公立小學校准訓導及臺灣公立學校准訓導退職、失職ニ關スル規則ヲ準用ス

併し準教育職員として退職、失職すれば理由の如何を問はず第四二條第一項第四號に該當せぬから在職年に通算されぬ。

(2) 第三二、三四、三五各條參照。



## 第二十八條 (在職年の計算諸則)

公務員ノ在職年ハ就職ノ日ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル<sup>(1)</sup>

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料<sup>(2)</sup>ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス<sup>(3)</sup>

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス<sup>(4)</sup>

(1) 即恩給法に於ては在職年の計算は總て月計算とするのであつて例へば昭和八年八月三十一日に就職し昭和九年七月一日に退職すれば八月も七月も各一月として計算せられ(即月といふのは三日なりや二八日又は二九日なりや等を問はず暦月の月である)結局在職一年といふことになる、即滿一年でなくても在職一年となる。極端な場合に於ては一日職にあつても在職一ヶ月といふことになるし月末に任命されて翌月一日に退職すれば二日で在職二ヶ月になり得る。又在職年は實在職年と加算年とを併せ指稱する語である(第四〇條)、在職年の意義に付て尙第五五條(1)参照。

尙在職年は増加恩給を除いては俸給と相俟つて始めて恩給の基礎をなすもので(第六〇條乃至第六四條、第六七條乃至第七一條、第八二條)俸給なき在職年は恩給の基礎在職年より除算すべきである(第四四條(1))から本條に謂ふ在職年も第四四條に規定する俸給を伴はぬ場合には在職年として認めることを得ざるものである。又在職は本法の就職より退職迄であるから就職即任官、任命があれば休職を命じてても在職といふことになるから現實に職務を執らぬ休職、待命等の期間を在職年として扱ふに何の不思議もない、但し第四二條ノ二で此等の期間は在職年計算上半減される。

(2) 再就職とは第二回目の就職のみならず三回目四回目でも差支なく總て二回目以上を總稱するのである、そして前との同種の公務員に就職せずとも再就職といふのである、例之軍人(下士)として四年六月在職の後警察監獄職員に再就職し五年三月在職更に文官に再就職して七年三月在職すれば前後合算して一七年となり文官普通恩給を給せられる、之は合算して年金恩給權の基礎たるべき在職年數に達する場合のことである、若し合算しても年金恩給權の基礎たるべき在職年數に達せぬ場合には但書の通りで前に給與事由の發生したる在職年の年月數を合算せず終の在職年のみに對し一時恩給を給するのである、法文に一時恩給ノ基礎ト爲ルベキ在職年ニ付テハとあるが或る在職年が一時恩給の基礎となるべき在職年であるかどうか初めから定つてゐる譯でなく其の以前の在職年と合してみても年金恩給年限に達せぬ場合に一時恩給の基礎たるべき在職年となるのである、例之前例文官在職年を七年二月とし文官を退職すると軍人及警察監獄職員<sup>(5)</sup>の在職年月數を文官のそれと合しても一七年に達せず一時恩給を給せらるべきであるから前例の軍人及警察監獄職員としての在職年月數は合算せず單に文官の在職七年二月に對し一時恩給を給する、前例で警察監獄職員を退職した際も同様で軍人の在職年月數と合するも一二年に達せず一時恩給を給せらるべきであるから單に警察監獄職員としての五年三月に對し一時恩給を給するのである、一時恩給は右の如く給與事由の發生順に區切つて給するもので従て通常は一在職毎に給するものであるが四四七頁終に述べる如く必ずしも一在職でないこともある。

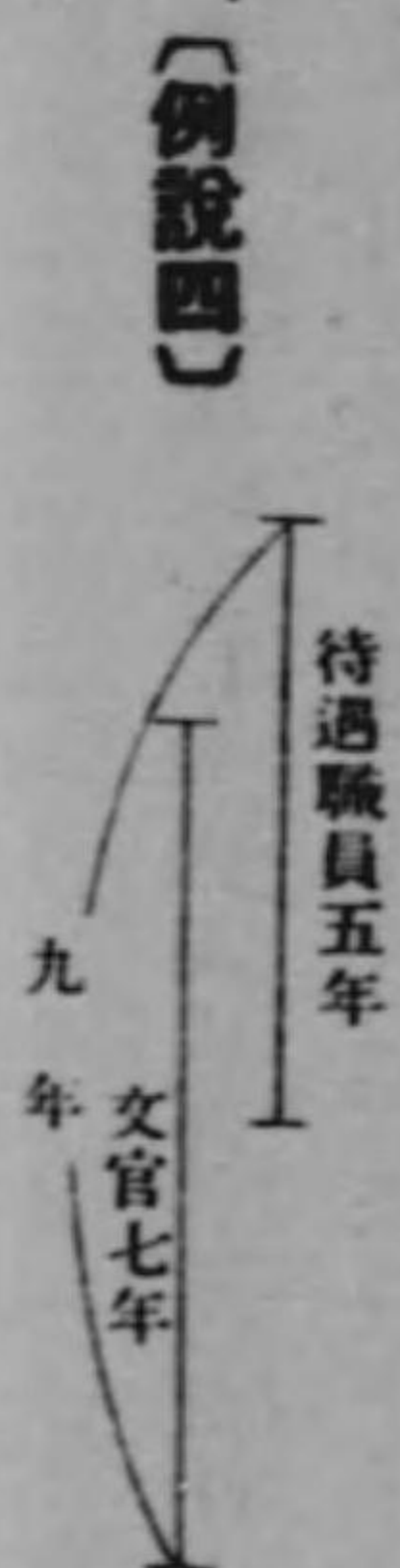
〔例説一〕 在職三年未滿にして退職し更に三年未滿在職したる場合(議院の守衛の如き)には、兩在職年を合し、三年に



達する場合と雖、一時恩給を給しない、右の場合に爾後數回三年未滿づつ在職したる場合でも同様である、三年未滿の在職年を合算して普通恩給年限に達する場合には、普通恩給を給すること勿論である。

〔例説二〕 恩給法施行前に文官として一年未滿在職し次で恩給法施行後改正恩給法施行前文官として一年以上在職した場合に施行後の一年以上の在職年に一時恩給を給するときは施行前の一年未滿（其の計算法は退官賜金令に依り日計算とする）を合算して恩給額算出の基礎とする、蓋し従前は一年未滿の在職年と雖二以上合して一年以上に達するときは退官賜金の基礎となし得たからその期待的利益を尊重するを妥當とするのである、前後在職年が従前の規定に依り相互に通算されぬ場合は此の限でないこと勿論である。

〔例説三〕 軍人在職年一三年にして普通恩給権を有する者文官に再就職し在職三年にして退職した場合に第二項本文に依り前後在職年を合算するに一六年となり文官普通恩給を給し得ぬから第二項但書に依り文官三年に對し一時恩給を給すべきが如くに見ゆるが前在職年に付普通恩給権を生じ再在職一年以上に及ぶ場合には必ず第五四條第一項第一號の再任改定の規定を適用すべきであるから前後在職年を合し一六年にして事實上再任改定出来ぬとは謂へ後の三年の在職に對し本項但書に依り一時恩給を給すべきではないのである、又他にも如斯場合に其の三年に對し一時恩給を給すべき規定がないから結局如斯場合は三年は空廻りの在職年となるのである。



第二項は退職後再就職した場合の規定であつて、右の如く退職前から他の官職に在る併任の場合には待遇職員在職は「前在職年」に該當せず本項の適用がないのであるから、右の場合が第二條第一項の適用に依り五年の待遇職員一時恩給（又は一時扶助料）と待遇職員と文官とを合算した九年の文官一時恩給（又は一時扶助料）との選擇となつても本條第二項の但書の一時恩給一在職主義に違反するものではない。

但書の「前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル」といふのは前の在職年に付一時恩給を實際に受けたると否とを問はぬのである、即故意に請求しなかつたり請求期間を経過して時効に罹つたりしたる在職年でも一時恩給の基礎として合算せぬのである、昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で「其ノ他ノ前在職年」を加へた爲此の點は明瞭にされ又一時恩給の最短期限（三年）に達せざる前在職年月數をも算入せぬこと（前述例説一）此の改正に依て一點の疑を容れ得ぬことになつた。尙一時恩給に付ては第六七、第六八、第七〇の各條に一時扶助料に付ては第八二條に何れも最短期限を「在職年三年以上」と規定してゐるが本條第二項但書の規定の結果勤績在職年三年以上でなくては一時恩給、一時扶助料の基礎にならぬことに注意を要する。第五二條第一項の場合の基礎在職に付ては第五二條——二頁参照のこと。第二項本文の場合は但書の裏として前後在職年を合し普通恩給の年限に達する場合には前後を合算するといふこととなる、前の在職年を基礎とする一時恩給権が時効に罹つた場合でも之を除算する規定がないからその在職年は後の在職年に通算されて普通恩給の基礎となるのである、唯前の在職年が普通恩給権の基礎になり而も其の権利が時効等で消滅した場合には第四一條第一號に依り後の在職年に通算せず在職年より除算する。

又第二項本文は前に述べた如く前の在職と異つた異種の公務員として就職して退職した場合でも前後の在職年は合算



するのであつて此の事は従前の恩給法規と異り失格原因なき限り總ての公務員の在職年は皆相互に通算するの大原則を建てたものであつて甚だ重要な點である、之に對する當分の間の例外は昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律附則第一七條以下に依り適用される廢止された第九九條に規定する教育職員在職年と其の他の公務員との通算關係である。

(3) 例へば軍人在職五年一月にして大正一五年八月一〇日に退職し其の八月二五日に文官に再就職し昭和一三年の六月三日に退職したとすると文官としての在職年は第一項の原則から謂へば一一年一月となり軍人のそれと合すれば一七年に達し文官普通恩給を給せられる筈であるがこれでは大正一五年八月は軍人としても一月文官としても一月に計算せられ結局二月として重複して計算される結果になり不當であるから退職と同月内の再就職の場合には再在職即前例の文官の在職年は再就職の月の翌月即九月から起算することにしたのであつて結局前例では一月不足の爲め文官普通恩給を給せられず文官一一年一月に對し一時恩給を給せられることになる。

〔例說一〕

待遇職員  
文官  
一日

即待遇職員退職の同日文官に任ぜられ即日退職したときには文官在職年は第二八條第三項に依り在職年の基礎となるを得ず零に等しいから第四四條第二項に依る俸給合算の問題も起らず待遇職員退職前の俸給のみが基礎俸給となる待遇職員退職の前日文官となり待遇職員退職の同日退職した場合には本條の場合でなく併任で文官としての在職年を認められる、即待遇職員退職前の俸給と文官の退職前の俸給とを合算し文官恩給と待遇職員恩給との選擇である。

〔例說二〕 昭和八年三月一〇日に退職し同月一日に再就職し同月三十一日に退職すると再就職に係る公務員の在職年は認められぬが同月三十一日に再就職しても翌月たる四月なら第一日に退職しても再在職として一月を認められることになる。

〔例說三〕

大正一五年一月一〇日 文官(邊陲地加算なき地域に勤務)  
昭和七年三月一〇日 文官(邊陲地加算なき地域に勤務)  
昭和七年三月二一日 文官(邊陲地加算ある地域に勤務)  
昭和八年二月一〇日

右の場合に後の文官としての邊陲地加算の要件たる一年の在職(第三八條第一項)ありや否やは第四〇條第二項に依り昭和七年三月より計算し一年ありとし邊陲地加算を附し得ると解する、併し後の文官としての實在職年は第二八條第三項に依り一月であるから第四〇條第一項の規定に依り一月に對して加算するのである。

(4) 従來一時扶助料は公務員死亡前の切れ切れの在職年月數をも合算して基礎在職年としたのであり之は主として沿革に基くものであるが一時扶助料は公務員の死後遺族に於て受けるが故に扶助料の名を冠するに過ぎず其の實質に於ては公務員の受くべかりし一時恩給であると考へ得るもので殊に第六四條ノ二に於て前に受けた一時恩給金額を普通恩給から控除するの規定を設けることになつたからには一時恩給と同様恩給一在職主義にするのを相當とし昭和八年法律第五〇號恩給法中改正法律で改正したものである。



第二十九條 (併有官職の在職年計算)  
 公務員二以上ノ官職ヲ併有(スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益(ナル一官職ノ在職年ニ依ル)

(1) 一官職の外に他の官職を併有し在職年が重複するとき(二以上の官職の在職年が全部重複する場合と一部重複する場合とを問はぬ)その重複する部分は公務員に利益なる一方の在職年に依り計算することにし互に兩在職年を全部通算することはせぬ、これは第八條の二重給與を避ける趣旨から謂つても妥當なことである。

此の規定の結果は一の在職年と他種公務員の在職年とを通算することになるのであるから兩在職年が通算されぬやうな關係にあるとき例へば



右の二つの例のやうな場合に教育職員在職年が廢止された第九條第二項により教育文官以外の公務員の在職年と通算出来ぬときは本條の規定を適用出来ぬ。

本條は「利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル」とあるから恩給裁定官廳に於て利益なりと認むる所に從つて計算して差支

ない、但し本條は單に重複する部分に付ての計算方法を規定したに過ぎぬのであるから何れの官職として恩給を給すべきやは第八條の規定で本人の選擇に依り決せられる。

併有官職を同日に退職すると選擇の問題の外俸給合算の問題が起るが之に就ては第四四條——七頁例說一、二を參照のこと。

(2) 併有といふのは併任とも謂ひ同時に二以上の官職に就いて居ることであるが恩給法規上總て俸給を給せられて居る在職年のみが價值あるもので無給の在職年は全然在職年として顧みられぬ原則になつてゐる(それは第六〇條以下に恩給額算出の基礎として在職年の外俸給が擧げてあるのに見て明瞭である)から兼任や無給官職の併有は本條に所謂併有と謂ふことを得ぬ、又官職退職の即日又は翌日他の官職に就職した場合は繼續(第九〇條參照)又は勤績(恩施第三五條)であつて併有でない。

(3) 利益なる場合といふのは一方の在職年に加算年ある場合等である。



第三十條 (軍人、警察監獄職員普通恩給年限計算上の換算率)

軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七<sup>三</sup>のニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

(1) 軍人及警察監獄職員以外の公務員は在職一七年 (第六〇、六二、六四各條) にして普通恩給を受けるに對し軍人は一三年 (第六一條) 又は一二年 (第六一條ノ二) 警察監獄職員は一二年 (第六三條) にして普通恩給を受け得ることになつて居るのは軍人及警察監獄職員の職務は其の他の公務員に比し性質上辛苦が多いので特に短縮した次第である、それで之を比例で表すと軍人と警察監獄職員以外の公務員との在職年一年の價値の比は前者17に對し後12であり警察監獄職員と軍人以外の公務員との比は前者17に對し後12といふことになる、それで軍人又は警察監獄職員として恩給を給する場合に軍人又は警察監獄職員在職年に軍人及警察監獄職員以外の公務員の在職年を通算するには後者の在職年の年月數に13/17又は12/17を乗じ價値を少くして算入すべきである、それを計算の便宜上平均して7/10に近いから一〇分の七として本條が設けられた。兩條とも在職年とあるから第二八條(1)の終及第五五條(1)に説明する通り加算年も含むのである。

(例説) 之は昭和八年の恩給法改正前軍人普通恩給年限一一年、換算率四分の三の時代の例である。

- 大正九年十二月十五日 北海道廳事業手ニ任ズ
- 大正十一年五月二十二日 任北海道廳技手
- 同 年十一月三十日 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ズ
- 同 年十二月一日 一年志願兵トシテ歩兵某聯隊入隊
- 大正十二年十一月三十日 復職ヲ命ズ (技手)
- 同 年十二月一日 豫備役編入
- 同 日 陸軍補充令第三十七條ニ依ル勤務召集ニ應召步兵某聯隊入隊
- 大正十二年十二月十八日 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ズ
- 大正十三年四月一日 召集解除
- 同 年四月十日 復職ヲ命ズ (技手)
- 大正十四年五月十三日 樺太廳へ出向ヲ命ズ
- 同 年同月二十九日 任樺太廳技手 (現地任官)
- 昭和四年十一月六日 轉地療養ノ爲樺太出發
- 昭和五年四月二十五日 歸廳
- 昭和七年七月二十日 勤務演習應召、樺太出發、入隊
- 同 年同月二十三日 依願免本官 (技手)
- 同 年八月十日 召集解除 (階等少尉)

右の場合召集解除に依り軍人としての恩給を請求したときの軍人普通恩給基礎在職年は次の如く計算する。



第三十條—三

軍人在職年

大正十一年十二月一日より十三年四月一日迄

一年五月

昭和七年八月

一月

計一年六月

軍人以外の公務員の在職年

イ、實在職年

大正九年十二月十五日より十一年十一月三十日迄

二年

大正十三年五月より昭和七年七月迄

八年三月

ロ、加算年

大正十四年五月二十九日より昭和四年十一月六日迄

二年三月半

昭和五年四月二十五日より七年七月二十日迄

一年二月

計十三年八月半

一年より軍人在職年一年六月を除いた残り九年六月に相當する軍人以外の公務員の四分の三計算をせらるべき在職年は一二年八月である、軍人以外の公務員の在職年計一三年八月半より一二年八月を減ずれば残り一年半月となる、仍て一年に一年半月を合したる一年半月を以て軍人普通恩給の基礎とする。

最終在職を恩給法改正前に退職すれば四分の三に換算せらるべかりし其の以前の在職年と雖も最終在職を改正後に退職すれば普通恩給の給與事由の發生が改正後であるから附則第二條の反對解釋に依り本條を適用せられ一〇分の七に換算せられることになる。

第三十一條 削除

本條の内容は昭和八年の恩給法改正で前條に合併規定したから削除した。



第三十二條 (戰爭従軍加算・事變従軍加算)

公務員其ノ職務ヲ以テ<sup>(1)</sup>従軍<sup>(2)</sup>シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

- 一 戦地ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ従軍期間ノ一月<sup>(3)</sup>ニ付三月<sup>(4)</sup>
  - 二 戦地外ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半<sup>(5)</sup>
- 前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戦争ニ準スヘキ事變ニ際シ職務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス<sup>(6)</sup>の戦争ノ期間<sup>(7)</sup>及地域、職務ノ範圍並戦争ニ準スヘキ事變<sup>(8)</sup>ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 即其の職務を以て従軍した公務員としてのみ加算がある譯である。従て例へば文官が補充兵や豫後備兵として軍に編入せられ従軍したやうな場合には其の従軍は軍人としての職務を以て従軍したことになるから軍人としては加算があるが文官としては加算がない、尤も文官在職年と軍人在職年とは通算されるから文官として恩給を給する場合でも第二九條の規定に依り加算年のある方を利益な在職年として其の従軍年を通算するに至るのである。文官が文官としての職務に於て従軍するやうな場合例へば文官として出征軍に隸屬し内國港灣を出發し軍隊、艦船又は軍衛に在つて服務したやうな場合には軍人として従軍したのでないから軍人として加算せず文官として加算を爲すべきこと勿論である。

2) 従軍とは戦争又は戦争に準すべき事變に際し戦地即戦争又は戦闘の行はるる地域に在て或は出征軍に編入隸屬

し或は出征軍と同様の戦闘力の構成に参加し(従て警察官吏の單なる警察の目的を達せんが爲のみの討伐では足らぬが集團的に軍事行動に協力する場合は該當し得よう)或は戦地外に在て出征部隊の戦争遂行又は事變の出征部隊の戦闘遂行に密接の關係ある勤務に従事する(武官のみならず文官等でも従事する場合があります)ことであると解し度し。

従軍加算は戦争又は之に準すべき事變の開始を條件とする筈であるが唯恩給法施行令第一二條第一項第三項第四項は戦争又は事變の開始前にも加算し得ることあるべき特別の規定をなしてゐる。(條文はのに掲げた)

恩給法施行前は文官教育職員巡查等の従軍の範圍は

- 一、外國戦に當り出征軍(平時鎮戍軍を含む)に隸屬し内國港灣を出發し軍隊、艦船又は軍衛に在りて服務したとき
  - 二、戦地又は臨戦合圍地境内に在て軍隊又は軍衛に附屬し服務したとき
- に限られてゐた(二〇條—九、一〇頁)が恩給法は被適用者を「公務員」と規定しゐる次第であり又近來の事變等の實狀に顧みるときは従軍の意義を前述の如く稍廣く解するの外なからう。

舊法では軍人に付てのみは従軍加算の範圍を隨分廣義に用ひたものである、参考の爲軍人恩給法第二一條を掲記すると、

第二十一條 従軍年ノ加算ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

- 一 外國戦ニ當り出征軍ニ編入セラレ内國港灣ヲ出發シタルトキハ二個年
- 二 内國戦ニ當り出征軍ニ編入セラレ戦地ニ臨ミタルトキハ一個年
- 三 臨戦合圍地境内ニ於テ服役シタルトキ外國ニ在テハ二個年内國ニ在テハ一個年
- 四 日本國外ノ鎮戍ニ在リタルトキハ一個年
- 五 出征事件ニ關シ功績アル者及一時ノ出兵ヲ出征軍ト見做シ従軍年ニ加算スヘキ場合ハ勅裁ニ依ル



(3) 加算といふのは第四〇條第一項規定の通り或る公務員の實在職年の外に之に従として特に若干年月数を添加算入し全體として在職年数を増すことを謂ふのである、例へば軍人が其の職務を以て従軍し戦地で一年三月職務に服した場合には之に本條第一項第一號に依り三年九月を添加し在職年五年とするが如きである、即實在職年に従たるものであるから實在職年と運命を共にすることになる、從て又加算の基礎たる此の實在職年が除算せられるやうな場合には之に従たる加算も存在の意義を失ふので加算年月たる三年九月のみ在職年として生残るといふやうなことはなく全然在職年は無いことになる、通算に付ても同様で基本たる實在職年が通算されぬのに其の従たる加算年のみを通算するやうなことはない。

加算は通算及合算の觀念とは異なるから之を區別するを要する、通算といふのは或る公務員の在職年に他種公務員の在職年を算入することであつて合算といふのは同種公務員の在職年或は通算し得べき異種公務員の在職年を二つ以上合計することである、であるから通算は結果に於て合算と同様の結果になることが多いが要するに通算は或る在職年が他の在職年に算入される性質ありや否やの方面に重きを置き合算は通算性のあることが決定せられてゐることを前提としてただ主として在職年の合計といふ計算の方面から觀た言葉であると解する、通算の語は既に第八條第一七條に合算の語は第二八條にもあつた、尙第四二條の通算の文字は公務員でない者の在職に付てまで擴張して用ひてある。

(4) 「一月ニ付三月」等の一月は曆月に従ふ月なることは第四〇條第二項でもわかる通りである、故に例へば昭和八年八月二三日から同年一月二日まで戦地で職務に服すると八月から一月まで曆月が四あるから之を四月と數へ其の一月に付三月從て四月に付一二月を加算し加算實役合計一年四月となる、又八月二三日から二七日迄職務に服し

ても曆月一あり之に三月加算するから合計四月となる、此の關係は第三三條乃至第三九條皆同様である。

(5) 第一號に依れば「戦地ニ在リテ」とあるから加算の始期は戦地に到着の時であり終期は戦地を離れる時の筈であるが第四〇條第一項の規定に依り左記(7)の如く恩給法施行令第一二條第一項に加算年の計算の便宜上此の戦地なる條件に關し特別規定がある。

(6) 第二號に依れば「職務ニ服シタルトキハ」とあり職務は戦争（第二項の準用の場合には之に準すべき事變）の開始後たることを前提とするが此の戦争の開始後なることに對し第四〇條第一項の規定に依り恩給法施行令第一二條第三項第一號に左の如き便宜上の特別規定がある、尙同項第二號は第三二條第二號が「戦地外ニ在リテ職務ニ服シタルトキハ」とあつて職務に服すべき地に到着の時が加算の始期であり之を離れる時が終期である筈であるのに對し左記(7)の通前記「戦地」に對する特別規定を準用する旨規定してゐる。

(7) 此の場合に付ても第一項第一號及第二號に對する例外規定を準用する旨恩給法施行令第一二條第四項に規定がある。

**第十二條** 恩給法第三十二條第一項第一號ノ規定ニ依リ従軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規

定ニ依ルノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

一 戦争開始後戦地ニ到リタル者ニ付テハ戦地ニ到ルヘキ事由ノ生シタル當時所在スル地ノ屬スル地域ヲ離レ

タル月ヨリ加算ス

二 戦争中戦地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ其ノ歸還スヘキ地ノ屬スル地域ニ到着シタル月迄加算ス



前項ノ地域トハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島及之ニ準スヘキ外國ノ地區ヲ謂フ  
 恩給法第三十二條第一項第二號ノ規定ニ依リ從軍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ル  
 ノ外左ノ各號ノ例ニ依ル

- 一 動員（之ニ準スルモノヲ含ム）部隊ニ編入セラレタル者ニ付テハ編入ノ月、動員（之ニ準スルモノヲ含ム）  
 下令前ヨリ其ノ部隊ニ在リタル者ニ付テハ其ノ下令ノ月ヨリ加算ス
- 二 戰爭開始後職務ニ服スヘキ地ニ到リタル者及戰爭中其ノ地ヨリ歸還シタル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス  
 前三項ノ規定ハ恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル加算ニ付之ヲ準用ス

- (a) 舊軍人恩給法第二一條第一號には「内國港灣ヲ出發シタルトキ」云々とあつた、本號に「地域ヲ離レ」といふのは其の地域に  
 在る港灣を出發の時を指すものとみてよろしい、朝鮮と滿洲、關東州と滿洲といふやうに陸地を以て外國と境界を接する場合に付  
 ては舊法は明治二三年の發布なので規定はなかつたがこれは其の境界を越えた時と解すべきである。（三五二頁につゞく）
- (b) 歸還といふのは必ずしも自分の元來屬した部隊所在地又は官廳所在地（文官等）に歸ることではない、歸るべく指定せられた  
 所で第二項の地域に屬する所ならば何處に歸るのでも宜しい、從て例へば臺灣に在る軍隊から印度に出征した場合でも其の者が病  
 氣の爲め後送されるやうな時に其の收容される所が東京の衛戍病院ならば「歸還スヘキ地」は東京であるから其の「地ノ屬スル地  
 域」は内地といふことになり從て横濱なり神戸なり上陸地に船が到着した月まで加算される、途中で船が元來の所屬隊の所在地た  
 る臺灣の或る港に寄港したとしてもその寄港は所謂「歸還スヘキ地ノ屬スル地域ニ到着シタル」ものと謂ふを得ぬ、一號の出發の  
 場合も之に從つて考ふべきである。（三五二頁につゞく）
- (c) 即關東州南洋群島は外國と觀ないのである。

(d) 臨時編成、應急動員（應急準備）、臨時動員、應急戰備等。

(8) 戰爭は事實上の争鬭のものにあらずして國家間の一種の状態なることは通説といつて可なるもその戰爭の開  
 始時期に付ては一定せず或は宣戰の時を以てその時期と爲すべしと論ずるものもあるが一方に於て宣戰なくして直に  
 敵對行為に依り開戰となることも多い次第である、又戰爭の終了も媾和條約に依るのを最通常とするが征服的併合や  
 事實上戰鬭行為の終止に依り自然に平和の回復する場合も多いので必ずしも終了の時期を明瞭にし得ぬことがある、  
 本條に戰爭の期間即開始より終了までの間を勅裁に依り定めることにしたのも斯かる次第からであらう。

(9) 恩給關係以外で事變といふ字を使ふ場合でも必ずしも本條の加算を爲すべき場合であるとは限らぬ。それが戰  
 争に準すべき程度の高度のもので勅裁に依り決定せられた場合でなければならぬのである、尙事件といふ語をよく用  
 ひるが之は廣い意味であつて戰爭に準すべき事變は事件の中重大なるものと解して差支ない。第二項の規定は事變に  
 付ても其の期間、地域、職務の範圍を勅裁を以て定めらるべきものと解する。恩給法施行後本條の事變として勅裁を  
 經た場合を表にて示せば次の通りである。（告示の本文は次條に掲げた）

勅 裁	事 變 ノ 期 間	地 域	戰 務 ノ 範 圍	加 算
昭和三年支那事變 (昭和四年内閣告示 第三號)	昭和三年四月一九日 ヨリ七月一〇日迄	滿洲ヲ除クノ外支那 及其ノ沿海	從軍シタルモノ	三二條一項一號、二項 一月ニ付三月
昭和六年九月一八日 以後		滿洲、內蒙古、熱河 其ノ接壤地帯	直接支那派遣部隊ニ關ス ル勤務ニ從事シ功績アリ タルモノ	三二條一項二號、二項 一月ニ付一月半



昭和大一八年滿洲上 海事變(昭和八年 内閣告示第五號)	昭和大一八年一月二六日迄 昭和大一八年五月三一日迄 昭和七年一月二八日 ヨリ同年六月二五日迄	渤海 右以外ノ支那及其ノ 沿海	戰力構成ニ參加從軍	三二條一項二號、二項 一月ニ付三月
昭和大一八年九月一八日 以後	内國	直接出動部隊ニ關スル勤 務ニ從事シ功績アリタル モノ	三二條一項二號、二項 一月ニ付一月半	

〔三五〇頁終ヨリ八行目ツツキ〕内地港灣を出發後關東州に上陸し州境を通過して滿洲に入つたやうな二以上の「地域」を通過した場合には最後の地域本例では關東州の境を通過した月から加算するのであつて最初の地域を離れた(本例では内地出港)月から加算するのではない。

〔三五〇終ヨリ二行目ツツキ〕戰地で入院中内地部隊に編入せられ又は海兵團に送籍せられ編入後又は送籍後一ヶ月以内に出發せぬ場合でも鎮戍加算の場合の施行令第一三條の「直ニ」の文字がないから歸著の月迄加算する(三五條一b參照)。

第三十三條 (外國の交戦擾亂地内勤務加算)

公務員外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス 其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戦又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

- (1) 書き直すと外國ノ交戦ノ地域内又ハ外國ノ擾亂ノ地域内となる、此處に外國といふのは關東州、南洋群島を含まぬこと恩給法施行令第一二條第二項より觀ても判明するであらう、以下恩給法第三四條第三五條等皆此處の外國と同義である。適用を受ける公務員は軍人に限らぬ、警察職員、領事館員等が適用されることもあらう。
- (2) 即單に右地域内で勤務したのでは足らぬ、其の勤務が危險を顧みず職務上行はれたのでなければならぬ。
- (3) 地域、期間は事件が本條に該當すると認める毎に内閣から上奏して勅裁を仰ぐことになつてゐるのであつて勅裁があると内閣告示を以て告示することになつてゐる、今日迄に左の三告示があつた。

昭和三年五月二八日内閣告示第一號

恩給法第三十三條第一項ノ規定ニ依ル加算ノ地域及期間左ノ通勅裁ヲ經タリ

外國擾亂地勤務加算ニ關スル件

昭和二年三月二十一日ヨリ同年四月七日ニ至ル期間ニ支那揚子江沿岸ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタル公務員ニ對シテ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國擾亂地勤務加算ヲ爲ス



昭和四年六月二十七日内閣告示第三號

公務員ノ在職年ニ付恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ戦争ニ準ズベキ事變ノ期間、地域及職務ノ範圍竝ニ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ擾亂ノ地域及期間左ノ通勅ヲ經タリ

從軍加算及擾亂地勤務加算ニ關スル件

昭和三年四月十九日ヨリ七月十日ニ至ル期間ニ滿洲ヲ除クノ外支那及其ノ沿海ニ在リテ今次ノ支那事件ニ從軍シタル公務員ニ對シテ恩給法第三十二條第一項第一號及同條第二項ノ規定ニ依ル加算ヲ爲シ又内國ニ在リテ直接支那派遣部隊ニ關スル勤務ニ從事シ功績アリタル公務員ニ對シテ同條第一項第二號及同條第二項ノ規定ニ依ル加算ヲ爲ス

昭和三年五月十八日ヨリ八月三十日ニ至ル期間ニ滿洲ニ在リテ又ハ同年七月十一日ヨリ十一月十五日ニ至ル期間ニ滿洲ヲ除クノ外支那及其ノ沿海ニ在リテ危険ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務シタル公務員ニ對シテ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國擾亂地勤務ノ加算ヲ爲ス

昭和八年二月七日内閣告示第五號

公務員ノ在職年ニ付恩給法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ戦争ニ準ズベキ事變ノ期間、地域及職務ノ範圍竝ニ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ加算ヲ爲スベキ擾亂ノ地域及期間左ノ通勅ヲ經タリ

從軍加算及擾亂地勤務加算ニ關スル件

昭和六年九月十八日以後滿洲、東内蒙古及熱河竝ニ其ノ接壤地帯ニ昭和六年十一月二十六日ヨリ昭和八年五月三十一日ニ至ル支那渤海ニ昭和七年一月二十八日ヨリ同年六月二十五日ニ至ル期間前記地域ヲ除キタル他ノ支那ノ地域及其ノ沿海ニ在リテ職團力構成ニ參加從軍シタル公務員ニ對シテ恩給法第三十二條第一項第一號ヲ準用スル同條第二項ノ規定ニ依ル加算ヲ爲シ又昭和六年九月十八日以後内國ニ在リテ直接出動部隊ニ關スル勤務ニ從事シ功績アリタル公務員ニ對シテ同條第一項第二號ヲ準用スル同條第二項ニ依ル加算ヲ爲ス

昭和六年十一月二十六日ヨリ昭和七年二月七日ニ至ル期間及昭和七年六月二十六日ヨリ昭和八年五月三十一日ニ至ル期間滿洲、東内蒙古及熱河竝ニ其ノ接壤地帯ト渤海トヲ除キタル他ノ支那ノ地域及其ノ沿海ニ在リテ危険ヲ顧ミズ其ノ職務ヲ以テ勤務シタル公務員ニ對シテ恩給法第三十三條第一項ニ規定スル外國擾亂地勤務ノ加算ヲ爲ス

恩給法施行以來の擾亂地勤務加算の勅裁を経た場合を表にて示せば次の通りである。

勅	裁	擾亂ノ期間	地	域	加算
昭和二年支那事件(昭和三年内閣告示第一號)	昭和二年三月二日ヨリ同年四月七日迄	揚子江沿岸		三三條II一月ニ付二月	
昭和三年支那事件(昭和四年内閣告示第三號)	昭和三年五月一八日ヨリ八月三〇日迄	滿洲		三三條II一月ニ付二月	
昭和六、八年支那事件(昭和八年内閣告示第五號)	昭和六年一月二六日ヨリ七年二月七日迄 昭和七年六月二六日ヨリ八年五月三十一日迄	滿洲以外ノ支那及其ノ沿海 滿洲、東内蒙古及熱河竝ニ其ノ接壤地帯ト渤海トヲ除キタル他ノ支那ノ地域及其ノ沿海		三三條II一月ニ付二月	

尙擾亂加算の始期終期に付ては從軍加算に關する施行令第一二條續成に關する同令第一三條の如き規定がないから擾亂加算は擾亂地到着の月を始期、離れた月を終期とする扱である、又擾亂地で軍人が入院を命ぜられ入院中内地部に編入せられ又は海兵團に送附せられ編入後又は送附後一ヶ月内に擾亂地を出發したときは出發の月迄加算する扱である(三五條—(b)参照)。

準軍人が外國の交戦又は擾亂の地域内で危険を顧みず其の職務を以て勤務した場合には戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服した場合と同様又はそれ以上の危険勞苦が伴ふから第二七條第三項の趣旨に依り在職を認め且第三三條の加算を附することに解せられてゐる。



第三十四條 (戒嚴加算)

公務員戒嚴地境の内ニ於テ危険ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス  
前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

(1) 戒嚴の宣告は天皇の大權に屬し戒嚴の要件及效力は法律で定めることになつてゐる(憲法第十四條)、而して其の法律は憲法發布後未だ制定せられず明治一五年太政官布告第三六號戒嚴令が今日も有效なのである、其の第一條に依れば戒嚴とは「戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國又ハ一地方ヲ警戒スル」ことである、その第二條に曰く「戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ 第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區畫シテ臨戰ノ區域ト爲ス者ナリ 第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ合圍ノ區域ト爲ス者ナリ」と即本條の戒嚴地境といふのは此の兩者を包含するものである、而して第三條は曰く「戒嚴ハ時機ニ應シ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告ス」。

恩給法施行後未だ戒嚴加算の爲さるべき場合が起らぬ、恩給法施行直前の大正一二年九月の關東大震災の時の戒嚴加算に付ては恩給法第二一條の説明従前の規定の部軍人恩給法の註を参照のこと。

第三十五條 (鎮戍加算)

公務員外國鎮戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス(1)(2)

(1) 本條に關しては公務員が鎮戍の爲め内國を出發する場合に付て第四〇條第一項の規定に依り恩給法施行令第一三條に依る特別の規定が設けられてゐる、即

第十三條 恩給法第三十五條ノ規定ニ依リ鎮戍加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ同法第四十條第二項ノ規定ニ依ルノ外

公務員鎮戍ノ爲内國ヲ出發シタルトキハ内國ヲ離レタル月ヨリ加算シ鎮戍ノ終了(2)後直ニ(3)内國ニ歸還シタルト

キハ内國歸著ノ月迄加算ス

(a) 之は勿論特定の公務員の鎮戍の任務を終了を謂ふのであつて全隊員に付ての終了でない。

(b) 鎮戍中入院を命ぜられ入院中内地部隊に編入せられ又は海兵團に送籍せられ編入後又は送籍後一ヶ月以内に鎮戍地を出發したときは「直ニ」と解し内國歸著の月迄加算するが、一ヶ月以内に出發せぬときは送籍の月を以て加算を打切る扱である。

(2) 【例説】 恩給法上鎮戍加算をなすべき外國中に關東州、南洋群島を含まぬ(前々條の參照)、蓋し此等の地區は實質的には日本の統治權が行はれ内國と同様に考へて差支ないからである。故に例之柳樹屯駐在部隊が三月三十一日大連から出港して翌四月一日青島著支那の鎮戍に赴いたとすると大連出港の三月から鎮戍加算を爲す。

(3) 鎮戍に服すとは實質を言表はしたことで鎮戍の語を以て公務員の服務の命令、義務を言表はした場合のみに限るのではなく實際上は多く警備の語を以て言表はされてゐる。



第三十六條 (航空加算)

航空機の乗員のタル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内<sup>(3)</sup>ヲ加算ス

- (1) 航空機は目下の處では次掲恩給法施行令第一四條第一、二號記載の飛行機、航空船(飛行)、艇繋留氣球、自由氣球等である。オートジャイロ、パラシュートで飛行するのも航空勤務である。
- (2) 乗員とは航空機に常時搭乗して飛行、飛回訓練等航空機の職能發揮に従事することを職務上命ぜられてゐる者である、故に「一時の便乗者、見學者等を含まぬ。

〔例説〕

海軍工廠造兵部員にして飛行機製造後試験飛行の際飛行機に搭乗する者は第三六條に所謂航空機乗員と解しない。

- (3) 二月以内の内譯は恩給法施行令第一四條の規定する所である、即

第十四條 恩給法第三十六條ノ規定ニ依リ航空加算ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ左ノ區分ニ依ル

- 一 同月内<sup>(a)</sup>ニ於テ飛行時數五時間以上飛行機ニ搭乗シ航空勤務ニ服シタルトキ又ハ航空機ニ搭乗シ特ニ危険ト認ムル航空試験ニ従事シタルトキハ其ノ一月ニ付一月半
- 二 同月内ニ於テ飛行時數一時間以上飛行機ニ搭乗シ又ハ五時間以上航空船、航行中ノ艇繋留ノ氣球若ハ自由氣球ニ搭乗シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付一月
- 三 前二號ニ掲タルモノヲ除クノ外<sup>(b)</sup>航空機ニ搭乗シ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ一月ニ付半月

- (a) 同月内といふのは同曆月内のことであるから例へば三月三十一日午後八時から翌四月一日午前一時迄五時間飛行しても三月中には右飛行以外に飛んだことがない場合には三月は四時間しか飛行しないことになるから之を同月内の五時間とみることが得ず第二號に依り律せられることになる。
- (b) 従て飛行機に依る航空時間が一時間未満であつたり航空船、航行中の艇繋留の氣球若は自由氣球に搭乗して航空勤務に服すること五時間未満の場合等は此の第三號に入るべきである。又落下傘にて航空する時間も然りであらう、尤も此の場合「特ニ危険ト認ムル航空試験ニ従事シタルトキ」は第一號に入ることにならう。



第三十七條 (潜水艦加算)

潜水艦乗員のタル公務員其ノ職務ヲ以テ在役の潜水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

- (2) 此の乗員といふのも前條の乗員と同様潜水艦乗組員の要員として常時潜水艦の運用、戦闘訓練等艦の職能發揮に従事することを職務上命ぜられてゐる公務員のことであつて一時の便乗者、見學者の如きを含まない。
- (2) 軍港等に繋留しある豫備艦にあらざる現に國防の第一線にある現役の潜水艦のことである。

第三十八條 (邊陲不健康地加算不健康業務加算)

公務員其ノ職務ヲ以テ邊陲又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤のシタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務シタルトキ亦同シ

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第一項ノ地域及業務ハ勅令のヲ以テ之ヲ定ム

(1) 引續き在勤するといふのは邊陲又は不健康の地域に勤務することが正當の命令に基いて居るといふ状態が続いて居ることであつて従て勤務といふのは公務員が一般に勤務すると同様時に出張したり休暇を得たり欠勤して暫時轉地療養をする等臨時任地を離れることを包含して居るので此等のことがあつても差支ないのである、唯次に掲げるやうに恩給法施行令第一六條第二項は特別の規定を設け九〇日以上引續いて在勤地を離れると全然一日も其の在勤地に居なかつた月に對しては加算せぬことにしてゐる、在勤が引續いてゐない場合には加算の條件を缺くから當然加算されぬことになり此の規定を適用する餘地はない、此の規定は引續いた在勤を前提要件としてゐる、不健康業務従事に付ても理論は同様で唯施行令第一七條第二項は引續き三〇日以上服務せぬときは加算をせぬといつて居る點が違ふ。

〔例説〕 第三八條に依る加算は恩給法施行前即大正一二年九月三〇日以前より在勤する者に付ては其の新法施行前の在勤をも加算條件たる在勤と看做し一〇月一日以後の分一月に付一月以内を加算し得る義であつて一〇月一日より











〔例説一〕 施行令別表第二號表列記中都市を以て指定したものに付ては其の加算地域は大體に於て其の都市に所在する本邦官廳の管轄區域をも含むものとする。

〔例説二〕 施行令別表第二號表中五里以上の地方と以内の地方との區別は停車場の中心點から半径五里を以て劃した圖の内外を以て區別すべきものである。

第十六條 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上<sup>(a)</sup>其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

不健康業務に關する勅令は恩給法施行令第一七條である。

第十七條 恩給法第三十八條ノ規定ニ依ル不健康業務ノ加算ハ一月ニ付半月トス其ノ業務左ノ如シ

- 一 有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定ノスルモノ
- 二 排水量千噸以下ノ在役ノ驅逐艦、水雷艇若ハ掃海艇乗員<sup>(b)</sup>トシテ勤務又ハ鐵道事業ニ於ケル蒸汽機關車乗員トシテノ現業勤務
- 三 炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務
- 四 肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務<sup>(c)</sup>

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上<sup>(a)</sup>服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテ不健康ノ業務ノ加算ヲ爲サス<sup>(e)</sup>

(a) 全月離れた月に對してのみ加算を爲さぬ意である、故に例へば四月一〇日から七月二五日迄地域を離れても四月及七月に對しては加算するのであつて加算を爲さぬのは五月及六月に對してのみである。

(b) 此の指定とは大正一三年内閣告示第二號である。

大正一三年四月二十六日内閣告示第二號（改正昭和九年六月三〇日告示第五號）

恩給法施行令第十七條第一項第一號ニ規定スル勤務左ノ通定メ恩給法施行ノ日以後ノ勤務ニ付適用ス

一 左ノ場所ニ於テ有毒ノ瓦斯若ハ蒸氣又ハ爆藥類ノ研究又ハ製造ニ直接從事スル勤務

廠名	作	場	所
内務省警保局	壓縮又ハ液化ノ鹽素、亞硫酸、「フオスゲン」等ノ瓦斯ノ研究室爆藥類ノ研究室		
東京及大阪衛生試驗所廳府	鹽素、「シアン」、「フオスゲン」、芳香系「アミド」化合物、亞硝酸、燐化水素、硫化水素等ノ有毒瓦斯ヲ多量ニ發生シ又ハ使用スル研究室又ハ作業室		
陸軍造兵廠	毒性化合物ノ製造及加工作業室		
	硝化作用室		
	硝化製造及回收作業室		
	硫酸製造室		
	混酸製造室		
	「ニトログリセリン」ノ製造及加工作業室		
	無煙藥壓和作業室		
	無煙藥乾室		
	無煙藥乾室		
	依的兒ノ製造及回收作業室		
鉛ノ熔融作業室			
燐ノ加工作業室			
芳香系硝化物ノ研究及作業室			







陸軍軍醫學校	防疫部ニ於ケル「ペスト」、「コレラ」、「發疹」「チフス」、「腸」「チフス」、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎及赤痢ノ各病原體ノ研究、預防液ノ製造、細菌學教室ニ於ケル「ペスト」、「コレラ」、「發疹」「チフス」、「腸」「チフス」、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎、赤痢及狂犬病ノ各病原體ノ研究並檢菌作業
陸軍病院	病理試驗室ニ於ケル「ペスト」、「コレラ」、「發疹」「チフス」、「腸」「チフス」、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎及赤痢ノ各病原體ノ研究並檢菌作業
陸軍軍醫學校	細菌室ニ於ケル狂犬病、炭疽及鼻疽ノ各病原體ノ研究並診斷液又ハ豫防液ノ製造
海軍軍醫學校、海軍病院、要港部病院	「防疫學教室」ハ病的検査室ニ於ケル「ペスト」、「コレラ」、「發疹」「チフス」、「腸」「チフス」、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎及赤痢ノ各病原體ノ研究、檢菌作業並豫防液ノ製造
傳染病研究所	實驗室、作業室又ハ附屬醫院ニ於ケル「ペスト」、「コレラ」、「發疹」「チフス」、「腸」「チフス」、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎、赤痢、狂犬病、炭疽及鼻疽ノ各病原體ノ研究、檢菌作業並豫防液ノ製造
防疫調査所	實驗室又ハ作業室ニ於ケル狂犬病、炭疽及鼻疽ノ各病原體ノ研究並診斷液又ハ豫防液ノ製造

〔例說三〕 衛生試驗所の特別設置なき場合に之に該當すべき設備として他と分離せる検査室を設け危険なる細菌の研究又は製造に従事する場所として特定使用する場合には名稱の如何に拘らず内閣告示第二號左表の二の第二項の場所に該當するものとする、例之警視廳防疫醫が警視廳衛生部の細菌検査所で勤務した場合は加算する。

〔例說四〕 防疫監吏が檢菌事務に従事するも職制上其の職務を以て不健康業務に従事するものと認め難きが故に加算をなさぬ。

〔防疫職員官制に依るに防疫監吏は「傳染病豫防ニ關スル事務ニ從事シ」防疫醫は「傳染病豫防ニ關スル技術ニ從事ス」とある〕

〔例說五〕 海軍燃料廠探炭部並平壤鑛業部に於て現業に従事する公務員は恩給法施行令第一七條に依り加算する。

(c) 恩給法施行令施行當時には驅逐艦若ハ水雷艇乗員とあつたのを後に水雷艇を廢し掃海艇としたので大正一三年勅令第五一號(公

布の日即同年三月一九日より施行)を以て驅逐艦若ハ掃海艇乗員と改め附則に「從來ノ水雷艇乗員トシテノ勤務ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル」と規定したが其の後再び水雷艇を復活したので昭和八年九月勅令第二三六號恩給法施行令改正ノ件(一〇月一日より施行)で驅逐艦、水雷艇若ハ掃海艇乗員と改正したものである。

(d) 〔例說六〕 大正一〇年勅令第一五二號癩療養所職員制に依る職員中所长、醫長、醫員及調劑員は癩患者に接觸し綿帶の交換患部の手當藥劑の授與病室に於ける患者及看護人の監督其他風紀の取締等に從事し事實上直接看護に従事する者と區別すること能はざるが故に前記職員は施行令第一七條第一項第四號に該當するものである、主事、書記も勤務命令に依り直接看護に従事する者と區別すべからざる勤務に服したときは同號に該當する。

(e) 〔例說七〕 施行令第一七條に規定する不健康業務の一に服務する者引續き他の不健康業務に服務するとき又は不健康業務を離れた後三〇日以内に再不健康業務に服務するときは引續いた服務と看做す。

〔例說八〕 一年間の不健康業務服務命令期間中最初又は末尾の短期間例へば一月のみ服務し他の一ヶ月間は服務しなかつた場合は全然加算せぬが最初及末尾の各月服務し中の一〇ヶ月は服務せぬ場合には前後の各月に對し各半月合計一ヶ月を加算する。蓋し服務加算には服務の著手を要すとするを妥當とし、又末尾に付ては例へば服務命令期間の最終月の前月の二〇日から服務しなかつた場合に最終月の一八日迄服務せずに同日に退職し服務命令も同日に終つた場合には最終月は加算するに反し一九日に退職し服務命令も同日に終つた場合には加算せぬことになり在職日数が事實上多い方が却て在職年が減少し不利になるのは不當であるといふ點から謂つても本規定は末尾に用ふべきでなく服務の中途の不服務期間に適用すべきであると思はれる。



第三十九條 (遠洋航海加算、艦隊準戰訓練加算)  
 海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月<sup>半</sup>ヲ加算ス一  
 年以上引續キ編隊艦船ニ乗シテ上陸制限ノ下ニ準戰訓練ニ服シタルトキ亦同シ<sup>(3)</sup>  
 前項ノ遠洋航海ノ範圍ハ勅令<sup>(4)</sup>ヲ以テ之ヲ定ム

(1) 恩給法施行令第一八條のこと、加算方法に關する第一九條と共に掲げる。

第十八條 恩給法第三十九條ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十度北緯四十度ノ點ト  
 東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航  
 程千裡ヲ超ユル航海ヲ謂フ<sup>(a)</sup>

第十九條 航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國  
 港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國  
 港灣ニシテ前條ノ海面ニ在ラサルモノヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到着シタル月迄加算ス  
 航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

(a) 之を地圖にて示せば左の如くである(黒太線の矢の方向の側が遠洋航海の範圍)。





(2) 半月を三分の一月に減じたのは恩給法公布當時に比し其の後遠洋航海術が進歩し漸次危険率が減少しつつあると考へられるからである。

(3) 此の第一項後段は近時海軍の訓練が非常に激烈なものとなり長期に亙り厳格な上陸制限下に危険率多き戦闘様の訓練を施行してゐるので新に昭和八年一月一日から艦隊準戰訓練加算を設けられたのである。本加算要件の「引續キ」に關しては恩給法第三八條に對する恩給法施行令第一七條第二項の如き緩和規定がないから一日でも服務しなければ其の前後は引續かぬことになる、併し本加算を附せらるべき艦船間の轉動や病氣等の爲の如き止むを得ざる離艦船の期間は「引續キ」の範圍内に入れるべきであらう。編隊艦船とは聯合艦隊及之が附屬艦船と解する。

〔例説〕 昭和八年一月一日の恩給法改正前から本條第一項後段の事實に該當する者には「一年以上」の要件は改正前の其の事實に該當した時から起算する（前條(1)例説と同趣旨）。

#### 第四十條 (加算の方法)

第三十二條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ實在職年ニ從トシテ之ヲ算入ス

加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ルノ

二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

(1)(3) 加算方法に關する原則は第二項規定の加算事由の生じた月から起算し起算事由の止んだ月に打切るに在るが之に付ては第一項に「勅令ノ定ムル所ニ依リ」とあるから勅令に依て此の原則に對し例外的特別規定を爲した場合には其の勅令の定むる所が優先的效果を有することになる、此の勅令の定むる所は恩給法施行令第一二條、第一三條、第一六條第一項、第一九條等であつて即第一二條第一項は法第三二條の從軍加算の事由の一たる「戰地ニ在リテ」に對する特別規定、第三項第一號は「戰務ニ服シタルトキハ」に對する特別規定、第三項第二號は「戰地外ニ在リテ」に對する例外、第一三條は法第三五條の「鎮戍ニ服シタルトキハ」に對する特別規定、第一六條第一項前段は法第三八條の邊陲又は不健康地加算の事由の一たる「在勤」に對する特別規定、第一九條は法第三九條の遠洋航海加算の事由の一たる「遠洋」に對する特別規定を爲してゐるのである。

(2) 從トシテの意義に關し第三二條(3)参照。



(4) 最も利益なるものに依るから

イ、同一期間に對し同時に二以上の率の異なる加算の規定が當嵌る場合にはその最も率の多い規定を適用する、加算の種類と同種たるを異種たるを問はぬ。

ロ、基本たる實在職年が除算され従て之に對する加算年が除算される場合には此の加算よりも率は少くとも除算されぬ加算年が利益なるものとなる。

ハ、同一暦月内に同種の加算年ではあるが二度以上加算の事由が生じた場合には本項「二種以上」に當らぬが本項の重複して加算せぬとの趣旨から云つて、又第八條、第二八條第一項の同様の趣旨から云つて其の第二回以下の加算事由に依る加算は附せぬのが至當である。但し此の場合同種の加算ではあるが率が異なる場合は其の率の多い加算を附すべきこと亦本項の趣旨からして至當であらう。

尙加算の意義に付ては第三二條—三頁参照。加算年とは在職年（第五五條—一頁参照）と同様の用法で加算年月數を總稱するものであつて、細別的に謂ふ場合には年數のみを指すときは加算年數、月數のみを指すときは加算月數といふのであるから加算年五月といつても差支ない。

第四十條ノ二（休職、歸休等の期間の半減計算）

休職、待命、歸休、停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ亘ルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス。

(1) 現實に職務を執るを要せぬ期間を在職期間といふのは一見不思議のやうであるが在職は恩給法第二五條に所謂就職から第二六條に所謂退職迄の期間（第二八條第一項）であつて第二五條の就職の定義に依れば現實に職務を執ると否とを問はず任官、任命があれば則ち就職であるから不思議ではない。併し現實に職務を執るを要せぬ期間は恩給給與の目的の一が能力減損補償に存する點から觀て現實に職務を執るを要する期間と同様に扱ふのは不合理と認められるので昭和八年法律第五〇號を以て本條を設け在職年計算上二分の一だけの價値を認めることとし昭和八年一〇月一日から施行されるに至つたのである。

現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサルとは法令上當然之を定められてゐる場合のこと其の場合例へば上官の命で臨時に職務を免除されたり忌引や休暇等を指稱するのでない。外國政府傭傭中は全體に於て本條の適用を受ける。本條の在職期間中でも臨時職務を命ぜられた場合には適用せぬ。尙本條の在職期間が退職又は死亡で終つて半減で在職年を計算されても第五九條ノ二の退職又は死亡前「一年」の期間は現實の一年で算へるのであつて半減したる在職年で算へるのではない。